

高原町告示第3号

令和6年第1回高原町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月13日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和6年3月6日

2 場 所 高原町役場議場

---

○開会日に応招した議員

西嶋 陽代君

岩元 礼子君

福澤 卓志君

温水 宜昭君

未永 充君

外村 仁君

郡山 貞利君

山下 香織君

陣 圭介君

前原 淳一君

---

---

令和6年 第1回 高原町議会定例会 会議録 (第1日)

令和6年3月6日 (水曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和6年3月6日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

末 永 充 議員

郡 山 貞 利 議員

岩 元 礼 子 議員

陣 圭 介 議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

末 永 充 議員

郡 山 貞 利 議員

岩 元 礼 子 議員

陣 圭 介 議員

---

出席議員 (10名)

1 番 西嶋 陽代君

2 番 岩元 礼子君

3 番 福澤 卓志君

4 番 温水 宜昭君

5 番 末永 充君

6 番 外村 仁君

7 番 郡山 貞利君

8 番 山下 香織君

9 番 陣 圭介君

10 番 前原 淳一君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記（事務局次長） 外村美保子君  
書記（副主幹） 古川 裕子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長	内村 秀次君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府 和也君	高原病院事務長	久徳 信二君

---

◎ 開会・日程

午前10時00分 開会

○議長（前原淳一君）

それでは、ただいまから令和6年第1回高原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

派遣議員等の決定を含め、諸般の報告は、その概要をお手元に配付してありますので、ご参照の程  
お願いいたします。

報告の中で、高原町議会会議規則第74条の規定による委員派遣及び第127条の規定による議員  
派遣を行っております。これについては、全員協議会で報告のとおりです。

○

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前原淳一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、末永充議員及び6番、外村仁議員を会議録署名議員に指  
名します。

○

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（前原淳一君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの16日間に決定しました。

---

◎ 日程第3 一般質問

○議長（前原淳一君）

日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、5番、末永充議員。

○5番（末永充君）

〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

それでは、質問通告に従い、大きく3点について質問いたします。1点目は、公共施設整備について。2点目は、循環型社会の形成について。3点目は、国土利用・管理について伺います。

1点目、公共施設整備について質問いたします。

公共施設等整備の基本方針もありますように、庁舎の建て替えは、小学校建設後の令和8年度以降とし、建設予定地は、ほほえみ館周辺とするとなっております。

現在の庁舎は、昭和48年に建設され、その後、増築工事が実施され、築51年が経過して、行政窓口として利用されています。災害時には、災害本部となる重要拠点施設としての役割を担っていると思います。構造は、鉄筋コンクリート造りの建物でございますが、旧耐震基準で整備されていることから、耐震面において安全性に問題があります。皆さんも御存じでしょうが、3階部分は雨漏りがします。アスベスト検査、平成30年の8月では、軒下ボード、ロビー、天井、床の仕上げ材においては、アスベストを含有しておりますし、役場内の執務室など、ほぼ全てに使用されております。

令和元年9月20日、全員協議会において、床舎耐震診断の結果についての説明があり、耐震補強工事はできないと判断され、目標耐用年数は令和15年となっております。建て替え時期は築60年の令和15年ではありますが、給水施設、水道管については、耐用年数が40年で漏水するのも当然であります。宮崎県建築物耐震改修促進計画の改定が2020年6月に改定され、耐震化に関する行政指導にも公表されております。また、県内の26市町村のうち、本庁舎建て替えを実施していないのは、令和4年3月末で高原町だけであります。

公共施設を整備するにしても、財源の確保と計画的に取り組む必要があります。病院の赤字問題から小学校建設を断念した経緯もありましたが、能登半島地震を考えますと庁舎建設を進めるべきだと町民の声として聞こえてきています。防災拠点施設が必要であります。小学校建設を断念した今、どのような考えか、町長の考えと、今後の方針についてお聞きします。

次に、2点目の循環型社会の形成について伺います。

地球温暖化に伴う自然災害の増加など、生態系や農林水産業の影響等が懸念されます。天孫降臨の地である高原町では、廃棄物の適正処理に努めながら、町内一斉清掃など、町民が実質的に環境美化に努めている光景も見受けられます。しかし、まだ人目につきにくい場所への不法投棄も後を絶たないようです。町民、事業所及び行政一体となって、ごみの減量に取り組んでいかねばなりません。ごみの処理量と環境保全の取組について伺います。

3点目の国土利用管理について伺います。

令和5年7月に閣議決定された国土形成計画において、国土利用の基本方針として、国土利用管理DXが掲げられました。特に国土利用管理の観点から、人口減少・高齢化などにより、空き地・空き家の発生、農地や林地などの管理水準の低下が深刻化し、周辺に悪影響を及ぼしております。高原町では今後どのような考え方で粗放的な管理や最小限の管理などにおいて支援していくのか伺います。

以上、壇上から3点について伺い、後の質問については、自席にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

[降壇]

○町長（高妻経信君）

[登壇]

おはようございます。今回の定例会、9名の議員から一般質問の通告を頂いております。今日、明日答弁をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

まず、末永議員のほうから大きく三つの御質問をただいまお受けいたしました。

初めに、公共施設整備についてお答えいたします。

役場庁舎については、防災・災害対策拠点として、高原町地域防災計画において位置づけられておりますが、耐震性を考慮し、庁舎が機能不全となった場合におきましては、ほほえみ館を災害拠点とするよう計画し、環境整備を行っているところであります。

本庁の公共施設等の総合的な整備につきましては、令和3年11月に公共施設等整備の基本方針の中で、学校の校舎、役場庁舎、中央公民館、保育所、そして体育館を優先的に進めることといたしており、その中でも、本町の次世代を担う子供たちにとってよりよい教育環境の整備と学校教育の充実には欠かせないということから、学校建設を先に進め、その後に庁舎建設、そのほかの施設については庁舎建設後に計画的に整備を進めることといたしております。

しかしながら、国民健康保険高原病院の経営規模縮小や、養護老人ホーム峰寿園の管理、運営体制移行などの直面する課題に加えまして、激甚化する地震等の自然災害への対応等、昨今の状況は方針決定時とは大きく様変わりしてきており、抜本的な見直しが必要というふうに考えております。

このため、早急に公共施設等の整備方針の見直しを図り、公の建物等、整備検討委員会や町民の皆様様の意見を拝聴し、方針の決定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、資源ごみの適正な処理についてお答えいたします。

循環型社会の形成においては、限られた資源を大切にし、廃棄物を減らし、環境へ十分に配慮した持続可能な社会を形成することが未来を守るためにも不可欠であります。この循環型社会の形成を

図る上で、廃棄物の適正処理は衛生上の問題のみにとどまらず、今や世界的な規模でゴミ資源を有効活用する取組がなされ、ゴミ分別を推進するための適切な対応が求められているところであります。

そのため、本町におきましても資源ゴミの適正処理については、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、再利用や再資源化の徹底に努め、ゴミの減量化を図ることが重要であるというふうに認識をいたしております。こうしたことから、町民の皆様には、可燃・不燃・廃プラ・リサイクル品・有害ゴミ・粗大ゴミ・その他のゴミ7種類に分別した排出をしていただいているところであります。

また、毎年11月でございますけれども、町内一斉清掃活動を町民の皆様に参加いただきまして、町民の御協力のもと、環境美化活動に努めているところであります。令和5年は約400名の方々が参加していただきまして、この場をおかりしまして町民の皆様方にお礼を申し上げたいと思っております。

さらに、不法投棄につきましては、犯罪であり厳しい厳罰が設けられているにも関わらず後を絶たないのが現状であります。そのため、不法投棄パトロール業務を委託したり、啓発看板を設置したり、カメラを設置したりしながら対策を講じているところでございます。また、直接、町民の方から不法投棄の通報を受けた場合は、職員が現場を確認いたし、不法投棄物の回収を行っているところでございます。

今後も循環型社会のよりよい形成を目指し、ゴミ減量に取り組んでまいるとともに、将来の世代に引き継ぐ美しいゴミのないまちづくりのため、環境美化に努めながら環境保全を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、御質問にございましたゴミの処理量につきましては、担当課長が答弁をいたします。

最後の御質問でございました国土利用管理についてお答えいたします。

人口減少や高齢化等による管理水準の低下した宅地・農地・林地等への対策、支援としましては、法に基づく様々な対策制度が用意されているところでありますので、これらを活用していかなければならないものというふうに考えております。

しかしながら、直面する様々な課題に対する危機感や切迫感を、行政のみでなく、町民一人一人が自分ごととして理解や認識を深めていくことも重要であるというふうに考えております。そのためには、行政はもちろん地域を担う住民におきましても、それぞれの立場において主体的な活動を実践しながら責務を果たし、地域固有の風土や文化を次の世代に引き継いでいくことができるものというふうに考えております。このような考え方のもと、地域住民の声を聞きながら、必要な支援につきましては憂慮しながら考えてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

〔降壇〕

○町民課長（内村秀次君）

ゴミの処理量についてお答えいたします。

処理量につきましては、令和4年度実績で申し上げますと、総量で1,395トンを処理いたしております。

その内訳につきましては、可燃物1,029トン、不燃物50トン、廃プラ72トン、粗大ごみ28トン、リサイクル品213トン、有害ごみ3トンとなります。そのうち資源物は廃プラ72トン、リサイクル品213トン、布団11トン、畳3トン、合計で299トンとなり、排出された家庭ごみのうち約21%を資源化し、ごみの減量化に努めているところでございます。

以上でございます。

○5番（末永充君）

それでは、庁舎建設についてお伺いしたいと思います。見直しを行うという答弁でございましたが、役場庁舎については、ほほえみ館と一体となることで子育て世代をはじめ、行政の拠点となるように整備しなくてはならないと思います。そのためには、財源確保と組織体制を整備しなくてはならないと思いますし、気候変動の影響等により豪雨等の自然災害が頻発化している中で、今回、能登半島地震が発生し、2か月経過し、死者が241人になっております。南海トラフも予想されている中で質問いたします。

高原町は、平成23年1月30日に新燃岳の噴火により避難勧告を行っています。先の見えない避難生活でありました。このような体験をした町民は、なおさら防災減災対策等の強化を願っていると思います。防災拠点施設である庁舎建設を推進する考えを再度お伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

壇上でお答え申し上げましたけれども、庁舎を含めた公共施設の整備方針につきましては、基本方針を今定めているわけでございますけれども、この方針につきまして早急に見直しを図り、公の建物等整備検討委員会、あるいは町民の皆様の御意見等も拝聴し、方針の決定を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○5番（末永充君）

それでは、高原町建築物の耐震改修促進計画の位置づけから質問します。

促進計画では、地震の被害から町民の生命財産を守るため、住宅建築物の耐震化を積極的に促進していくことを最大の目的としております。建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針が、平成28年国土交通省の告示第529号に則し、本町においても、住宅、特定建築物及び町が所有する公共施設について、建築物の用途ごとに耐震化の目標が定められております。

住宅においても、平成25年の住宅土地統計調査をもとに推計されておりますが、平成26年度末の現在の町内の住宅総数というのが約5,240戸であり、国の耐震化率の推計方法に準じて策定すると、このうち約4,080戸の住宅が耐震性を満たしているの見込まれますということであって、一方では1,160戸、23%の住宅が耐震性が満たされていません。

本町では、木造住宅の耐震診断促進事業や、そのほかに木造住宅耐震改修促進事業などによる木造住宅の耐震改修工事の補助を実施しております。今回の能登半島地震では、木造住宅の倒壊が相次

いだことから、宮崎市、ほかの市町村もですが、木造建築物の耐震促進化を行っております。本町ではどのように対策を行っているか伺います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

お答えします。

高原町では、木造住宅耐震診断事業につきましては平成18年度から、木造住宅耐震改修促進事業におきましては平成24年度からそれぞれ取り組んでいるところでございます。これまでも事業周知のための回覧文書の配布などを行ってまいりましたが、申請件数につきましては、平成18年度から令和4年度までの16年間で、耐震診断は7件、耐震改修については2件のみとなっております。

令和3年度からは、高原町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、対象住宅所有者宛てに順次、ダイレクトメールの送付を行っているところでございます。

高原町につきましても、南海トラフ巨大地震の切迫が指摘されておりますことから、高原町建築物耐震改修促進計画の中でも、地震の被害から町民の生命・財産を守るため、住宅建築物の耐震化を積極的に推進するということが最大の目的であると位置づけております。

そのようなことから、令和6年度予算につきましても、耐震診断事業2件、耐震改修事業1件を要望しておりますが、この要件件数は過去の実績を基にしております。しかしながら、今回の能登半島地震によって、改めて建築物耐震化の必要性が浮き彫りになったこともあり、今年に入り、耐震診断への問合せにつきましても数件来ております。

来年度予算では申請を検討されている方もおられることから、申請希望者が大幅に増える可能性もございます。その際には積極的に補正予算要望等を行い、申請希望者が早期に事業着手できるよう努めるとともに、町内の住宅建築物の耐震化促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（末永充君）

非常によく分かりました。高原町の建築物耐震改修促進計画にも掲載されていますように、建築物の耐震化促進に向けて取組を進めていただきたいと思います。

次に、先ほど南海トラフの巨大地震の切迫が指摘されていることに加えて、いわゆる近年の社会情勢の変化に対応していく必要があると思います。先ほど町長も見直しを行うということでありました。

3回目の質問をさせていただきますが、近隣の市町村が被害に陥った場合、やはり後方支援も必要であると私は思いますし、県が2月26日に県内自治体への住宅耐震化に関する問合せが346件あったと明らかにしておりますし、宮崎県では多数の方が、多数の者が利用する公共建築物の耐震化率を、県では令和7年度末に100%と目標を設定しております。7年度末で100%、県が示しております。こういった状況で、町民の危機感も高まりがある以上、やはり南海トラフ地震のリスクを考えますと、再度伺いますが、やはり防災拠点施設である庁舎施設を建設する考えがありますか。再度お伺いします。

○町長（高妻経信君）

ただいま末永議員より再度の御質問でございました。

先ほど申し上げました、この庁舎を含めました公共施設の整備につきまして、現在の基本方針を今後、早急に見直し、方針の決定をしまいたい。

今御質問にございましたように、地震を中心に自然災害も今頻発、激甚化しているというような現状もございます。他方面からの検討をしながらの方針を決定をしまいたいと考えております。

以上であります。

○5番（末永充君）

そういう町長が再度見直して基本方針を行うということでありました。本当に平日のそういう時に地震があった場合ということを考えると、やはり職員、住民も巻き添えになるという可能性もあると思ひまして質問させていただきました。

続きまして、循環型社会の形成について伺います。

壇上より、ごみの処理量について、可燃物の状況について、ごみの減量化について、環境保全について伺いましたが、資源ごみの適正な処理について伺います。

ごみの適正な処理を図るように、霧島美化センターを拠点施設として効率的なリサイクルが務められていらっしゃることに對しては感謝申し上げます。令和3年3月に霧島美化センター事務組合が解散し、高原町の管理事務が実施されております。高原町の管理事務として三つあります。最終処分場の施設管理に関する事務、2番目に粗大ごみの焼却施設の施設管理に関する事務、三つ目に、施設解体に関する事務とあります。

解体時期についてお伺いいたします。計画では、粗大ごみの焼却施設は令和5年度と伺っていましたが、どのようになっているのか伺います。また、浸出水処理施設というのがあります。これは令和6年から7年ごろと伺っておりますが、今後どのようになされるのかお伺いいたします。

○町民課長（内村秀次君）

お答えいたします。

霧島美化センター事務組合は、令和3年3月31日をもって解散いたし、これまで担ってきた処理事務を高原町へ事務承継いたしております。この承継によりまして、平成18年9月をもって閉鎖いたした粗大ごみ焼却施設の解体と、平成30年1月をもって埋立て完了いたした最終処分場の浸出水処理施設の解体は、令和5年度から令和7年度を目途に解体事務を進めることとなっているわけでございます。

しかしながら、粗大ごみ焼却施設は、現在、粗大ごみ解体作業場及びリサイクル品保管庫としての役割を担わせておりますため、この代替施設を準備してからでないと粗大ごみの焼却施設の解体には着手できないという実情がございます。そのため、このような実情があることは、霧島美化センター事務組合の構成団体であった小林市にも報告いたし、御理解いただいているところでございます。したがって、このような経緯から解体時期を延期いたしているものでございます。

一方、浸出水処理施設の解体については、県の廃止確認を受けなければ解体できないことになっております。しかしながら、県に伺いましたところ、令和6年2月の現在において、管理型最終処分場に関する廃止確認基準は定まっていないということでございます。そのため任意ではございますが、環境基準に基づき、埋立て処理後の平成30年度から令和4年度までの5か年分のモニタリング結果を、県の担当部署へ報告しているところでございます。その結果、毎年良好ですので、廃止しても安全であることの裏づけを強くアピールしながら、今後も早期廃止確認基準の整備をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（末永充君）

今、使われているということですので、やむを得ないと思いますが、その準備が終わった後には、そういう取壊しというような形になると思いますが、その間のやはりモニタリング調査、水質に関する調査を十分行っていただきたいと思います。

続きまして、リサイクルの処理集積場についてお伺いします。

ごみの減量、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めるために、各リサイクル処理場にて地区の方々がりサイクル運営を行っていらっしゃいます。リサイクル場では、ほとんどの地区は屋根があり、雨にさらされないように運営がなされていると思いますが、ここ、上麓、下麓は地区の公民館施設がないので運営に苦慮している現状です。誰しもが屋根でもあればよいと思いますが、どうにもならないのかと、特に上麓区民は願っております。町民に寄り添った行政運営ができないのかと私は思いますが、どうでしょうか。町長、お願いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

今の御質問にございましたように、上、下麓公民館がないということで、他の地区はほぼ公民館がりサイクルの集積所になっているということで、屋根のない状態でリサイクルの集積を行って大変御苦勞をおかけしているということの認識をいたしております。そういう中で、区のほうから町のほうに要望もお受けいたしております。この中でも切なる状況といえますか、こういった内容を拝見いたしております。雨天日、あるいは寒空でのリサイクル作業、かなり厳しいものがあるというふうに理解をいたしております。そういう中で今、屋根を設置することについて、補助事業等も今検討をいたしておりますので、そういった財源の確保を見通しをつけながら検討をしてみたいというふうに考えております。

以上であります。

○5番（末永充君）

2回目の質問になりますが、上麓のリサイクル量というのが、他の地区と比べるとどうなんでしょうか。恐らく多いと思うんですね。リサイクル作業量も多いのではないかと伺います。7時から始まって大体9時までというふうになっているんですけども、私もリサイクル会場に行ったりするんですけども、非常に雨が降っている場合、そして難儀していらっしゃいます町民の方がですね。

やはり再度伺いますが、町民の意識が高揚を図っているのであるから、当局もやはり検討、先ほど検討すると言われましたが、再度伺います。そんなに簡易的な施設であればできると思うんですが、屋根付きのリサイクルの検討というのが必要だと思いますが。再度伺います。

○町民課長（内村秀次君）

お答えいたします。

上麓区のリサイクル回収量につきましては、令和4年度実績で申し上げますと、回収した袋数及び箱数は全体で約500個となり、町の全体量は約5,100個のうち約10%を占めているということでございます。リサイクル量につきましては、並木区、下広原区に次いで3番目の量でございます。上麓区の皆様の御協力に感謝申し上げる次第でございます。

つきましては、先ほど町長答弁の繰り返しになりますけれども、補助事業等の新たな財源確保をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（末永充君）

再度検討されるということで安心いたしました。

次に、国土利用計画について質問させていただきますが、管理構想の策定について伺います。

人口減少、少子高齢化の中で、適切な国土の管理を推進しなければならないと思います。管理が行き届かない土地の増加といった問題を抱えていると思います。土地は個人の問題だからと放置していると地域全体の困りごとになっていくと思います。今までに、農地の共同管理を進める事業や、地域の農道等の共同管理を進める事業がございました。現在も行っておりますが、中山間地域の直接支払い交付金事業、また多面的機能交付金事業、現在も高原町は事業を実施されておりますが、しかし、管理外、このような事業じゃなくて管理が行き届かない土地が増加しており、高齢化の中で管理は大変な苦勞だと思います。土地の現状を把握と、将来予測をもとに土地の管理の在り方を示す市町村管理構想、地域管理構想の策定を今後どのようにされるのか伺います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

ただいまの御質問にありましたように、国土、いわゆる管理をされていない土地が増えてきている。これは高原町にもそのような状況が見受けられております。これは、やはり人口減少、高齢化、そしてまた財産の価値観といいますか、そういったものがやはり変わってきている、様々な要因があるかと思います。その中で、今御質問にございました市町村管理構想でございますけれども、これは市町村ごとに策定をされ、その中では地域の特性、課題に合わせて具体的な対策を立てるということになっております。

地域が策定主体であります地域管理構想は、住民自らが地域の将来像を描き、土地の管理の在り方を示すものでありまして、地域資源の活用や具体的な行動計画も含む内容でございます。

現在、これらの構想につきましては本町としては作成いたしておりません。作成に当たりましては、検討の分野、範囲が多岐にわたっておりますことから慎重な取組が必要となってまいります。このため今後、この管理構想づくりに関します支援も含めまして、調査研究を行ってまいります。以上であります。

○5番（末永充君）

高原町では地域管理構想はしていないということですので、地域に合った合理化が進んでいる中で進めていただきたいと思います。

例えば、粗放的な管理に活用した事例としては、草刈り作業で言えばリモコン式の草刈り作業を実施している市町村もあります。非常に土手の、急斜面ですね、そういう所についてもリモコンを使った草刈り作業ですね、そういうところをしているところもございます。町の方針、こういった町の方針があればお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問ですけれども、いわゆる特に今おっしゃいましたように、いわゆる除草、草刈りですね、こういったものがなかなか手がつけられない状態の土地、これは町内でも多く見受けられるわけですけれども、こういったものについては、現在では本町としましては、やはり個人の管理財産であるということもありまして、町のほうで何らかの施策的なことは実施はしておりません。あるいは地域での共同作業等によって、そういった活動をされているところもございますので、現在はそのような個人、地域にお願いをしているというような状況でございます。

しかし、今後、御質問にございました地域管理構想ですね、当然この策定に当たっては、そういった、いわゆる管理が困難な土地をどうしていくのかということも当然含めて検討をしていくことになるかと思っております。

以上であります。

○5番（末永充君）

本当に公共施設も同じような形で、やはり斜面、そういう急斜面ですね、そういうところについても業者委託も必要なんですけれども、こういったリモコン式の草刈り作業というのが非常にほかの市町村もやっております。これをすることによって安全性も考慮されるし、また、危険性、そして人手不足と高齢化社会に伴った手法だと思っておりますが、検討していただきたいと思っております。

これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、7番、郡山貞利議員。

○7番（郡山貞利君）

〔登壇〕

皆さん、こんにちは。通告に従い質問いたします。

まず、防災対策については壇上より質問いたします。2、町立病院について。3、峰寿園について。町は、民間建築物の耐震化を先導する立場にあり、しかしながら、庁舎が耐震化されていない状況であります。また、本庁舎は多数の町民に利用され、かつ多数の職員が働いています。特に職員は、災害、特に地震発生時には、その中心となって災害の対応、対策に当たらなければならない立場にあり、地震による庁舎倒壊等により、その中枢が機能しない状況になれば、町民はどうすればよいのかと不安を抱いていると思います。

以上のことから、まず1、防災訓練等の実施状況と内容について。2、町内建築物及び住宅等耐震改修状況について。3、地震発生時の町の対応について。4、台風等による風水害の激甚化により、個人レベルでの被害に備え、災害保険等の加入の必要性について。

お伺いします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

郡山議員の御質問にお答えいたします。

ただいま防災対策についてということで、壇上から4点の質問がございましたので、私のほうからは、最初にございました防災訓練等につきまして答弁をさせていただきます。あと3件につきまして、担当課長をもって答弁をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

町の公共施設につきましては、火災訓練などの訓練等を実施しております。

まず、庁舎内の訓練及び民間の訓練、把握につきまして、お答えをいたします。

役場庁舎内の訓練の内容でございますが、令和5年11月2日に県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト訓練」というのが行われました。これに本町としても実施をいたしております。これは、緊急地震速報の放送に合わせて地震発生を想定した安全確保行動を、それぞれの職員が執務内で行っていくというものでございます。

また、令和6年2月16日には、庁舎内の火災を想定した火災避難訓練を実施いたしております。併せて、初期消火を行うための消火器取扱訓練も実施いたしたところでございます。

民間での訓練の実施状況につきましては、把握してはおりませんが、それぞれの施設において消防法によって義務づけられている訓練等は実施しているというように認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

今は小中学校での避難訓練等も行っておりますので、この実施状況につきましては、教育長をもって答弁をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

私からは、町内小・中学校の防災訓練等の実施状況についてお答えいたします。

防災訓練につきましては、風水害避難訓練・地震避難訓練・火災避難訓練・噴火避難訓練の四つのうち、噴火避難訓練を含む三つを学校判断で学校行事として実施をしております。不足する残り一つ

の訓練につきましては、隔年で実施したり、県が実施するシェイクアウトへ参加したりしております。

以上でございます。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

平成29年2月改定の高原町建築物耐震改修促進計画に記載されている数値でございますけれども、平成25年住宅土地統計調査をもとに推定いたしますと、平成26年度末現在の町内の住宅戸数は約5,240戸となっております。国の耐震化率の推定方法に準じて算定しますと、約4,080戸、77%の住宅が耐震性を満たしているの見込まれております。

一方、約1,160戸、23%の住宅が必要な耐震性を満たしていないものと見込まれます。ただ、これは実で出した数字ですので、実際とは若干違うのではないかと考えております。

以上です。

○総務課長（末永恵治君）

（3）地震発生時の町の対応についてでございますが、高原町地域防災計画では、震度5以上の地震が観測された場合、全職員が緊急登庁を行って災害対策本部の設置を行い、通信の確保、情報収集活動、避難所の開設、広報活動、そして被害調査、避難情報の発令などを行うこととなっております。

次に、個人レベルでの被害に備え災害保険の加入の必要性ということですが、万が一の際に災害保険等に参加しておりますと、災害に遭った際に補償が出て復旧がしやすくなるものでございます。

また、保険の加入によりまして、税の申告において損害保険や地震保険の控除の対象となるものがあります。

以上であります。

○7番（郡山貞利君）

まず、小・中学校での実施状況について今説明いただきました。その内容について、あと年何回ほどされているか、あと学校の裁量に任せているということでしたが、これは特定された、例えば噴火についてのみやってもいいのか、それともバランスよく火事だったり噴火、地震、これを分けて最低でも3回という意味でしょうか。

○教育長（西田次良君）

訓練につきましては、先ほど申し上げたとおり、四つの内容を三つ選択して、1年に3回行っております。学校によっては、四つ目の内容を学級レベルでやっているところもあります。1月の訓練は新燃岳を考えるということで噴火に特化しておりますが、その二つについては、残り三つの内容を学校で判断しながら実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

学校の裁量に任せるのはいいかとは思いますが、いろいろな想定をされたほうがいいかとは思っているんですが、事前に父兄等に避難訓練をしますということで、ほぼ100%集まってくる状況ではあるんですが、実際突発的な地震だったり、そのような場合に、学校側としてどういう対応を取るべきなのか。父兄が突発的な訓練であっても連絡が行き届かないとか、そういう可能性も出てくると思いますので、そういうときに学校がどういう対応をするのか、そういった訓練も必要なんではないかと考えているところなんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（西田次良君）

学校では、学校の危機管理マニュアルにおいて、それぞれの状況においての対策をしております。引渡し訓練は1月に行いますが、これは各様な状況の中で引渡しができるようにということで訓練をしております。内容において不足する点については、今後また学校に指導助言をして、実施してまいり、改善を図りたいと考えています。

○7番（郡山貞利君）

いろんな想定を考えて避難の内容も年度ごとに変える必要もあるのかなと思っているところです。次に、耐震化についてですが、先ほども申しましたとおり、説明を伺った上で、去年が2件の耐震化ということだったと記憶していますが、今後、23%は耐震がないということで、約1,200件ほど耐震されていないということです。年に2回とか、2か所ですね、2か所とか、このペースだと全然耐震化が進んでいかない状況になると思います。町として、さらに耐震化を進める促進対策として、何か今後行っていく予定はありますか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

県内でもなかなか進んでいない状況でございます。県のほうから高原町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム、これを作って、個別にダイレクトメールを1年に100件ずつ一応出しております。令和3年度からそれをやっております。今300件一応送っているところでございます。そういう形で、あとは今回、能登半島地震を考えますと、やっぱりもう少しPRをしながら周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（郡山貞利君）

次に、台風等による風水害が激甚化しており、昨年度も町内では大きな被害を受けております。町の補助が下りる場合と下りない場合。その下りない場合について住民の皆さんが結局災害が来たときに困っていらっしゃる。町として保険加入等に入るように促進させるという点で、町としてどういう取組を今後されていくのか、お伺いします。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○総務課長（末永恵治君）

先ほども答弁いたしましたけども、地震保険料というので所得税の控除があったりしておりますので、国の制度としては加入促進は促しておると思っております。

入る、入らないは、やはり個人の判断ですので、これについては強制できるものでもございませんで、個人の判断にお任せしているところであります。

○7番（郡山貞利君）

去年の災害のときに、こういう被害が出ました。ちょっと見に来てください。町のほうに訴えても、それはちょっと補助は厳しいですねという状況が多々あったんですよ。そういう状況が今後、多く見られる可能性があるんで、個人個人にも入っていたほうがいいですよっていうような働きかけは必要なんじゃないかなと思っているところです。

次に、町立病院について質問いたします。

まず第1に、前回の一般質問でお答えできなかった、答えを得られなかった部分がありますので、再度、お伺いします。

新年度に向けた体制について、職員の削減数についてお伺いしたいと思います。

病床を56床から40床に減らしたということで、当然、職員数を削減するであろうということで、現時点での職員の削減数をお伺いいたします。

○高原病院事務長（久徳信二君）

お答えいたします。

今回、看護師、理学療法士、及び臨床検査技師の異動などによりまして、9人の減となる予定でございます。実人数で申し上げますと、令和5年、昨年4月1日が46人ございましたので、令和6年の4月1日は37人になる予定でございます。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

次に、一般行政職への異動者数、及びまたその会計年度職員数は今後何名ほど雇う予定になっているのか、お伺いします。

○高原病院事務長（久徳信二君）

先ほど申し上げましたとおり、一般会計の異動等により9人減ということで御理解賜わりしたいと思います。そして、会計年度につきましては、4人の減となる予定でございます。昨年の4月1日が34人ございましたので、令和6年の4月1日は30人となる予定でございます。新規採用はございません。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

次に、常勤医師2名確保できたその効果についてお伺いします。

細かな内容といたしまして、救急患者受け入れ件数がどうなったのか、また断った件数はどうなったのか、受診患者数の増減について、午後休診したことによる、すみません、受診患者数の増減までお答えください。

○高原病院事務長（久徳信二君）

まず、救急受入れについて御答弁いたします。

昨年10月に新たに内科医が着任したわけがございますけれども、その前後の数値について申し上げます。

まず、令和5年4月から9月にかけてですけれども、受入要請75人に対しまして66人を受け入れております。率にいたしますと88%の受入れということがございます。

そして、10月から今年の1月までにつきましては、受入要請28人に対しまして25人を受け入れておりまして、率にいたしますと89%の受入れということがございます。

そして、次に、患者数についてでございますけれども、これにつきましても、10月前後について御説明申し上げます。

まず、外来患者数についてでございますけれども、昨年の4月から9月までが1万1,300人ございまして、月平均にいたしますと76人となっております。これに対しまして、令和5年10月から今年、令和6年1月までを見ますと、外来患者数は7,902人ございまして、月平均は82人となったところでございます。

比較いたしますと、月平均外来患者数については6人の増、率にしますと7.9%の増ということになったところでございます。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

次に、一般病床利用時と地域包括ケア病床利用時の収益額の比較と患者負担額の比較についてお伺いします。

○高原病院事務長（久徳信二君）

本院におきましては、御存じのとおり、令和6年4月から地域包括ケア病床を10床から26床にする計画であります。このことによる収益増の比較でございますけれども、単純に基本単価で比べさせていただきますと、地域一般入院料が988点ございまして、地域包括ケアの入院料につきましては、2,809点となりますので、単純計算で1日1人当たりの入院基本単価につきましては、1,821点の増加となるということをお考えいただきたいと思いますが、仮に1日当たりの入院患者数を35人といたしまして、地域包括ケア病床を10床から26床に増床した場合に、今、先ほど申し上げました、単価を単純に試算いたしますと、約1億円ほどの増収ということになる見込みでございます。

そして、次、患者の負担額でございますけれども、昨年の11月分を一応参考に申し上げますと、食事を加算しない場合を申し上げますと、1日当たりの平均入院料は、一般病床が1万6,670円でございます。そして、地域包括ケア病床のほうは2万9,590円となるところでございます。ただ、入院料につきましては、高原病院につきましては、後期高齢医療保険適用の方が大多数でございますので、この場合、所得区分とか、あと負担割合に応じて、負担限度額が決まっておりますので、その限度額をもって一定の水準に負担はなるというふうに認識しているところでございます。以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

よく分かりました。次に、地域包括ケア病床における現10床の稼働状況と26床とした場合の稼働の見込みについてお伺いいたします。

○高原病院事務長（久徳信二君）

お答えいたします。

現在、地域包括ケア病床は10床でございますけれども、その10床の場合の今現状の稼働率でございますが、令和5年4月から令和6年1月までが平均の病床利用数が9.9床でございますので、ほぼ100%に近い稼働率というふうに御理解いただきたいと思っております。

そして、今後26床にした場合なんですけれども、これについては、今回、策定いたしました経営強化プランにおきまして数値目標として上げておまして、令和6年度につきましては88%を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

分かりました。

次に、峰寿園についてお伺いします。

先ほど、了承いただいたように、まず、(5)まであるんですが、(3)を先に質問をさせていただきたいと思っております。

昨年より2度の公募をしたにも関わらず応募がなかったということですが、まずその原因として、何か考えられること等ありましたら、お聞かせください。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○7番（郡山貞利君）

3番をさきに質問をいたします。

指定管理者からの施設の改修、設備の更新等の要望に対し、適正な対応がなされていたかという点において質問をいたします。

○町長（高妻経信君）

私のほうからお答えいたしたいと思います。

現在の指定管理業務を受託しております社会福祉法人等でございますけれど、この施設の改修設備の更新等につきましては、これまでの要望をいただいております。その内容に応じながら、適宜、対応はしてきたものというような認識はいたしております。

以上であります。

○7番（郡山貞利君）

現在、例えば、利用するに際して不便のない状況、整備は行き届いているということでしょうか。

○町長（高妻経信君）

町としましても、やはりこの利用者の方が、この法人におきまして前より快適な生活を送っていただくというのはもちろん基本でございます。そういった中で、ただいま申し上げましたように、必要なこの改修、あるいは設備の更新等も当然でございます。申し上げましたように、その内容に応じるような形で対応してきたというようなのを考えているところでございます。

以上であります。

○7番（郡山貞利君）

私もその管理者の方から話は伺っているところなのですが、契約の延長するに当たって半年以上前から契約の事前交渉はされていたというふうに伺っております。

また、その再契約するにおいて、契約の内容、施設の改修、整備等において契約するには条件が出されていたと伺っております。条件を満たさなければ、現管理者ばかりでなく、ほかの法人ですら応募しづらいであろうという内容の予告と意見を示されたと聞いております。

こういうことがあったかどうかお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問は、現在のこの社会福祉法人がそのように理解をされていたというような内容であろうかと思っております。そのことについては、郡山議員が直接お聞きになったというようなことでございまして、これにつきましては、町としては当然、現在、受託しております社会福祉法人に回答をさせていただいたところでございます。

○7番（郡山貞利君）

法人のほうからは、運営するに当たり必要最小限の条件ではなかったかと思いますが、この条件を満たした状態で今後、町は運営していくのか。できればその条件の内容について、分かればお伺いしたいんですが。

○町長（高妻経信君）

まず、指定管理者制度におきましては、現在の受託をしております社会福祉法人が令和5年度、本年度までが受託期間となっておりますので、町としては、令和6年度以降の受託者を公募をすると

いう形がまずあります。この公募の段階において、複数からのこの内容についての手合わせも実際ございました。この中で、現在のこの受託しております法人からも、そのように、今御質問をいただきましたような形で質問を寄せられたと。

ですので、これは公募の中で問い合わせがありました社会福祉法人等については、やはり同様に回答をさせていただいているというようなことでございます。

もちろんその内容はそれぞれでございますので、その内容に応じてお答えをさせていただいているというように御理解をいただきたいと思っております。

○7番（郡山貞利君）

公募して問い合わせはあったにも関わらず応募がなかったということだと思っておりますが、その応募にいたるまでのハードルというか、整備内容に不満が受け入れられない状況があったから、応募に至らなかったのではないかと考えているんですが、町が今後運営していくにおいても、最低限の整備だったり改修は必ず必要だと思います。

今後、今現在必要な改修や整備についてその計画をお伺いいたします。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

現在、今やっている工事等も含めてお答えさせていただきますが、現在、門扉の改修、あと屋根の防水工事、あと衛生器具、手洗い場とかの衛生器具の改修を今実施する、また計画をしているところです。

屋根の防水工事も今年度もするんですが、来年度についても大規模な改修を予定はしております。

以上です。

○7番（郡山貞利君）

その中で、早急にしなければならないという部分で、例から言いますと、去年の3月、スプリンクラーの故障等があって、改修が、改善されたのは今年になってからだということ。消防法上の観点からも、遅すぎるんじゃないかという考え方がありますが、今現在、迅速に対応しないといけない問題というのは何がありますか。

○福祉課長（馬場倫代君）

法律上とか生命等に関わるような迅速に対応すべき改修については、現受託者からも伺っておりませんし、今のところ認識はしておりません。

以上です。

○7番（郡山貞利君）

来年度の予算でという部分もありましたが、この施設の特性として、ほぼ24時間そちらで利用者は生活されるわけです。やはり、ほかの施設よりも改修だったりメンテナンスだったり、不自由がないような整備を今後、迅速にすべきことは迅速にしてもらって、整備を整えていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

次に、岩元礼子議員。

○2番（岩元礼子君）

〔登壇〕

よろしくお願ひします。通告に従ひ、壇上から3つの質問をいたします。

1点目、南海トラフ巨大地震における高原町の対応について伺ひます。

1月に発生しました能登半島地震を上回る被害が予想される南海トラフ巨大地震の発生が懸念されています。ここ県西地区、特に中山間地域である西諸地域では、地震発生時の津波の被害は想定されないが、揺れについては震度6弱程度の規模が想定されます。

地震災害時は、道路の寸断、地域の孤立の発生、ライフラインの寸断、避難生活などの問題が起り得ると思われまふ。

そこで、本町での大規模災害への対策について、地域単位における災害の備え、各家庭での災害の備え、災害関連団体及びボランティアの実態を把握されているのかお伺ひします。

2点目、喫煙について、平成31年から庁舎敷地内での禁煙が実施されていると思いますが、職員の駐車場の歩きたばこ、敷地、駐車場の個人所有の車中での喫煙、敷地外のバス停の中での喫煙などが見受けられます。町民から見たこの光景はどのように思われるでしょうか。職員の喫煙の状況は把握しているのか、また喫煙者の動向は把握されているのか伺ひます。

3点目、イヌマキ等の害虫キオビエダシヤクの対応について、今年もそろそろキオビエダシヤクの発生の時期になりました。昨年は、キオビエダシヤクが大量に発生し、町内の各地でも被害を耳にしました。イヌマキの大木が枯死されているお宅もありましたし、我が家の大木も数本も丸坊主になりました。

さて、キオビエダシヤクとは主に九州、沖縄に生息し、成虫は全体に紺色で羽に黄色の帯がある蛾で、その幼虫は5センチほどの頭、尻、及び側面がオレンジ色のシヤクトリムシです。産卵して10日ほどで孵化し、1か月でイヌマキの葉を食害し、5センチに成長すると土中にもぐりサナギになり、サナギから15日間を経過すると成虫になり、成虫は2週間で産卵して一生を終えます。4月から12月までにこの1世代を約2か月として4回から5回、発生します。幼虫のみがイヌマキ等の葉を食害し、食害を繰り返すと樹木が枯死する場合があります。木を揺らすと幼虫が糸をはいて垂れ下がってきます。キオビエダシヤクは人体に害を及ぼす害はないそうです。しかし、大好物のイヌマキの葉には毒があり、それを食するキオビエダシヤクの体に毒をため込むことで鳥などから食べられないそうです。

そこでお伺ひします。昨年の本町においてキオビエダシヤクの被害状況、また町民からの相談はなかったのでしょうか、お伺ひいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。残りは自席から伺ひます。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま岩元議員より大きく3つの御質問をいただいたところでございます。

まず初めに、南海トラフ巨大地震の対応についてお答えいたします。

1月1日に発生をいたしました能登半島地震におきまして、多くの尊い命が失われたところでございます。被災地におきましては、まだ断水が続くなど、そしてまた、被災された住民の方々も復旧の見通しがまだ立たない中で不自由な生活を送られている状況が続いているところでございます。

そこで、南海トラフ地震につきましても、この発生が30年以内に70%から80%の確率で発生をするというようなことも言われているところでございます。高原町の震度予想も町内の多くで震度6弱程度と予想されておりまして、その被害も甚大になるのではないかとということも懸念をしているところでございます。

本町における大規模災害の対策でございますが、大規模災害が発生した場合、災害時の被害を最小化する減災の考え方により人命最優先の対策を講じることはまず重要であるというふうに認識をいたしております。

そこで、御質問でございました、まず地域での備えでございますけれども、自主防災組織及び近所同士と申しますか、近隣の住民同士の共助の重要性、あるいは啓発、そしてまた、助成事業等を活用した資機材の整備等を行ってきておりまして、これらについては継続して進めていく考えでございます。

次に、各家庭での災害の備えについてでございますが、現在、自主防災組織の防災力強化研修会ということで、各地区を今、町のほうで回っているところでございますけれども、その中でも地震への備えや必要な避難をする場合に必要な備蓄、こういったものに関する事など、講義をいたしておるところでございます。また、この家庭の備えにつきましては、本町は各家庭に配付をしております防災マップにも記載をいたしているところでございます。さらに、町報などでも地震に対する備えなどの啓発をしているところでございます。

次に、災害関連団体及びボランティアの実態についてでございますけれども、これらの把握についてでございますけれども、まず、災害関連団体につきましては、西諸圏域では宮崎県防災士ネットワーク西諸支部や小林SVCセンターなどがございます。

ボランティアの実態につきましては、社会福祉協議会の所管するボランティア連絡協議会への登録は現在、団体数は14、登録者数は829人となっております。

また、その他の町内のボランティア団体数は6団体90名、そして、個人ボランティアが24名であり、この数字から町内には943名のボランティアの方がいらっしゃるというような状況でございます。以上であります。

次に、職員の喫煙についての御質問にお答えいたします。

改正健康増進法が平成30年7月に公布され、令和元年7月より学校、病院、児童福祉施設等、及び行政機関については、原則、敷地内禁煙となっているところでございます。

御質問の町職員の喫煙状況についてですが、今、御質問にありましたような、そのような事実があるとすれば、まことに遺憾であるというふうに感じます。

また、職員は、地方公務員法や職員服務規程により、勤務時間中は、職務に専念し、みだりに離席することは禁じられているところでございます。以上でございます。

次に、イヌマキの害虫キオビエダシャクの対応についての御質問にお答えいたします。

本町の被害状況につきましては、町内全域のイヌマキ系の庭木に及んでいるというように考えております。キオビエダシャクにつきましては、令和4年度から本町から多数の個体が確認をされており、令和5年度につきましても5月中から成虫の飛び回っている状態が見られているところでもございます。

そのため、令和5年6月1日の区長会文書におきまして、町民に注意喚起の回覧文書を配付したところでございます。町民からは電話での問い合わせが数件ございましたので、駆除方法や自分で薬剤を散布できない場合の対応について説明をいたしてまいりました。しかしながら、成虫の飛び回っている状況は減らないというようなことから、令和5年9月15日の区長会におきまして、また全戸に文書配付をしまして、改めて周知を図ったところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○2番（岩元礼子君）

南海トラフ巨大地震の対応についての続きをお伺いいたします。ほかの議員と重なる部分もあると思いますが、よろしくお願ひします。

災害が起きた場合、避難所が各公民館に指定されていますが、公民館の鍵は区長が所有していますが、もし区長に何かあった場合、公民館が使えないなど、細かな想定とかはされているのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

避難所となる公民館施設の鍵の管理ですが、各施設を管理していらっしゃる区長さんのほか、副区長の方、あるいは区の会計の方、ほかその他の方々にも合鍵が渡されておりますので、そのことは区民の方々にも情報共有されているというふうに伺っております。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

町のほうでは介入はされていないんですね、鍵は。

○総務課長（末永恵治君）

各公民館は指定管理者となっておりますので、各自治公民館単位で管理していただいております。町では鍵は管理しておりません。

○2番（岩元礼子君）

公民館に発電機や毛布の設置はされているのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

コミュニティ助成事業という補助事業がありますので、これを活用して、地域自主防災組織の防災機器の整備を進めております。

現在、6つの地区で公民館の敷地内に防災倉庫を備えて発電機を格納しております。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

防災バックを各家庭に配付はできないか、お伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

自分の身は自分で守る自助が基本でありますから、一般的には町で各家庭に配付することはございません。しかしながらの災害時の備蓄は重要でありますことから、備蓄等についての啓発は引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

自助が必要ということですね。

では、町での備蓄の内容と何日分の備えがあるのか、お伺いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

町内5か所に防災備蓄倉庫を設置しておりまして、非常食、飲料水、簡易トイレ、毛布、折り畳み避難ベッド、断熱マットなどを備蓄しております。食料の備蓄量ですけど、南海トラフ地震による避難者数を約100人と想定しておりますので、1日3食として300食、3日分となりますと900食で1週間は2,100食必要となります。現在の備蓄量ですけど、3,744食分を確保しております。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

では、南海トラフ災害における防災訓練の実施状況を伺います。

○総務課長（末永恵治君）

訓練の実施状況ですが、平成30年度には、宮崎県総合防災訓練を本町、小林市、えびの市で行っており、本町を主会場として内陸型地震を想定した訓練を行っております。

この際、災害対策本部訓練、情報伝達訓練、住民避難及び避難所開設運営訓練などを実施しております。

住民避難訓練につきましては、上麓区、下麓区を対象に行い、消防団による避難誘導訓練、看護師によるトリアージ訓練等も実施しております。

また、令和元年度には、緊急消防援助隊九州ブロック訓練が本町で開催されておりまして、宮崎県総合防災訓練と併せて訓練を実施しております。

この際には、住民の広域移送訓練が行われておりまして、下広原区、蒲牟田区住民が参加していらっしゃいます。ほほえみ館から都城市の高崎保健福祉センターへの避難訓練を行っております。

この後、令和2年度以降につきましては、コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして実施ができなかったところでもあります。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

町全体で、独自で防災訓練というのはされないんですかね。県ではなくて高原町自体ではされないのかなと思って。

○総務課長（末永恵治君）

南海トラフ地震は広域での被害が想定されますことから、町だけでの訓練とはならないというところでもあります。

○2番（岩元礼子君）

次の質問に行きます。大規模災害発生時における県全体から見た高原町の役割、位置づけをお伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

南海トラフ巨大地震につきましては、起きた場合は、沿岸部においてより強く起こり、さらに津波によって甚大な被害が起きるといった想定がなされております。このため、県西部から県沿岸部への支援など後方支援体制の整備を図っており、平成27年2月に宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会が設立されておまして、本町を含めた10市町が構成となっております。

本町の役割ですけど、そこでの、被災沿岸市町について後方支援を行うことになっておまして、これまで後方支援図上訓練や拠点となる都城市からの支援物資配送訓練などを行っております。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

分かりました。次に、一般住宅の耐震補強の状況をお伺いします。

高原町建設物耐震改修促進に基づき住宅耐震化を促進されていますが、町内全域の対象家屋は1,160件と伺いましたが、その中で、高原町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを見ますと、毎年10戸の個別訪問をされておりますが、件数の割には10戸というのは少ないのではないかなって思いますが、もう少し増やしてはどうでしょうか。伺います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

高原町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの中にございます戸別訪問の年間目標値、これが10件ということをございまして、毎年、順次実施はしているんですが、対象住宅所有者にダイレクトメールを送っております。問い合わせがあった場合、希望されれば詳細説明などのために戸別訪問を行うといった内容の目標数値が10戸ということをございます。

問い合わせ等があった方の全てが戸別訪問を希望されない場合もございますし、直接、役場のほうにお話を伺いに来られる場合もございます。

したがって、戸別訪問、役場に来られての詳細説明など、御希望に応じた形で対応しているところが現状でございます。

だから、10戸というのはあくまでも目標で、年間100戸ダイレクトメールを送って、皆さんに周知をしていただいて、質問があればそういうふうを受けていくという形の10件でございます。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

2011年、東日本大震災後でも家屋の耐震診断や改修の数が少ないのはなぜだと思われませんか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

個人個人の考え方ですので、様々な要因があるのではないかとと思いますが、耐震補強工事の場合は、例えば水回りリフォームや屋根、外壁等のリフォーム工事と比べますと、改修後の生活の利便性や快適性、視覚的な変化など、直接的な効果や実感が得られにくいことも一つの要因ではないかなというふうには考えております。

しかしながら、財産、生命を守るためには、建物の耐震化が最重要項目であるとは考えております。今後につきましては、重要性を周知するための回覧文書についても配付回数をこれまでよりも増やすとともに、ホームページ等への掲載等、より周知を図りながら事業の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

昼食のため1時10分まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○2番（岩元礼子君）

災害についての質問の続きをいたします。

今後、耐震化支援事業の利用が増えると思われれます。耐震診断と改修の補助額を教えてください。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

まず、木造住宅の耐震診断事業につきましては、1件当たり対象限度額13万6,000円に対し、国、県、町で13万円の補助が出ますので、自己負担は6,000円となっております。

なお、自己負担の6,000円につきましては、宮崎県建築住宅センターに申請者が自ら申請することにより、助成される制度もございますので、実質ゼロ円というふうになります。

次に、木造住宅耐震改修支援事業につきましては、1件当たり限度額125万円を設定しており、補助率は国、県、町で5分の4見ますので、上限100万円の補助額となっているところでございます。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

ありがとうございます。

続いて、喫煙について質問いたします。

喫煙に対して、各自治体様々な取組がされていますし、職員の間でもいろんな考えの方もいらっしゃると思いますが、先ほどの事件は公共施設の禁煙で起こり得る問題ではないでしょうか。受動喫煙防止に沿って、庁舎利用者も吸える場所をはっきりと決めることで問題も解決するのではないのでしょうか。施設利用者が通常立ち入らないなどの状況を満たし、庁舎敷地内に喫煙所を設けた近隣自治体もあります。その自治体を参考にしたらどうでしょうか。お伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

健康増進法におきまして、庁舎等の行政機関は原則敷地内禁煙であります。屋外に受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができるかとされております。

本町におきましては、敷地内禁煙を決定して以降、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じる施設の設置については、検討を行っておりませんので、今後も原則どおり禁煙となります。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

壇上で歩きたばことか、敷地内での歩きたばことか車中での喫煙とかバス停内での喫煙を見かけたんですけども、だから、そういうのが発生するんじゃないですか。なので、喫煙所を設けたほうがいいんじゃないかということ質問しているんですけど、絶対に喫煙がだめと言われるとよけいそういうのが発生するから、そういう喫煙所を設けたほうが職員のためにも庁舎利用者のためにもいいんじゃないかということなんですけど、がんじがらめにすることでそういうふうなことが起きているわけですね。伺います。

○町長（高妻経信君）

この件に関しましては、この<sup>※</sup>受動喫煙法によりまして、いわゆる受動喫煙防止というのが大きな目的であるわけですので、それで、高原町としては役場、敷地内でいわゆる、ひっくるめてこの行政に関わります施設内での、学校も含めて禁煙と、今、原則にしているわけですので、先ほど、総務課長が説明をしましたように、その喫煙場所を新たに設けるということは考えておりません。※P28ページに訂正発言

今、岩元議員が質問の中にありましたように、そういう敷地内で何らかの形で喫煙をしている職員がいるとすれば、それはこちらとしてもそういった職員に対して注意をして、さらに徹底をしていくと。ですので、確かに喫煙をする職員はおります。それぞれ、例えば昼休みに敷地外、あるいは自宅に食事に帰って喫煙をするとか、それで工夫をしておりますので、この敷地内での喫煙というのは、引き続き、今の形で禁止という形で継続していきます。

○2番（岩元礼子君）

近隣の自治体では設置されているところもあるんですけども、そういうところは参考にはされたりとかはされないんですね。

○総務課長（末永恵治君）

モラルを守って、社会通念上認める範囲内での勤務中の喫煙は認めてはおりますが、世の流れは、昨年10月のある新聞の記事ですけども、宮崎県はまだ各所属の判断に喫煙は任せていると、佐

賀県は自室喫煙は禁止、勤務中はですね。長崎県も全面禁煙、大分県はみだりに離席しないよう目に余る行動は上司が注意をするというような感じで、勤務中の喫煙ですら禁止になってきているのが実情であります。

ですから、本町は社会通念上、認められる範囲内で勤務中の喫煙は可としておりますけど、やはり、町民の目、住民の目等を考えれば、やはりそういった目立つところで喫煙をするというのはいかなものかなと思っております。

ですから、まして、受動喫煙を防止する観点から公共施設は原則禁煙ですので、その原則に従っているところであります。

○2番（岩元礼子君）

分かりました。実は、小林市でも喫煙所があるんですけども、あそこも利用者が、庁舎利用者が行かないような場所でそういう場所を設けているという話をお聞きしました。

コンテナじゃない、がっちりとした喫煙所ではなくて、簡単な壁をして、そういう喫煙所を設けているということです。

だから、佐賀県とか長崎県とかそういう話じゃなくて、隣の小林でさえされているということなので、そこを聞いたかったんですけども。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午後 1時19分 休憩

午後 1時22分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○町長（高妻経信君）

先ほどの私の答弁を、ちょっと訂正を一部させていただきたいのですが、先ほどの答弁の中で受動喫煙法という言い方をしましたけど、これは違ひまして、改正健康増進法の中で、この特に、受動喫煙についてを厳しくなったというのか、そういった趣旨で健康増進法が改正をされたというふうに訂正をいたします。

○総務課長（末永恵治君）

本町では現時点では敷地内の喫煙所の設置の考えはございません。

○2番（岩元礼子君）

では、令和4年度のタバコ税は5,243万6,000円の収入がありました。タバコ税の使い道をお伺いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

タバコ税は目的税ではございませんので、一般財源として取扱いとなるため、どの事業の財源になっているかということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○2番（岩元礼子君）

分かりました。タバコ休憩や喫煙者を抑えつけるより、公平感のあるお互いを尊重した環境づくりが必要ではないかと思えます。

次の質問に行きます。

次に、キオビエダシャクについてです。壇上からの続きの質問をいたします。

高齢者や寝たきりの方がいらっしゃる家庭、空き家など、個人で駆除のできないところ等の対応についてお伺いいたします。

○町民課長（内村秀次君）

お答えいたします。

民有地に発生した害虫の駆除は、土地の所有者である管理者の方に駆除していただくこととなります。ただし、御自身で薬剤散布ができない場合の対応については、区長会文書等で対応していただく業者を紹介しておりますので、専門業者に依頼して駆除していただくことになると考えております。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

分かりました。仮に、個人が駆除のために薬剤を散布しても近所から成虫が飛んできて新たに卵を産み付けると、薬剤を散布した意味がないそうです。そうすると、町が各個人に駆除をお願いしても限界があるとみられます。地域の問題でもあると思いますが、いかがでしょうか。

○町民課長（内村秀次君）

お答えいたします。

近所から成虫が飛んできて新たに卵を産み付けても、薬剤を散布していれば幼虫は駆除されますので、薬剤散布は最も効果の大きい駆除方法であると考えております。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

じゃあ、今後、町全体として駆除対応、例えば町全体に一斉に薬剤を散布をする実施等などの対応が必要になると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○町民課長（内村秀次君）

御提案のありました、町全体の一斉薬剤散布につきましては、天気・風向き・作業時間の長さ等の問題があります。また、対象となる木が大木の場合には簡単に薬剤散布ができないため、一斉散布は難しいと考えております。薬剤の効果は数カ月間継続しますので年に3回から4回の散布を行えば被害は最小限に抑えられると考えております。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

では、その薬剤散布の貸出しや薬剤の配付の実施について可能性をお伺いいたします。薬剤の種類・使用方法もお伺いいたします。

○町民課長（内村秀次君）

お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、庭木につきましては個人の財産でございますので所有者で管理していただきたいと考えております。薬剤の種類・使用方法につきましては、配付文書等において駆除薬剤4種類とそれぞれの希釈倍率、薬剤散布の注意点等をお知らせしております。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

本年も昨年と同じように大量発生すると思われまます。今後の町の対応についてももう一度伺いいたします。

○町民課長（内村秀次君）

お答えいたします。

キオビエダシヤクは年に4回から5回の産卵を行い、発生する時期は5月から12月まで現れます。そのようなことから、来年度は薬剤散布の周知文書の配付回数を増やすとともに、ホームページにて年間を通して掲示を予定しております。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

本年度ですよね。

〔「来年度」と呼ぶ者あり〕

○2番（岩元礼子君）

来年度。すみません。ごめんなさい。

以上で、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前原淳一君）

次に、9番、陣圭介議員。

○9番（陣圭介君）

〔登壇〕

通告に従い、私からは大きく6項目、公共交通、公共施設整備、職員体制、まちづくり事業、消防団編成、義務教育活動について質問いたします。

壇上からは、このうち公共交通に関し、新幹線宮崎―新八代ルートの西諸地域への誘致について質問し、残りの項目については自席より質問いたします。

昨年11月、河野知事は、宮崎県内を走る新幹線のルートとして日豊線ルートに加え新八代ルートを有力な選択肢の1つとして認識していることを公表いたしました。これに合わせ令和6年度予算において需用等を調査する費用が計上されているとのこと。合わせて先般、2月26日には候補とされている3ルートの調査に関連し、本県出身代議士による国会質疑も行われ、国土交通大臣からは、災害時の代替、輸送ルートの確保など国土強靱化の観点からも非常に重要であるとし、例えば東九州新幹線に関しても複数のルートについて熱心な議論が行われていると承知しており、全国

の各地域から要望いただいている基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークなどの今後の方向性について、引き続き調査・検討に取り組んでまいるとの答弁を得ています。

また、令和2年7月の集中豪雨以来、肥薩線の吉松―八代は現在も不通の状態が続いておりますが、昨年11月熊本県と沿線12市町村でつくる肥薩線協議会は、復旧費235億円の9割を国と県で支援するとして復興方針案に合意し、JR九州がこれを受け入れるかが焦点となっているところ、JRとしては被災前の赤字を理由に持続可能性を含めて検討していくと述べるにとどまっています。このような中、宮崎県が調査する新八代ルートについては、肥薩線の不通区間を代替し、沿線自治体の活性化により同区間の持続可能性も生み出すものであると考えます。

本県においては、新八代ルートについて都城市が積極的に新駅設置に乗り出すとみられておりますが、西諸2市1町も一丸となって当地域への新駅の誘致に取り組むことが重要であると考えます。そうすることで、当地域の活性化の起爆剤となることはもちろん、あらゆる面で並行在来線としての吉都線の持続可能性も高め得るものと確信しております。できるだけ早く誘致活動に乗り出すべく、本県のみならず当該ルート上の他の市町村と連携を深めていく必要性を感じますが、本県についての考えをお伺いし壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

陣議員からは、ただいま公共交通についての御質問をお受けしました。お答えいたします。

内容につきましては宮崎―新八代新幹線のルートというような内容でございました。この宮崎―新八代ルートの西諸地域への誘致についてでございますけれども、ただいまの御質問にもありましたように、県においては東九州新幹線等を調査といたしまして、日豊本線ルート、そして鹿児島中央先行ルート、そして新たに新八代ルートを加えました。3ルートに関しまして、所要時間や整備経費等の調査などを行う予算を令和6年度予算に盛り込んでいるというようなことでございます。

この新幹線開業につきましては、交通便利性の向上によります産業活動の活性化、観光産業への波及効果や、多様な人材を地方に呼び込み、地方創生・地域活性化に大きく貢献する重要な交通インフラであるということは認識いたしております。このようなことから、新八代ルートの新幹線誘致につきましては、まだ西諸地域としては動きはもちろんないわけでございますけれども、今後、西諸2市1町はもちろんのことですけれども、JR吉都線利用促進協議会を構成する鹿児島県を含めた沿線の市町、そして宮崎県とも密に連絡をいたしながら今後の動向に注視をし、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

〔降壇〕

○9番（陣圭介君）

連携を深めていただくに当たって宮崎県だけじゃなくて、熊本県の肥薩線沿線の自治体も多分協力が必要になってくると思うので、そのあたりとも相談をしていただきたいと思います。

続きまして吉都線の存続活動についての質問に移ります。

イベント開催や観光列車の誘致のみでは一時的な活性化策にしかとどまらず、在来線の持続性に十分な効果を生むとは考えづらいわけですが、今後の展開についてお考えをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。現在、JR吉都線の利用促進に関しましては沿線後、市町からも構成されます。JR吉都線利用促進協議会が中心となりまして、宮崎県、JR九州と連携いたしながらイベントやツアー、新たな利用者を掘り起こす各種補助事業等を行っているところでございます。

このような一つ一つの積み重ねが吉都線への関心を向上させる手段として必要であり、今後も持続的な効果が期待できる事業を沿線、市町と協議・アイデアを出し合いながら様々な面から利用促進に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

鉄道は住民生活を支える重要な移動の基盤でもあります。特に地域の歴史や魅力が詰まった吉都線は単なる交通手段にとどまらない存在でありまして、まちづくりや地方創生を推進していく上でも重要な交通インフラであるというふうに考えております。

毎年度、JR九州に対しまして要望活動を行っております。先般の活動には陣副議長も一緒に行っていたいておりますけれども、その中でもJRに対しまして利便性の向上、こういったことはもちろんのこと、路線の維持・存続につきましては特に沿線自治体と強固に手を取り合いながら強く要望を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

分かりました。それでは、路線維持のための公費の投入についての基本的な方針をお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。この吉都線維持のための公費の投入という質問でございますけれども、先ほど御紹介のように肥薩線の一部は、現在そういった話が進みつつあると、把握いたしております。この吉都線につきましては、現在のところJR九州からそのような申し入れ等は受けておりませんので、現在ではこの公費の投入という予定はないというふうに考えております。本町としては、引き続き沿線、市町とともに町民との利用促進を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

都城小林の基本の路線バスの維持に対して、補助金なり公費、県の補助金などもあるわけですが、そういった路線維持に関する公費の投入という考え方は、バスと同等の考え方ってないんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

現時点ではそういった直接的な路線を維持するための公費の投入ということは考えておりません。しかしながら、先ほど御紹介しましたような利用促進、そういった要望活動、こういったものについては、当然ながらこの沿線自治体で負担をしながら活動を続けております。以上であります。

○9番（陣圭介君）

引き続き、その路線維持の活動に注力いただきたいと思います。

以上で、1番の質問を終わります。

続きまして、公共施設整備についてですが、他の議員と重複する面もあるかと思えますけれども、公共施設整備について優先度も含めて今後の計画をお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。今議会におきましても数名の議員のほうから同様の御質問をいただいております。午前中の末永議員をはじめ、答弁をさせていただいた内容となります。本町の公共施設等の総合的な整備につきましては、令和3年11月に公共施設等整備の基本方針の中で、学校の校舎、役場庁舎、中央公民館、保育所、そして体育館を優先的に進めるということにいたしております。その中で、本町の次世代を担う子供たちにとってより良い教育環境の整備と学校教育の充実は欠かせないということから学校建設を先に進め、その後に庁舎建設、そのほかの施設については庁舎建設後に計画的に整備を進めることといたしております。これは、現在の公共施設整備の基本方針でございます。しかしながら、国民健康保険高原病院の経営規模縮小や新たに養護老人ホーム峰寿園の管理運営体制移行、こういった直面する課題に加えまして、近年の激甚、そしてまた、頻発化する自然災害への対応等、昨今の状況が令和3年の方針決定時とは変わってきているということもありまして、抜本的な見直しが必要であるというふうに考えております。このため、早急に公共施設等の整備方針の見直しを図り、公の建物等整備検討委員会や町民の皆様の意見を拝聴し、方針の決定を行っていききたいというふうに考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

以前、学校統合に伴う新校舎建設を望む声もまだ未だに聞こえてくるわけですがけれども、現状整理できているところで、小学校の校舎に関し今後の考え方を伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

新校舎の建設についてということでございますけれども、この件につきまして先ほど申し上げました公共施設等整備の基本方針の中でも、令和7年度というのを一応目標にしておりましたけれども、これができないというような内容で、昨年、町民にそういった町政報告会等を開催をしているところでございますので、したがいましてこの新校舎の建設は現段階では具体的な計画に至っていないということでございます。先ほどの答弁でもお答えいたしましたけれども、学校を含めた公共施設の整備方針につきましては、早急に見直しを図りたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○9番（陣圭介君）

新校舎を建設せず、現行の校舎を使って進めていくという場合のコスト面での優位性についてお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

私のほうでお答えいたしますが、新校舎建設後の学校統合と現在の高原小学校校舎を改修し、統廃合を行った場合の比較というような御質問であります。統合後になりますとスクールバスなどの運営経費、こういったものはいずれにしても出てくるわけで、こういった差のない経費というものがございませけれども、コスト面ということになりますと校舎整備等に係る経費においては当然ながら差が生じてくるということになるかと思っております。現在、高原小学校の校舎の改修工事の設計業務を今取りかかっておりますけれども、まだこれは確定している額ではございませんけれども、設計額から推定しますと約7,000万円の改修工事というふうに考えております。

また、新校舎建設費用につきましては、高原町立小中学校施設整備基本計画策定時点での概算工事費用が約16億3,400万円というふうに見込んでおります。今申し上げましたように現在進めております校舎改修のほうは当然ながらこの財政面では優位ということになります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

現行の校舎を利用した場合の対応年数も当然短くなってしまいうわけで、その辺りも積算してどのぐらいになるかというのが分かった時点でまた議会に説明いただければと思います。

それでは、役場庁舎の耐震化について、平成31年3月に現庁舎の耐震補強工事に関する調査結果について一般質問をしたんですけれども、それから後、長らく私は経過を見ていたんですけれども、庁舎を更新することか建設予定地が決まっただけで、結果的にはそれ以上のものが結論として残っていないと思うんですけれども、今後どのようにされるお考えかお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。ただいまの御質問でございましたように、陣議員から以前、この耐震化についての御質問をいただいております。しかしながら、先ほどの私の答弁いたしましたように、新校舎の建設については具体的な計画に至っておりません。ですので、庁舎、学校を含めた公共施設の整備方針につきまして、この方針を早急に決定をしまいたいと考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

それでは、起債の活用についての質問に移ってまいります。

本町の財政について9月にも話しましたがけれども、令和4年度の決算ベースで見ると実質公債費比率は平成27年度以降、ほぼ横ばいで推移しておりまして、将来負担比率は過去最も低いマイナス46.8%を記録しております。また、令和元年度から令和3年度は、投資的経費がいずれも10億円を大きく超えているにもかかわらず、国・県補助金などの効果的活用もあって、財調を大きく減らす結果にもなっておりません。しかし、これらは工業団地への進出企業や道路整備に係る投資で

あって、少なくともこの10年間ほどの間は目立った公共施設整備は行われていないと認識しておりますけれども、計画的に起債を活用し公共施設を整備していくべき時期ではないかと思っておりますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

耐震性や老朽化といった問題からの公共施設の整備は急務であるというふうに認識はしております。起債の活用ですけど、様々な種類の起債がございます。過疎対策事業債や防災・減災国土強靱化緊急対策事業債といった交付税措置が有利な起債においては、使える施設・事業に限られることなどや、過疎債については1年間に限られる限度額等もあり、道路事業などとの調整など起債を活用するにしてもどうしても基金の取崩しなどをしなければならない必要がありますことから十分な検討が必要というふうに考えております。

また、現存施設は可能な限り、延命化を図るための施策を講じるように考えておりますが、今後、その施設で行う事業の運営形態やまちづくりを含めた総合的な視点で施設整備の在り方を検討や協議をしていかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

平成28年とか29年とかだったと思うんですけど、公共施設等総合管理計画を策定していると思うんですけども、あの計画の基本的な考え方というのは財政としての公共施設の維持管理に係るコストを平準化していくというところが基本にあったと思っているので、そのベースにあるのは公債費の平準的な、毎年平均的に返していくであるとか、そういった部分での基本的な考え方は少なくとも計画としてできているわけなので、その辺も踏まえて、今までやってこなかったことっていうのを計画的に進めていくべきではないかという、私は基本的な考え方を持っているわけなんですけれども、町長、どのようなお考えでしょうか。

○町長（高妻経信君）

今、御質問になりましたように、当然、公共施設を年次的にと言いますか計画的に整備をしていくということは、この財政計画との当然、密接でありますので、当然、必要であります。これまでそういった計画を策定はしてきてはおりますが、いわゆるそれに見合う財源がなかなか確保できてこなかったというのが現状であります。ですので、今、御質問にありましたように有利な起債を、交付税措置のある起債を活用していくこと、あるいはその建物の用途によって補助金等もありますので、そういった今、御質問にありました特に起債等も十分活用していく計画を再度していく必要があるかと思っております。

○9番（陣圭介君）

ぜひ、住民福祉に寄与するような施設整備を今後進めていただきたいと思っております。

以上で、公共施設整備についての質問を終わります。

続きまして、職員体制についてなんですけれども、まず課内での連携・教育体制についてですが、管理職と課員との職務上の意思疎通が十分に図れているかについて。いろんな課があるので一概には言えないと思うんですけれども、相対的に伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。まず、私としては全ての管理職において職員との職務上の意思疎通は十分に図れるように努めているというふうには認識をいたしているところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

課内での連携や職務上の教育体制などが十分に構築できているかについて伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。全ての管理職において、課内での連携や職務上の教育体制が十分に図れるよう、このことも努力をしているというような認識をいたしております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

実情なんですけれども、ここ数年、中堅の有望な職員が年度末になると複数退職するという事象が見られると考えますけれども、いかが認識されていらっしゃいますか。

○総務課長（末永恵治君）

ここ数年の定年退職者ではない中途退職者は自己都合による退職者が見受けられるというところがあります。

以上です。

○9番（陣圭介君）

自己都合なんでしょうけれども、その原因についてどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

退職した元職員につきましては、様々な事情により退職しているというふうに思っているところがあります。

以上です。

○9番（陣圭介君）

10年、20年、ある程度勤務された後で中途退職、自己都合退職されるわけなんですけれども、その役場組織の全体としての構成で考えたときに、この状況は好ましいとお考えでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

こういった状況、中途退職する職員がいる状況は決して好ましい状況ではないというふうに考えておりますが、それぞれ先ほど申しましたように諸事情により退職しております。この状況は本町に限ったことではなく、県内の自治体もこういった悩みを抱えているようであります。また、雇用環境も終身雇用制度が終焉を迎えて、様々な考え方、職員がいてそういったふうに変わりつつあるというふうに考えているところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

退職予定の方からそういう理由、退職する理由を聞く機会というのはあるのでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

理由を尋ねてよろしいかと聞いた上で聞く場合はあります。話していただく場合もあります。

以上です。

○9番（陣圭介君）

担当は総務課長でしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

総務課長のほうで聞いております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

実際、正直に言われる方もいらっしゃれば、なかなか組織の構成として不満を持って退職される方も中にはいらっしゃるわけで、そういった方ってなかなか理由を言いづらい状況もあると思うんですよ。役場の組織として公費を使って職員を育成しているという考え方が私はあると思っていて、各職員それぞれも公務員として給与を受け取って公費によって、公務員として成長させてもらっているという意識を持つべきだというふうに私は思っているわけですね。そうすると、みすみす退職理由を確認もせず、これから町の福祉全体に寄与していただけるということで、成長していただいた方をみすみす手放していくというのは、私はあんまり好ましい状況では思っていないんですよ。そういった意識の醸成、主に退職理由についてはあんまり個人的な事情によって聞きたくないというのものもあるかもしれないですけども、それ以前に公務員として今まで成長させていただいた、町の人たちに育てていただいたという立場で考えてみたときに、引き止める一歩、一段階というものが私はあってもいいというふうに思っているんですけども、そういった意識について町長、どのようなお考えでしょうか。

○議長（前原淳一君）

陣議員。

○9番（陣圭介君）

すみません。各職員にそういった育成していただいているという意識が醸成されているか、否についてお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

まず、退職をする職員が私も役場職員でございましたけれども、やはり増えてきているというのは現実でございます。しかし、これは先ほど総務課長が申し上げましたように、これは公務員に限らずあらゆる職場でやはり、若い方で言いますと新たな起業をする、あるいはそのほかにもそれぞれ一人一人の事情があつての退職であろうというふうに考えています。そこで、まず、今御質問にもありましたように、引き止めるということが、やはり本人も退職をするということは相当な決心を

しているわけでございますけれども、その理由をまず聞くことが可能かどうか、できるかということもありまして、なかなか慰留をするというか、そういうことはなかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

すみません。ちょっと言い方を変えますね。例えば、退職予定の方にその退職理由を聞いたときに、仮にそれが、例えば組織の中で解決できるような問題が理由で退職されるという場合において、それをみすみすその方を引き止めもせずに退職させていいものかという考え方から来ているんですけれども、どうお考えでしょうか。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。その退職理由ですけれども、その中で職場で仕事を続けていくことが非常につらいとか、あるいははじめないとか、そういったものがあつたとした場合にそれが職場の環境にも問題があるのではないかと、そのような趣旨だと理解しましたけれども、そういう職場環境といいますか、そういうふうにならないように、先ほど御質問にありましたように上司がやはり職員の一人一人に日頃から目を配る、また、声をかける、そしてまた仕事の相談に応じる、そういった環境を私は作っていくように、日頃からその職員にもそういう呼びかけをしておりますので、そういった一人一人の理由が何であるかということについては、私は職場に不満があつて退職をする職員が多いという言い方は、私は違うのではないかとこのように捉えています。

○9番（陣圭介君）

職場環境に問題があつて退職する方が多いということじゃなくて、仮にそういう方がいた場合に、それを引き止められるような手だてが講じられるんじゃないかという話で言っているんですよ。先般、健康課かな、福祉課所管でゲートキーパーの養成講座を受けさせてもらったんですけど、職場の中で隣同士の人であるとか、日頃の声かけですよ、そういったものの中で一人一人の課員が抱えている悩みというのを話せる環境づくりというのが非常に大事だということを学んだんですけれども、そういった取組を町の課で主体となつて養成講座を行っているにもかかわらず、そういった環境ができあがっていないようなふうに今聞こえたんですけれども、そういうことじゃないんですか。日頃からみんなで声かけできるような、そういう意思疎通が私は必要だと思っているんですけれども、そういう趣旨で聞いているんですけれども、いかがですか。

○町長（高妻経信君）

今、御質問にありましたこの非常に大事なことだと私もそれはそう考えております。ですので、先ほど申し上げましたように、私も課長はやはり毎日全ての職員に声をかけてほしいとか、係長も当然ですけれども、それにやっぱり職場の中でもう1つの環境をつくるという意味では、やはりこのコミュニケーションをそれぞれが取るといふことは、私は非常に大事だろうと思っております。そういう中で、仕事について分からない部分があるとか、あるいは悩みを抱えているとか、そういったものをお互いに共有できるのではないかと、そのことは私は大事だということに考えます。

○9番（陣圭介君）

この質問の前にずっと答弁を聞いていると、あんまりにもドライな対応、退職者に対してドライな対応をずっとしてきたのかなという、私は印象をそういうふうを受け止めたわけですけれども、隣同士で気軽に声かけできる環境づくりがあれば、そういった、仮にで申しあげましたけれども、職場環境での悩みであるとか、そういったものを打ち明けられる人が1人でもいる状態というのができあがっていくのが理想の職場だと思っているんですけれども、そういうものに、構築に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番、働きやすい職場環境の整備について移ってまいります。

職員の人材流出、さまざまな理由があると思うんですけれども、そういったものを防ぐために働きやすい職場環境を整備すべきだと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

議員がおっしゃいますように、働きやすい職場環境を整備することは職員の人材流出の手法の1つであるというふうには考えておるところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

お互いにコミュニケーションだけにかかわらず、課内で1人が1つの仕事ばかりを抱え込むような状況じゃなくて、それぞれが、課員全体で職務分担がきちんとできるような職場環境というのは働きやすい職場環境だと思いますので、そういったものにぜひ取り組んでいただきたいと思います。具体的には、それぞれの課の担当の課長さんたちで考えていただければいいと思いますので、以上でこの質問を終わります。

続きまして、4番、まちづくり事業についての質問に移ります。

地域商社関連ですが、第6次高原町総合計画の目標の2、「活力ある産業を創出し、人が集うまち」というものの、基本施策策7「観光・物産の振興と関係人口の創出」という項目があるわけですが、その中には施策を展開していく主体として地域商社が明記されております。そして、事業者の活性化を図るため、商工会や関係機関、団体等と連携しながら経営革新や農商工連携などの取組を促進しますと記載されていますけれども、具体的にどういった意味でしょうか。

○町長（高妻経信君）

御質問は、第6次高原町総合計画の目標、基本施策ありまして、その観光物産の振興と関係人口の創出、その部分であろうかと思えます。その中で、この第6次総合計画において、初めて地域商社が出てまいっております。これは、令和4年3月に地域商社が発足をしたというようなこともございます。この地域商社設立による物産観光振興という項目での記述内容でございますけれども、これは御質問で地域商社が主体であるというような質問をされましたけれども、これはもう地域商社が主体というよりも、私たちがこの地域商社の役割といいますか、立ち位置といいますか、そういった内容であるというふうに捉えております。

そこで、記述の中に事業者との活性化を図るため、商工会や関係機関等を連携しながらという書き出しになっているわけですが、例えば申し上げましたようにどちらかといいますか、主体ではなく連携に重きを置く意図での記載であるとまず御理解いただきたいと思います。

地域商社設立前におきましては、商工業振興については主に商工会、そしてまた観光振興については観光協会が、それぞれ御尽力いただいております。町といたしましても行政にしかできない分野での商工観光振興につきまして、連携を取りながら諸事業を展開をしまいできております。町が商工観光に特化した部署を設置し、施策の展開を行っていくということは非常に現実的な、そういうことが望ましいわけでありまして、しかし、本町の現時点での規模ではなかなかそういった手間の難しい状況であるというふうに捉えております。そこで、本町としましては地域商社を立ち上げ、少なくとも行政が行う商工観光振興業務の一部を地域商社に委任し、専任、特化した体制で事業展開ができるよう、総合計画に今回盛り込んでおるということでございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

ちょっと今の答弁を聞いていると、いわゆる役場組織としての商工観光の専任に当たる課に代わるものとしてそういう地域商社が位置づけられたようなふうに今聞こえたんですけども、実際、産業創生課という課が独立してあるわけで、そういった課と課がありつつも、そういった別団体として地域商社が並存している状態なわけですけども、そういった中でのその地域商社の位置づけってどういうふうにお考えなんですか。

○町長（高妻経信君）

先ほど、私が申し上げましたのは、これは私の施策としての考えもありますけれども、なるべく、特に商工業にかかります分について、観光も施策でございますけれども、やはりこの民間活力といいますかそういったものを、あるいは外部の人材等も活用しながら、よりそこで専門的にやって、そしてそこで行政ができない分、あるいはスピードをもって取り組める、そういった趣旨をもって地域商社を設立をしているというのは御理解いただければと思います。

○9番（陣圭介君）

この総合計画の記載について、地域商社として具体的に取り組んできたことについて説明いただきたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

地域商社におきましては、大きな取組の1つとしましては御案内のとおり、ふるさと納税関連に関する業務ということに取り組んでいただいております。こちら、物産を通しましていろいろ町の商工業者の皆様、事業者の皆様に稼いでいただくというような形も持っているわけですが、今回、その結果をもちまして御案内のとおり寄附額等も非常に伸びているという状況でございます。また、それ以外にも今、町長の答弁にもございましたとおり中央商店街、この中におきます軽トラ市等を引き継いだ夜市やカーニバルみたいなものやっていたりしておりますし、地域の事

業者や近隣の高校、そういうところを巻き込んでの新たな事業展開ということで非常に好評等も得ているところでございます。

また、マスコミ等にも取り上げていただいておりますけれども、日本航空との連携とか、インバウンドを対象にしたモニターツアーの開催と、そういうものを行ってきているところでございます。

御案内のとおり設立して今度の3月末でやっと2年目を迎える商社でございます。ふるさと納税をはじめ、地域にお伝えできるような実績とか材料とかそういうものが増えてきているのは大変喜ばしいことでありますし、今後の事業展開、今からさまざまなリリース等も行っていくわけでございますけれども、町内のこの事業者の方々に関係団体、今の商工会、観光協会、JAと地域団体ネットワーク協議会を立ち上げて連携して、いろんな諸課題に取り組んでいこうとしているところでございますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

今の課長の説明の中で、商工会、JA、それから観光協会との連携を図っていくというお話なんですけれども、前も言ったかもしれないですけど、この設立前に連携に取り組んでおくべきだったもので、なぜ今頃になるんですかね。

○産業創生課長（森山業君）

先ほど、商社の設立時におきましてはこの商工業・観光につきましてはこの地域、これから伸び代がある、あるいは力を入れていかなきゃいけないところ、事業承継もそうですし、観光でお金を落としていただくという事業に力を入れていくということで、これは1つ、誰がどこかというわけではなく、みんなで協力していかなければいけないというところで、先ほど町の行政以外のところにスピード感を持ってやるために地域商社立ち上げたと思っております。そして、この立ち上げた後、今、陣議員からありましたとおり、皆様のこの意識醸成、連携、そういうことについて努力をということがございましたので、そこをさらに立ち上げたあと皆様の御意見も賜りながら一体となって頑張っていくということで、このネットワーク協議会というのを立ち上げて、さらに連携を深めていこうということで行っているというふうに御理解いただければと思います。

○9番（陣圭介君）

総合計画に新規創業者や事業承継者支援の充実を図るとあるんですけども、この事業主体も地域商社を意図されているんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの部分でございますけれども、これまで新規創業支援、あるいは事業承継の取組、こういったことにつきましての支援を商工会、あるいは農業関係で言いますとJAなどもこの対策を講じ、また支援を行ってきております。

少子高齢化や人口減少に伴いますこの担い手不足が深刻化しております。あるいは感染症の蔓延、そしてまた不安定な世界情勢、こういったものの中で地方経済を町の環境もさらに厳しくなっております。

この総合計画に記載をしております内容につきましては、この高原町総合計画でございますので相対的な方向性をまず示しているというふうに御理解をいただきたいと。その中で「創業・起業支援」「事業承継」につきましては、これまでの、先ほど申し上げました各団体の取組状況、それと現在の地方経済、担い手不足、こういったことの中でやはりこの町としてそういった課題に対して専任的といいますか専門的に取り組むべき課題の1つであると認識をいたしているところでございます。こういった1つの課題解決に向けての内容、記述であると御理解いただきたいと思っております。

○9番（陣圭介君）

それでは、もう1つ文言について話しますけれども、物産観光に特化した人材として地域おこし協力隊など新しい風を取り入れるという記載があるんですけれども、確か過去に地域おこし協力隊が観光協会に赴任した事例があったかと思うんですけれども、こういった事例は考えていなかったのかなという疑問なんですけれども、お答えください。

○町長（高妻経信君）

これまで取り入れました同様の事例といたしまして、今、陣議員からもありましたように、地域おこし協力隊のミッションといいますか。これは観光に位置づけて2名が地域おこし協力隊として活動いたしておりました。この2人につきましては、観光推進業務を主な活動を目的としまして任命されておったわけなんですけれども、うち1人は現在、観光協会です仕事をしております。その中で本町の観光ガイド等を務めるなど定住をもう果たしているところでございます。

また、先ほどの表現の中で新しい風という記載でございますけれども、これに関しましては官民連携による様々な事業や取組の創出、そして民間や地域におけるキーマンの創出、こういったことも想定をいたした内容でございます。

また、総務省の活性化企業人制度を活用しました、産業官民連携推進官の起用、こういったものも記述してあります。新しい風というふうに認識をいたしているところでございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

この総合計画の記載が全体的に見て商工会とか観光協会など、本来そういった観光振興であるとか商工業振興、そういったものに取り組むべき業務を行う団体の立場をちょっと差しおいて、この地域商社が上位に位置づけられているような感覚さえ覚えるわけなんですけれども、そうでなければそういうふうに説明していただければいいんですけれども、いきなり取って出てきたような地域商社みたいな団体が今まで町の商工業振興に尽力いただいた団体の上に位置づけられているような記載にイメージされるのはちょっと、おそらく不本意だと思うので、その辺りについて説明いただけますか。

○町長（高妻経信君）

まず、総合計画につきましては、自治体の今後の事業展開や理想的な在り方を位置づける次年的な計画であり、具体的な方針を記載するものとはなっておりません。将来の目標や目標達成に向けた体系的な計画を策定しているものでありまして、言わば高原町としての行動目標ということになり

ます。そこで、地域商社に関し記載している部分でありますけれども、観光物産の振興と関係人口の創出のこの項目について新しい風を取り入れるなどの記載はあるものの、その中で関係機関、団体等と連携しながら官民連携などのワードを用いて「連携」を意図しての記述であるというふうに御理解をまずいただきたいということでございます。

今、御質問にございました地域商社を町が地域の核と位置づけをしていると、そのことで商工会、観光協会とのそういった団体等の上位に位置づけているのではないかというようなことでございますけれども、そういったことについて、町としてはそういった意図は全くないというふうにまず御理解いただきたいということ。そして現在も商工会、観光協会、J A、行政で今年の5月でございましたけれども、地域づくり団体ネットワークを立ち上げまして、本町の様々な課題解決、あるいは地域活性化に向けた話合いとも行いながら、また具体的な事業も展開をしていくというふうな方向もあります。

以上であります。

#### ○9番（陣圭介君）

分かりました。以上で、地域商社関連の質問を終わります。

続きまして、地域おこし協力隊関連ですけれども、現在、任期中の隊員のうち、事業承継によって起業することを一時的なミッションとされていた隊員も実際には起業されたわけですが、その方が2名いらっしゃる把握しておりますが、これらの方々の業務について昨年6月にも一般質問いたしましたけれども、その際には、当局がお願いしたミッション任務と御本人さんたちの意向がマッチングしたということで、引き続き新たなミッションでこの地域の協力隊員活動を続けていただくということで整理をしたとの答弁を得ました。

そして、契約内容を見直しされたということで、1つ目が町内の農産品を活用した特産品商品の開発。それから2つ目が、本町のPR活動、プロモーション活動の実施であるとの答弁をいただきましたけれども、以前、一般の町民の方々からは隊員の方々の活動が見えないというお声が強いですけれども、どのように地域おこしに携わっていらっしゃるか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

#### ○産業創生課長（森山業君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

この地域おこし協力隊のミッションにつきましては、それぞれ地方自治体で、それは地域によってミッションというものが異なっているわけでございますけれども、この地域おこし協力隊制度の共通のミッションということは地域の活性化に取り組むということで整理されているところであります。

御質問の、このありました協力隊の皆様はお二方でございますけれども、よく地域おこしになります祭りとかイベントとか、そういうことに携わるということではなく、整理したというものにつきましてはSNS等を使って配信等を行うと、情報発信等をしていくということをお願いしたわけでございますけれども、確かに、今、陣議員からありましたとおり、その情報発信について、例えば地

域の情報とかそういうものが少ないんじゃないかという声はもう確かに耳にしております。ただ、このミッションにつきましては、この地域おこしの1つといたしまして与えておりますのが、関係人口、交流人口を町内に引き込むと。そして、その後地域にお金を落としてもらうルート、そういうものを開拓してもらおうということで地域活性化につなげるということを一応ミッションというふうにしているというところで今整理をしているということで、外からのお客様、あるいはそういう方がこちらに来られて、その後町内を回っていただくということ、ここについてはミッションについては十分果たしているんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

以前も言いましたけれども、起業されたその商売に関わる部分とは、この隊員のミッションというのは切り分けていただきたいんですけども。なんで、その商売を通じてどなたかがこの高原町にお越しになってということで押し量れないじゃないですか。そういった方々がどのように地域おこしに寄与したか。いらっしゃる方々がどのようにこの地域の活性化に寄与してきたかというのを押し量ることができない。目に見えないものに対して評価ができないものを、何でそれを町が認めているのかという話からこういった御批判というのがあるのかと思うんですけども、それについてはどうお考えですか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問は、事業承継による起業した2名の協力隊ということでございましたけれども、私自身そのお二人、2件の協力隊でございますけれども、それぞれ比較的若い年齢の方でございますけれども、やはり、まず高原町に来てあるいは帰ってきて、そして空き店舗などを活用した事業所を起業していくと、そういった高原町で頑張りたいという方が来られているわけです。そこで、この2件についてはそれぞれお店を開業して、今営業を続けているということです。やはり、私が思いますのは、こういわゆるお客さんを通じて交流人口の増加というのは明らかにつながっているという理解をしております。そういった中で、いわゆる高原町の発信で言いますと活性化に貢献をいただいているんじゃないかなと。ただ、御質問にありましたように町民から見えないと、地域おこし協力隊って高原に何人いて何をしているのかということは確かにあるかもしれませんが。ですので、やはりいわゆるSNSでのフォロワーというのがかなりの件数があるですけれども、そういったものを活用した高原町の情報発信をするとか、あるいは町としてもそういった若い人たちが活動をしている状況というのはやっぱり町民に知らせることも大事じゃないかなという感じではおります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

高原町の情報発信、具体的に見えますか。毎月定期的にやっているとか、そういうものが目に見えていますか。

○町長（高妻経信君）

このことが、例えば情報発信を毎日しなければならないとか、どういう形でしてくださいとか、具体的なそういったお願い等はしておりませんので、要はその方のやり方で、やはり町としてもそういうお願いは当然していくべきだと思いますけれども、それはもうある程度の本人のやり方に任せて、あるいは方法も通じてですけれども、それはもうある程度お任せするしかないかなとは考えております。

○9番（陣圭介君）

以前も話しましたが、起業されて商売に係る所得補償というふうにしてその報償費が判断されるような取扱いというのはやめていただきたいんですよね。そういう意味で、何かある程度定期的にどのぐらいの頻度で情報発信しろという縛りもないというふうに言ったんですけど、それが結果的に町民の方々から見て具体的に何をやっているかが見えないというところにつながっていると思うんですけども、その状態でいいんですか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの陣議員から御質問がありますように、それが必ずしもミッションとしてやらなければならないことというようになっておりませんが、ただ、私としては、やはり相当のこの情報発信力を持っておりますので、それを通じての高原町の外部への情報発信はお願いをしていきたいとは考えております。

○産業創生課長（森山業君）

ただいまの町長の答弁に関しまして、また補足で説明をさせていただきたいと思っております。産業創生課の部署とおきましては9月の陣議員から質問を受けまして、4月契約する前に整理をさせていただきまして、お二方とは、例えば具体的に言いますと今ありましたとおりSNS等で別のアカウントを持って情報発信をしてくださいという点が1つ。これがお一方が中心です。もう1つの方は今ございましたとおり、自分の例えば事業所、そこからの情報発信もされていたわけでございますけれども、それだと今お話があったようなことにもつながるということで、まずは地元の農産物を使った特産品を開発されて、それをふるさと納税等に出していただいたりというような特産品開発のミッションのほうもお出ししております。

特に、関係人口、交流人口を地域内に呼び込むというミッション、特に今、陣議員がおっしゃったみたいに地域の方から何をしているか分からないというこういう声は全国のこの地域おこし協力隊、これは確か2009年あたりからこの制度が始まったんですけども、それからどんどん数が増えていくに当たって、どこでもちょっと問題になってきているのは間違いございません。とにかく、交流人口を引き込む、そして外貨を落としてもらおうというこのミッションは、全国でもこのミッションを与えているところは多いです。ただ、今ありましたとおり、これを自分のところじゃなくて必ず来ていただいて、波及効果を設けていただくということをしなさいといけません。今ありましたとおり、情報発信だけで今は押し量るものではなくて、その地域の波及、例えば周りの店の人が入る数も増えているとか、ふるさと納税で返礼品の数が増えていくとか、そういうことを本当、この

3年間で形にさせていただいて、ひいては地元に残っていただくというふうに思って、させていただきたいと思っているところがございますので、御理解いただければと思っております。

○9番（陣圭介君）

そうなんです。プロモーション活動を義務的に設けていないとおっしゃっていますが、契約でも見直しがかかっているわけですよ。本町のPR活動、プロモーション活動が契約書の見直し要項の中に入っているんですよ。それをちゃんとやっていただきたいという趣旨で私質問しているので、義務的にしてもらうことにはならないというのは話されましたけれども、そうじゃないんです。もう契約書に入っているんですよ。農産物の特産品の商品の開発であるとか、PR活動、プロモーション活動という見直しが既にされているというのは、私、昨年の6月に確認しているから、それをもって今質問しているので、違うことをおっしゃらないでください。なんで、それを受けた上で、現状を見たときに地域おこし協力隊の方々の活動が見えないという御批判を私受けて今回質問しているので、そのままだから契約書通りに普通に地域おこしに寄与すると、資すると結果が見えている、効果が目に見えているのであれば、そういった批判は地元から起こらないんですよ。先ほど、森山課長からお話があったとおり地域おこし協力隊、いわゆる外から中に、田舎に移っていただいてという問題も私もずっと何年も研究しています。いわゆるそれが批判に対して、その地域おこし協力隊に対する批判に対して、それが村社会が生み出した批判であるとか、そういった批判というものもあるわけですよ。そうじゃないんですよ。本来であれば公費を報償費としていただいて、その地域に定住していただいて、地域おこしに協力していただくところを本願に持ってこなきゃいけないのをなんかこう、制度自体をなんかぼやかしたような表現でされているところが現状の曖昧な運用の仕方につながっているというふうに私は思いますよ。そのあたりをしっかりと明確にさせていただいて、隊員の方々にはそういった意識をしっかりと持っていただくのが本来の筋だと思えますよ。適当に、適当にとは言いません。PR活動されているのかもしれませんが。分かりません。目に見えないから。効果も見えないから。じゃあ、具体的にそれ多分、結果報告書なり月次の報告書なんていうのを課のほうに報告上がってくると思います。その評価ってどうされているのかなど、私、不思議でしょうがないんですよ。そういった話を議員として質問してくれというふうに今回伺って聞いているんですけども、なんか曖昧にぼやかした感じの答弁に聞こえてきて、意味分からないんですよ。何でそんな答弁になるのかなというふうに思って。甘いんじゃないですか、公費の運用に関しての考え方が。そういう話なんです。もともとは。そのへんをちゃんとしっかり認識していただきたいなというふうに思います。

それから、続きの質問に移りますけれども、隊員の方々の任期終了後の本町への定住について一切縛りが無いのかについてお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

地域おこし協力隊の任期終了後の定住については、そういった制度上はそういった縛りはございません。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

担当課にお伺いしますけれども、その任期終了後の本町への定住については、こちらから要望するようなことは一切されないのでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

先ほどの質問の中にもございましたとおり、この地域と地域おこし協力隊と今いる地域の方から活動が見えないというトラブルが起きたときには必ずこの地域、御本人様たち、地方公共団体、自治体、ここは必ず連携して、三方よしと言われるみたいにこのトラブルは行政が入って整理をしていかなきゃいけないということで、地域の皆様にも、例えば応援していただくようお願いもしなきゃいけないと思っておりますけれども、私どもに関しましてはこの月の、月次の先の報告のとき、今回、この話を受けても御本人様たちにお話をして、ちゃんとかういう発信をしていってほしいというようなお話もさせていただきました。そして今ありましたとおり、今後、この地域おこし協力隊が残っていただくときには、やはり全国的にやはり5割から6割、この方々たちが残ったりしていますけれども、残りはやはりもうそのまま地域から離れていってしまうというような実情もあるというふうにしております。この高原町を選んでいただいた皆様方には、その後も残っていただけるような地域の皆様との雰囲気をつくっていかなくちゃいけないと思っておりますし、本町といたしましては今ありましたとおり、町内のいろんな事業者の皆さん波及効果があるような形をつくって、ぜひ周りから残っていただきたい、よくやっていただけるというような声をつくり上げていって、その延長上として残っていただくような雰囲気づくりを努めていきたいというふうには思っております。

○9番（陣圭介君）

以前も言いましたけれども、活動自体が見えないとか御批判が多いような、もともと地域おこしの方々というのは地域に受け入れられてこそその協力隊なんで、そういう、だから間違った運用というか、疑念を抱くような運用の仕方によっては本来の地域おこしの目的と逆に動いてしまうんですね。その辺のところをちょっとしっかりと運用する側で認識していただかないと、えらいことになると思うんですが、こういった同様の、今言ったような事例のような地域おこし協力隊員の任用について今後の考え方を伺いたしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

陣議員のほうから、この地域おこし協力隊に関しまして、例えば御質問等、多くの御質問をお受けしたところがございます。その中でやはりこの地域おこしといいますか、本来のミッション、それとまた活動が見えない、こういった声が多いのではないかとというふうな御質問もございました。であるなら、やはりこの地域おこし協力隊がやっぱりこの町民に、やっぱりこの認められる、そしてまた地域においても、あるいは町民が応援をしていただけるような、そういった存在になってほしいなと私も考えます。

そこで、今、御質問でありましたように、改善をする点はやはりあるのかなというふう感じたところですので、その点について検討してまいりたいと思っております。

地域おこし協力隊につきましては、町としてはやはり今後におきましても必要に応じて募集をしていくということは続けてまいるといふふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

適正な運営を検討をお願いいたします。

続きまして、消防団編成についての質問に移ります。

まず、団員構成の適否ですけれども、住所や就業の関係から、団員として出動できないケースが多い団員がいるというのはありませんか。

○総務課長（末永恵治君）

消防団員につきましては、仕事を持ちながら地域を守る志の高い方が入団されております。現在、161名の団員が在籍しておりますが、住所や就業の関係から、出動できないケースが多い団員がいるのではないかと質問でございますが、そういった団員がいることも事実であります。ただ、その時々どうしても出動人員がそろわない部も出てくることもありますが、その辺は現場で後方支援に回ったりしていただきながら対応していただいているところであり、全体としては活動は行われているというふうに考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

曜日や時間帯によって詰所に3名そろわることができないケースというのは想定されませんか。

○総務課長（末永恵治君）

曜日や時間によって火災出動の際に詰所に3名そろわないというケースは想定されるところであります。

以上です。

○9番（陣圭介君）

そういった場合に特定の部が出動できなかったとしても、ほかでカバーできる体制にあるか否かについてお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

御質問ですが、本町の消防団は全部の部で8戸部とも火災などの場合は出動命令が出るため、現在でもカバーできているというふうに考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

現状を見たときに、団員の構成の見直しの必要はないかお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

団員構成の見直しについてですが、令和4年度に高原町消防団の組織としての在り方、活動するに当たっての部の在り方などについて消防団内で協議を行う、高原町消防団組織検討委員会を設置し検討を行いました。5回にわたる協議を重ね、各部の定数の見直しや災害出動の在り方なども協議したところであります。これらの結果を踏まえまして、現在の団員構成となっておりますので、今のところは見直しの必要はないというふうに考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

その際に、各部の団員のメンバーの中の構成員の組替えとか、そういったものも検討されましたか。

○総務課長（末永恵治君）

基本的な部の、例えば広原は第3部とかというような基本的な区割は変わっておりませんが、団員数の増減、女性部を増やしたりある部を増やしたり、減少させたりしたというふうにはなっておりません。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

その各部の定数の見直しをしたとしても、その中に、今回聞いているのは団員構成の見直しが入った結果出動できない部が出てきたという話を伺いして今回質問しているのですけれども、その中にいらっしゃる方の中で、定数見直ししてもなお曜日とか時間帯とか就業の関係とかで詰所に駆けつけることはできない方がいらっしゃるという、そういう事象が出てきたというふうにお伺いして今回聞いているのですけれども、そういった内部のメンバーの組替えというものの必要性についてどうお考えですか。

必要ないというのだったら、もういいですけれども。

○総務課長（末永恵治君）

今、消防団は170の定員なんですけれども、団歴が長い方が多数いらっしゃいます。サラリーマン化もしております。ということは、それなりの役職に就いていらっしゃる団員も出てまいりまして、町内に就業できずに、例えば小林とか都城市とかに就業していらっしゃる方も昔と比べると相当数出ている状況であります。ですから、ただ、休みの日とか夜には高原町に居住しておれば出動できます。若い団員の方は結婚されて居住するところがなかなかなかったりするものですから、小林とか近隣の自治体に住んでいらっしゃる方もいらっしゃいます。ですから、そういった状況もだんだん変わってはきておりますけど、令和4年度にそれらも含めて見直した上で、今のところは大丈夫じゃないかなというふうに考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

分かりました。次の質問に移りますが、これ、緊急時のOB団員の出動についてですけれども、ある部の後援会の方からお伺いしたんですけれども、緊急時に詰所にそろわない、必要な人数そろわない

場合に出動できないケースが出てくると、そういった場合に備えてOBの団員の方を予備消防団員として任命してはいかかとの御提案がありましたけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

本町の消防団は、先ほども申しましたけど火災出動等においては基本的に全ての部で出動要請がかかっております。特定の出動ができない場合でも全体でカバーすると、先ほど答弁したとおりであります。歴代の消防団組織の流れであり、現在も変わっておりません。

御提案にありましたOB団員の出動でございますが、他の自治体では機能別団員というような位置づけでOB団員のような、似たような組織をしているところもありますけれども、これにつきましては処遇などを考えていく必要もあまして、また、あと現役消防団の理解も必要となつてまいります。ですから、導入に当たって慎重な検討が必要かなと考えております。

このような御意見があるということは、非常に消防団活動に御理解をいただいておりますというふうに考えておりますので、貴重な御意見として賜っておりますが、今のところ現場での消防団活動には支障はないというふうに考えておるところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

以上で、消防団の関連の質問を終わります。

最後、義務教育活動についての質問に移ります。

まず、学校教科書の使用状況ですが、義務教育活動において学校教科書を使っていない教員がいるとの話を耳にいたしますけれども、現状についてお伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

教科書のご使用でございますが、町内小中学校では通常の授業としましては原則として教科書を使用しております。また、教科書以外の教材の使用も認められておりますので、副読本であるとか練習問題集であるとか、資料集とか、そういうものも補助教材というふうにして使っております。

また、指導方法の工夫としまして、もちろん学習指導要領の内容は踏まえておりますが、ある単元の一部をワークシートとか副教材で使用したり、あるいは手法としまして教科書をあえて見せずに予想をさせたりとか思考判断をさせる授業もあるというふうにご捉えております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

そうすると、私に話をしてくれた生徒たちは嘘をついていたということですかね。ワークシートが主体になって教科書を使わない授業になっているというふうにお伺いしたんですけれども、いかがですか。

○教育長（西田次良君）

先ほど申し上げましたとおり、教科書を主体にして授業にはそれをもとにワークシートを作っているというふうに理解をいたしますが、いかがでしょうか。

○9番（陣圭介君）

いかがでしょうかという話ではなくて、学校教科書と違う内容で教わっているから教えている内容が違う内容なんです。なぜ使わないのか分からないんですけども、あえて使わない理由って何なんですか。

○教育長（西田次良君）

教科書の内容と違うということでしょうか。私の理解としましては、教科書を元にその内容を問題やあるいは自作問題もあるかも知れませんが、そういうことで使用しているというふうに認識いたしております。

○9番（陣圭介君）

何か違うんですね。学校の教科書を使わずに教えていて、学校のテストのときには教科書に準拠したテストが出てきたり、逆もしかりなんですけれども。子供たちが対応できないんですね、一貫性がないから。だから、教科書を使うなら使う。それを主体にして副読本がある、ワークシートがあるなら、それはまた別に副教材として使うというのだったら分かるんですけど、それが逆になっているから子供たち混乱しているんですね。それで、今回質問しているんですけど、そういう実態って把握されていないんですか。

○教育長（西田次良君）

学校のほうの状況も問合せしておりますが、教科書の使用としては大体5割から7割使いながらも、先ほど申し上げたとおり、副教材でありますとかワークシート等を使って授業を展開しているというふうに報告を受けております。

○9番（陣圭介君）

分かりました。ちょっと確認が取りようがないので次の質問に移ります。  
学習指導要領に準拠した指導の徹底について、手法をお伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

学習指導要領ということでございますが、学校ではまず文部科学省が定めました学習指導要領に沿って全教職員で教育課程をまず編成して、そして年間指導計画を編成しております。

それらに従いまして、今度は単元計画、授業計画をもって授業を実施しております。その上で、定期的な校内外の研修等や授業研究を行っております。普段の授業といたしましては、管理職が随時授業を観察しながらフィードバックを行って指導の徹底を図っております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

学習到達度を図る試験などにおいても、学校教科書に準拠すべきという考えはありますか。

○教育長（西田次良君）

到達度を図る試験につきましても教科書に準拠することが基本であると思っております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、副教材として使用している問題集であるとか、あるいは類似問題を出したりとか、それと学習指導要領には沿っておりますが自作の問題を出したりすることなども、そういう工夫も可能であるというふうに考えております。

○9番（陣圭介君）

学校教科書の使用状況は分かりましたけど。次の質問に移りますね。

授業における表現の曖昧さ回避についてですけれども、私、以前ある職員から、教科書にうそが書いてあるというふうに言う議員だというふうに言われたことがあるんですけども、しかしながらその言葉を正すと、正しい解釈に結びつく日本語の表現が授業において必ずしも用いられていると限らないという意味でお話したつもりです。

お伺いするんですけども、教科書における記載されている内容を実際に授業で教授するに当たって、それが正確な解釈で行われているということを担保するものは何でしょうか。

○教育長（西田次良君）

その解釈の内容幅にもよると思うんですが、学校では先ほど申し上げましたとおり、教育課程や年間指導計画に沿いながら単元計画、事業計画のもと、授業を計画的に実施しております。

教員はその授業の際には学習指導要領解説でありますとか、教科書の詳細な指導内容を示しております、教師用指導書による教材研究を行っております。また、学校では教員の専門性向上のため校内研修でありますとか、授業研究を定期的に行っております。普段の事業におきましても、学年会とか教科会等で常に情報共有を図っているというところで担保されているというふうに認識しております。

○9番（陣圭介君）

今、本町で導入されている教科書なんですけれども、県全体で使用されているものと同じだと思うんですけども、必ずしもその教科書の日本語の表現って結構曖昧な表現が多くて、その曖昧な表現、例えば解釈が2通りに解釈できるとか、読み方によっては違う読み方もできるとか、そういう教育過程の流れの中でそういうこともあり得るわけですよ。それを踏まえた上で、正確に子供たちに教授できているかというのが私は非常に疑問に思っているんですけども、あえて紹介いたしますと、これ1年生の数学の教科書なんですけれども、ねじれの位置という空間内の2直線の関係を表すねじれの位置という表現があるんですけども、それ、実際学校でどう教わっているかという、「垂直でもなく平行でもない直線の位置関係」というふうに説明されているんですよ。教科書に何て書いてあるかという、「空間上の2直線が平行でなく交わらないとき、その2直線をねじれの位置にあるといいます」と書いてあるんですよ。でも、これ教科書に書いてあるその表現を実際に問題に当てはめてみると、立体図形の上にある辺同士の位置関係で見ると、同じ平面上にある辺がこの教科書の記載では除かれない場合があって、違った解釈につながってしまうんですよ。そういったものを踏まえて、正確な教授の担保というのはどういうふうにされているかというのを、今いろいろ分科会とかいろいろ説明されましたけれども、そういったものでこういった正確性が本当にちゃんと担保されているのであれば、そういった、さっき言った「垂直でもなく平行でもない」というのを説明って出てこないと思うんですよ。そういうことなんです。だから、あえて教科書の曖昧な表現、いろんな日本語としての曖昧な表現を踏まえた上で、それを正確に義務教育課程で子供たちに教授できているかということはずっと私は述べているんですけども、それを私があ

たかもうそを言っているかのような言い方をされるのは非常に不本意で、もう一個述べますね。これ、中学校2年生の化学です。原子と分子の話です。これ、アボガドロさんという人が、幾つかの原子が結びついてできた粒子を分子と言いますと。酸素分子は酸素原子が2個結びついてできた分子であると。水分子は水素原子2個と酸素原子1個が結びついてできた分子であると。こういう表現を使って学校で何と教わっているかという、「2つ以上の原子が結びついてできたものを分子と言います」と言っているんですよ。化合物の説明ですよ、それは。こういう酸素分子や水分子などを意図した教科書の表現で、化合物との区別がつかない場合というものもあるんですよ。単原子分子というものもあります。原子1個で分子を構成するものもあります。教科書からは分からないんですよ、それが。だから、それをそのまま教科書の表現どおりに教わっている生徒というのは正しい認識につながっていかないんですよ。そういったものを踏まえて正しい教授が義務教育課程においてできているかということをお聞きしているんですけども、いかがですか。

○教育長（西田次良君）

先ほど例示があったように、議員がおっしゃるように日本語の表現として、その解釈がと言われたときには全くすべて正しく教授されているかどうかというのは断言はできないところもあると思いますが、ただ、教育内容に関しては先ほどから申し上げておりますとおり大きな内容で、もし2通りの考え方等が考えられる場合には、必ずそこにはその指導内容の教授の仕方、指導要領に示すところ、そして教科書に示すところの内容のものは指導書には必ず書かれているというふうに理解しておりますので、そういう意味ではその教科書にある、あるいは指導書にあるとおり教授はされているというふうに考えております。

○9番（陣圭介君）

先ほど述べたのは一例ですけれども、例えばそのほかにも数学のある言葉についての定義であるとか、基本的に義務教育課程であるとか、子供たちが成長期において学習していかない教育内容というのは、子供たちの想像力を成長期において育てていくための学習指導要領であるし、そういった教育内容が基本にあると思っておりますけれども、そういったものを育む教育というのをしっかり考えていただきたいんですよ。それをもってしても、私が何かあたかも偏った考え方をしているみたいな言われ方をしますけれども、そうじゃないんですよ。正確に、本来あるべき言葉の意味をそのまま正確に子供たちに教えていただくような教育に努めていただきたいということをずっと言っているんで、それをお願いします。

それからもう1つなんですけれども、1つの文言については2種類以上の解釈ができる場合にそういったものを正確に教授されているか。教育委員会として、立場でそれをどのように確認されているかについて最後お伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

教育委員会といたしましては、定期的な学校訪問、重点支援校訪問、一貫教育研修会や授業研究会などの際や、文書による報告などにより教育課程や授業実施の状況を確認しているところでございます。

以上です。

○9番（陣圭介君）

最後に一言いいますけれども、これも先ほどの話ともまた別ですけれども、あくまでも教育委員会として子供たちの教育に関してこのドライな立場で何々していると思いますとか、こういった外部的な何か報告書みたいなのを確認していますとか言うのではなくて、実際にどういった教育が行われているかという、内容に踏み込んでまで見るというのは教育の責任者としての義務なんじゃないんですか。そういったところまで私は務めていただきたいと思います。じゃないと、実際、何につながるかという子供たちが成長して誤った知識を持って成長していくわけですよ。子供たちの、何て言うのかな、人格形成までは言わないですけど、誰に教わったという、学校の先生が義務教育課程でそういうことを教えたんだというふうに言われると恥ずかしいので、そういう正確な、子供たちの主体性を持って勉強していく正確な知識を身につける、想像力を育てていくという教育に努めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

---

◎ 散 会

午後 3時04分 散会

---

令和6年 第1回 高原町議会定例会 会議録 (第2日)

令和6年3月7日 (木曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和6年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

外村 仁 議員

西嶋 陽代 議員

福澤 卓志 議員

温水 宜昭 議員

山下 香織 議員

日程第 2 議案第 6号 令和5年度高原町一般会計補正予算 (第14号)

日程第 3 議案第11号 令和5年度高原町病院事業会計補正予算 (第2号)

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

外村 仁 議員

西嶋 陽代 議員

福澤 卓志 議員

温水 宜昭 議員

山下 香織 議員

日程第 2 議案第 6号 令和5年度高原町一般会計補正予算 (第14号)

日程第 3 議案第11号 令和5年度高原町病院事業会計補正予算 (第2号)

---

出席議員 (10名)

1番 西嶋 陽代君

2番 岩元 礼子君

3番 福澤 卓志君

4番 温水 宜昭君

5番 末永 充君

6番 外村 仁君

7番 郡山 貞利君

8番 山下 香織君

9番 陣 圭介君

10番 前原 淳一君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記（事務局次長） 外村美保子君  
書記（副主幹） 古川 裕子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長	内村 秀次君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府 和也君	高原病院事務長	久徳 信二君

---

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 一般質問

○議長（前原淳一君）

日程第1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、6番、外村仁議員。

○6番（外村仁君）

〔登壇〕

おはようございます。通告書に従いまして質問いたします。

本町が抱える様々な問題、課題に対してアイデアを出し合い、協議、決断し、実行していくことが重要となりますが、同じように、数年後、10年後、その先の未来を見据えた政策も重要となります。

例えば、喫緊の課題である町財政健全化や学校統廃合等に対する政策も重要となりますが、大地震や大雨等の災害対策、観光客の誘致、産業の創出等の未来を見据えた政策も重要であると考えます。

以上を踏まえまして、私からの質問は大きく4つあります。

学校関連施策について、町内観光について、災害対応について、サカキの生産について。

壇上では、1つ目の学校関連施策についての質問を行います。

旧高原高校跡地利用の運営協議会の今後の運営方法等について、現状の管理施設範囲及び今後の利用等に町が関与していくのかを伺います。

次に、小中学校統廃合後の学校跡地活用について、具体的な動きがある場合は進捗状況を伺います。

次に、小学校統合後の各学校指定品の統合等について、狭野、広原、後川内の各小学校における体操服等の指定品について、準備委員会等で話をしているか、また、どのように指定しようと考えているかを伺います。

壇上での質問は以上とし、以降の質問については自席にて行います。 [降壇]

○町長（高妻経信君） [登壇]

おはようございます。本日も議員各位から出されております一般質問の答弁をただいまからさせていただきます。

まず、初めに、外村議員より大きく4点にわたる御質問を頂いたところでございます。

まず、初めに、学校関連施策についてお答えいたします。

その中の3番目の御質問でございました小学校統合後の各学校指定品の統合等について、この御質問につきましては、教育長をもつての答弁をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

それではまず、旧高原高校跡地利用に関しての御質問にお答えいたします。

旧高原高校跡地利用の運営協議会の今後の運営方法等についてでございますが、令和5年12月議会の一般質問の答弁におきまして、施設を所有している事業者から、運営協議会が使用する施設を除いては撤去を進めたいことや、耐震性のない施設については、運営協議会に諮った上で、協定書・覚書から除外してほしいとの申出があったことをお伝えをいたしたところでございます。

また、所有事業者から、この御要望を十分に尊重し、速やかに運営協議会と協議し、意向を確認した上で再度、所有事業者と調整したいと、このことの答弁をいたしたところでございました。

そのような中、令和6年1月16日に運営協議会登録の17団体中15団体の出席を頂きまして、所有事業者も含めまして協議会を開催をいたしたところでございます。

この中におきまして、覚書の構成施設及び管理規約構成施設の見直しについては、所有事業者と調整することや、今後、施設利用の際は、使用者及び使用団体から所有事業者へ直接借用する方法へ変更を行うこと、そして、運営協議会については、今後の在り方も含め、再度協議、現組織は一旦解散ということになります。このような結論に至ったところでございます。

したがいまして、現状施設の管理につきましては、全て所有事業者において行っている状況となったところでございます。

同じく、この学校関連施策の旧高原高校跡地関係でございますけれども、今後の利用について、町がどのように関与をしていくのかというような御質問でございました。

これまで、「本町と事業者との高原高校跡地の利活用に関する覚書」によりまして、対象施設やその利活用等について、本町が関与してきたところでございます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、管理規約の見直しを行い、管理施設については所有事業者が行っている状況となっております。

また、運営協議会についても、今後の在り方も含め再度協議、現組織は一旦解散の方向ということになります。再度、協議するという結論に至ったところでございますが、今後は新たな運営協議会が設立される場合などにつきましては、その事務局として関与することは考えられるところでございますが、施設管理や運営に関する部分につきましては、本町の関与はないというふうに認識をいたしているところでございます。

以上であります。

次に、小中学校統廃合後の学校跡地活用についてお答えいたします。

令和5年12月議会におきまして、学校統廃合の各地域の学校施設の利活用に係る組織体制や、地域づくりの情報収集や調査・研究を図り、各地域の皆様と地域コミュニティーを支える仕組みや組織の形成・運営支援等につきまして議論を深めてまいりたいというふうにお答えをいたしたところでございます。

このような中、令和6年2月1日区長会におきまして、地域の皆様の理解が得られた場合を条件としまして、集落連携組織（まちづくり協議会）などの設立、地域力向上への学校施設・跡地利活用の検討について説明をいたしたところでございます。

これは、学校の跡地利活用の検討のみを考えず、地域・学校の現状と課題を各地域において、世代を超えて様々な組織の方々を含め協議し、地域に合った方法で、総合的な観点から検討を行っていくというものでございます。

令和6年度からは、各地域の方々へ説明を進めていく予定といたしておりますが、学校跡地については、地域の思いが詰まった大切な施設ということは十分承知いたしておりますことから、地域の意向を丁寧に聞き取り、利活用方法を決定をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは、小学校統合後の学校指定品等についてをお答えいたします。

小学校統合後の体操服などの指定品につきましては、令和6年度の高原町小中一貫教育校準備委員会において検討していく計画としております。

また、指定品の移行期間等の年数等につきましても、今後、検討していくということにしております。

以上でございます。

〔降壇〕

○6番（外村仁君）

ありがとうございます。まず、旧高原高校跡地利用の運営協議会の今後の運用方法について。

協議会を一旦解散するという事なんですが、今、現時点でまだ協議会というのはどうなっているのでしょうか。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

現時点では、協議会のほうは解散はまだしておりません。協議会の場でも解散をしようとはつきりした結論まで至っておりませんので、今後協議していくことになるかと思えます。

以上です。

○6番（外村仁君）

まだ解散はしていないということ。今後、解散して、町が、ほぼ関与しないということになった場合に、利用者情報等を事業者から受け取れるようなことは考えていらっしゃいますか。

○総合政策課長（横田秀二君）

協議会の場でも基本的なその利用については、所有事業者と利用者との間でやり取りをするということで決めましたので、基本的にはその情報を町がもらうということは考えておりません。

以上です。

○6番（外村仁君）

ちょっと戻ってしまうんですが、私は11月16日の協議会に、ちょっとオブザーバーとして参加させていただいたんですが、そのときに管理棟と教室棟は協議会でまだ管理するというふうな理解を私はしたんですけど、その管理棟と教室棟について、まだ管理しているというところの理解でよろしかったでしょうか。

○総合政策課長（横田秀二君）

その11月16日の会議の場でも、ちょっとこうやり取りがごちゃごちゃした部分もあったんですけども、協議会としてはその部分については関与していかないということで結論を得ております。その議事録、それについても、利用団体の皆様に議事録を起こしまして、確認の意味で皆さんにお送りした状態であります。その中で、やはりその管理棟と普通教室についてもお返しするという事となっております。

以上です。

○6番（外村仁君）

ということは、今、旧高原高校の施設については、基本的には事業者の管理の下、使いたい方と事業者が直接契約ないしは使用のやり取りをするという理解でよろしいですか。

○総合政策課長（横田秀二君）

そのような理解で大丈夫だと思います。

○6番（外村仁君）

旧高原高校跡地利用については以上としまして、小中学校統廃合後の学校跡地活用についてなんですが、今の町長の答弁からすると、来年度から説明を行うということなんですが、この活用するための何かを決めるというのは、令和7年度まで、令和8年度に統合した後からすぐ使えるように結論を出すというイメージなのか、令和8年度以降も継続して何か話し合いをするというイメージなのかということをお伺いします。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

この跡地活用につきましてですけれども、これまで全国的な事例等も数多くあるわけでありまして、活用方法も様々ございますし、またこの活用に至るまでの時間経過、これも様々でございます。

今回のこの計画では、町内の3つの小学校が統廃合、高原小学校に統合するということになっておりますので、いつまでにこの跡地活用が、しっかりしたものが決定をするかということは、まだはっきり申し上げられないと。

これはもう一つ、今ありますのは、ただいま申し上げましたように、この地域の一つの機運と申しますか、この小学校の統合の一つの地域づくりを併せて、このタイミングでやっていきたいというのがあります。

ですので、まずは、今申し上げました、区長会で説明をしましたが、そういった内容を地域の方に説明をしながら、一つの機運をつくっていくということから、やはり始めたいということで、先ほど答弁をしたところでございます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

昨年12月の定例会でも同様の質問をさせていただいたのですが、2年後、令和8年度に統合するということが分かっているので、なるべく早く結論、結論出ないかもしれないですけど、どういふふうを活用していくかということを決めておかないと、高原高校の跡地のように数年間放置されてぼろぼろになっていくのをただ見守るだけという状況になりかねないので、そこはちょっと迅速に地域住民と、使用したいというどこかの事業者さんとかいるかもしれないので、そこは、ちょっと地域住民との話し合いも必要だとは思いますが、そこはよろしく願います。

続いて、小学校統合後の指定品の統合等についてですが、これ教育長にちょっと話をさせて、以前話をさせていただいたのですが、6年度の準備委員会で話をするということなんですが、来月6年度が始まる時に入学する児童については、現行どおり各学校指定品を購入していただくという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（西田次良君）

お答えします。

指定品の教材であるとか体操服等については、来年度につきましては、これまでどおりというふうを考えております。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

であれば、2年後統合した際に、狭野小学校、広原小学校、後川内小学校の児童については、高原小学校の指定品を新たに購入してもらうのか、各学校の指定品をそのまま継続して使うのかというところは、まだ決まっていないという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（西田次良君）

令和7年度の入学生については、そういうことでございます。

○6番（外村仁君）

8年度に統合した後の話なんですけど、各学校の指定品をそのまま継続して高原小学校でも使うのか、新たに購入してもらうのかというところは、まだ決まっていないのでしょうか。

○教育長（西田次良君）

令和8年度の入学生について、統合のときについても、まだ決定はしておりません。  
以上でございます。

○6番（外村仁君）

これに関しては、各児童の保護者さんが経済的な問題もあって、何回も買いたくないとかいうところがありますので、早急に決めていただいたほうがいいのかなど。統合するということが分かっているのであれば、もう高原小学校の指定品を先におきたいという保護者さんもいらっしゃると思うんですよ。そこをちょっと考えていただいて、統合の準備委員会等で、ちゃんと協議していただいて、結論を早めに出していただきたく、よろしくお願ひします。

以上で、1番目の学校関連施策についての質問を終わります。

次に、町内観光について伺います。

今年、観光庁が地域観光新発見事業というものを明日から募集開始するのですが、町として応募の可否と、応募する場合はどのような内容で応募するかについて分かっているか伺います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今、外村議員から御質問のございました地域観光新開発事業、これは令和5年度の国の補正事業となっております。こちらの令和6年、今年の1月末にオンラインでの説明会が各自治体に向けて行われまして、本町といたしても、その説明会に参加いたしました。

こちらの事業は、インバウンドを中心に今、国が政策を進めているんですけれども、そうではなく地方でもこの観光誘客を進めるべきということで、地方でこの観光事業をするときに使う補助事業というふうになっております。

本町といたしましては、今年度、令和5年度より、奥霧島温泉郷組合の定例会、今までは商工会とか観光協会が入ってやっていたのですが、そこに私どもも入らせていただいて、このブランディングとか、いろんなPR事業について話を進めてきております。

その中におきまして、まずは、奥霧島温泉郷、そして、高原町のPRと誘客、これを絡めて事業を展開していこうということで、本事業に手を挙げようという方向になっております。

事業内容といたしましては、まず知名度のアップ、高原町もそうなんですけど、奥霧島温泉郷ということの知名度のアップを図ろうという事業、そして、そのために、「もの」やら「こと」、それを温泉郷組合で共通のものをつくろうということの事業をやっていこうということが1つ。

もう一つが、訪れたお客様が温泉に入られるだけではなく、体験するコンテンツメニュー、これを温泉郷組合、高原町、関係団体と協力してつくっていこうという事業内容で応募をしていこうという準備を今進めているところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

こういう国から、ちょっと補助事業というところに応募しているということで、やる気があることはいいことだと思うので、選定されるようお願いいたします。

続いて、観光協会、地域商社、奥霧島温泉郷組合についてですが、これ3団体あって、町として町内観光を主として扱う団体はどこと考えているのかというところを伺います。

○町長（高妻経信君）

お答えさせていただきます。

今、御質問にございましたように、観光団体といえますか、まず観光協会、地域商社、そして奥霧島温泉郷組合があると、今御質問にありました。

この今3つの団体ということの御質問でありますけれども、言わばその観光について、それぞれの役割、立場で本町の観光について事業を行っているというふうに、まず御理解いただきたいと。

まず、観光協会におきましては、これは主に観光協会の方針としましては、観光開発整備の促進、そして、自然保護を図りながら観光の振興等を図ると、これを1つの目的にいたしております。

奥霧島温泉郷旅館組合につきましては、観光誘客につながる事業主体を基本方針にうたい、そしてまた地域商社では、高原町内の資源を基に稼ぐ商流をつくり、物産と観光を中心にした様々なまちづくり事業を行うということでの設立をいたしております。

ちょっと分かりにくいかと思えますけれども、観光協会でございますけれども、ここは直接町と連携をしながら、直接的な観光事業をやる観光業者との団体、観光業者が集まった団体でございますので、そういった中で直接加盟している業者等と連携しながら観光事業を展開をしていると。

また、地域商社でございますけれども、今どちらかと言いますと、今、特産品、物産の開発を今手がけておりますけれども、そういったことにより観光客を増やしていく、あるいは観光につながるような、例えば、JALと連携をいたしておりますけれども、その中で様々な観光のコンテンツを造成をしていく。例えば、ツアーの企画とか、あるいはインバウンドを呼び込むとか、そういったプログラム、そういったものを今、地域商社では手がけているということになります。

それと、温泉郷組合でございますけれども、これは町内の温泉業者の組合でありまして、法人として立ち上げておりますけれども、これはもう一つの温泉施設を活用しながら、本町の観光誘客をつなげていこうということで事業を展開されている。

今、担当課長からありましたように、この国の事業にも手を挙げて取り組んでいくということで、今非常にこの組織の活動も活発化しておりまして、町内の温泉利用者も今増えてきているというような状況もあるようでございます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

それぞれの団体でいろんな動きをしているというのは分かったんですが、では、町内観光をするに当たって、じゃどこの団体に話すればいいのというのが分からないんですよ。いろんなことをし

ているというのは分かるのですけれども、じゃ町民がどこの団体に観光に対して話を持っていけばいいのかとか、よそから人を連れてくるときに、どういうルートで話をしよう。町の観光も産業創生課に話をすればいいのか、観光協会に話をすればいいのか、地域商社にすればいいのか、温泉郷組合にすればいいのかというところがいまいち分からないのですが、その辺はどう折り合いをつけているのでしょうか。

○町長（高妻経信君）

そういった観光の窓口というか、相談をどこに持っていけばいいか。今、御質問にありましたように、分かりにくい部分が外から見ればあろうかと思えます。

でも今、実際その相談事が、やっぱり一番大きいとしたのは、やっぱり役場の担当課、産業創生課が主に窓口になりながら、どういう相談なのか、どういう案件なのか、あるいは本町でどういったことを考えていらっしゃるのか、企業等も含めてですけれども、そういったものはまずは産業創生課のほうでお受けするということになるうかと思えます。

○6番（外村仁君）

それに関連してというんですか、3月の町報を見たときに、同じページに、中段あたりに、御神木ヴァイオリン「奉納チルコンサート」というのを地域商社と日本航空宮崎支店、その他で企画したってあって、そのすぐ下に、これ後ほどちょっと質問するんですが、北きりしま広域観光推進協議会を設立しましたっていうと、これ観光協会ってなっているんですね。

この辺は、どっちもこれ観光関係だと思んですけど、じゃ結局どっちが主体として観光するのかというのが本当分からないんですよ。これについてはどうお考えですか。

○町長（高妻経信君）

まず、狭野神社で行われましたコンサート。これにつきまして、地域商社が、先ほど私が言いました観光コンテンツを造成をしていくという中の一つの事業でありまして、本町が日本航空JALと提携をしておりますけれども、その中で高原町にインバウンドを呼び込んでいこうという、そういったツアーでございまして、これは地域商社が主催をして行っております。

そして、もう1件、北きりしまの広域の観光協議会ですけれども、これが西諸の2市1町で今回立ち上げたわけですけれども、これにつきましては、民間だけでこの組織を今回立ち上げた。高原町でいいますと、観光協会が、その実際の観光協会の職員がこの組織の副会長になっておりますけれども、そういった観光協会、あるいは小林のまちづくり協議会ですかね、そういった民間だけでこの広域観光を取り組んでいこうという組織が立ち上がったというような情報でございまして。これですから、広域観光の組織が立ち上がったというふうに御理解いただきたいと思えます。

○産業創生課長（森山業君）

町長の御質問に対しまして補足といいますか、御説明を差し上げたいと思えます。

先ほど言われました町内の観光を主として取り扱う団体はどこかということ、まず基本でございまして、本町の観光振興計画というところには、まず観光振興をまちづくりへと展開していくために、行政や観光関連業者、関係団体といった特定組織のみで進めていくものではなく、全ての

町民の方々が主役となり得る高原町の新しい観光の在り方を共有することというのを目的にして、一応、この令和8年度までの計画は立てております。

しかしながら、昨年の3月に、国が令和5年度から7年度までのこの3年間、観光立国推進基本計画というのを短期間で策定しています。それにおきましては、このコロナ禍を過ぎた後、とにかくインバウンドの回復戦略とか地域づくり、あるいは国内の交流拡大戦略というのを掲げて、国はこの観光を、コロナ禍を過ぎても成長戦略の柱にすると、地域活性化の切り札にするということで、少なくとも、今の現時点、この観光立国の計画を上げた時点では、国がこの成長戦略を掲げておりますので、この期間は少なくとも、町がこの観光振興の旗振り役をしていくべきだというふうに判断しております。

ですから、今回、町長が先ほど説明されました各事業、例えば、北きりの観光協議会も後ほどお話も出てくると思うんですけども、やはり民間が入っていますけれども、組織の中には自治体も入ったりして、とにかく国内外からお客様を持ってこようということもありますし、例えば、先ほどのツアー造成、これにつきましてもインバウンド対策ということで、とにかく国のこの事業に対して行政が絡みながら、いろいろ旗振り役をしていながら補助事業を持ってきたり、あるいはこの事業を観光協会、あるいは地域商社、そういう感じで振り分けていくような形でやっていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

だとすると、その北きりしま広域観光協議会に地域商社も入れておくべきじゃなかったのかなというのが、ちょっと思うところではあります。

その各観光協会、地域商社、霧島温泉郷組合あるんですけども、地域商社まだないと思うんですけど、指定管理施設について伺います。その施設を管理することになった経緯について分かれば、答弁をお願いします。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

今御質問にございました3つの団体につきまして、まずお話をさせていただきますと、観光協会、こちらが総合運動公園のほうの指定管理に指定されているというところがございます。そして、皇子原公園、そして御池キャンプ村、こちらが、奥霧島温泉郷株式会社というところが指定管理になっているというところがございます。

まず、観光協会につきましては、教育総務課等が所管している総合運動公園になりますので、そちらのほうは、経緯等につきましては担当課のほうで御説明があると思うんですけども、この皇子原公園、御池キャンプ村の指定管理につきましては、令和4年度から8年度の5年間、これの期間におきまして、指定管理の募集を行ったところがございます。

そのときに応募がございましたのが、1団体のみということで選定委員会を設けまして、その中で指定管理者の選定を行って、ふさわしいということで、現在の霧島温泉株式会社を指定しているという流れになっております。

以上でございます。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

高原町総合運動公園の指定管理に至った経緯としましては、総合運動公園は施設開設以来、芝刈りや肥培管理に至るまで、全ての維持管理を業者に委託しており、その面積が広大なことから、人件費や薬剤、肥料等の価格高騰など管理費が高額となり、当該費用の低廉化が懸案事項となっておりました。

そのため、施設の維持管理につきまして、これまで委託していた管理や使用受付、誘致等に至るまで多角的見地から総合的に検討を重ねた結果、指定管理者制度を利用した管理委託方法で行うことに決定し、指定期間を令和3年10月1日から令和8年3月31日までの4年6月間としたところでございます。

また、応募の経緯でございますけれども、令和3年7月1日に区長会及びホームページで公募を行い、同年7月15日から29日まで申請の受付を行ったところであります。

高原町観光協会と民間業者の2団体から申請がございまして、候補者の選定につきましては、高原町総合運動公園指定管理者募集要綱に基づきまして、外部委員2名を含みます8名で構成されます高原町総合運動公園指定管理候補者選定委員会における選定を諮問しました。

令和3年8月17日に候補者選定委員会を開催し、令和3年8月19日に指定管理候補者を高原町観光協会とする答申を受けまして、当該申請者を指定管理者として選定したことから、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりまして、新たな指定管理者を指定することについて議会の議決を得て、令和3年10月1日から指定管理者による管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

指定管理の応募が1社と2社しかなかったというのは分かるんですけど、ちょっとなぜそうなったのかというところの経緯が、私が聞いている内容とちょっと違うかなというのがあったの、そこここでは言わないんですが、ちょっと疑問に思うところが多々あるので、なぜ観光協会があそこを、運動公園なのかって、観光にどう関係あるのかなというちょっと疑問があったりとかしたので、そこはちょっとここでは余り言わないようにしておきます。

続いて、北きりしま広域観光推進協議会について、具体的にどういった協議会なのかということについて伺います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

今御質問にございました北きりしま広域観光推進協議会、こちらにつきましては、1月30日に設立した協議会であります。霧島の北側にあるこの西諸地域を「北きりしま」ということで、先ほど町長が申しあげましたとおり、広域でということ、「北きりしま」という名前をつけたということでございます。

観光資源やら施設を生かして、国内外から観光客を誘致する、あるいは観光振興をしていこうということで立ち上げられた協議会です。

協議会のメンバーには、先ほど町長からございましたとおり、小林まちづくり株式会社、そしてえびの市と高原町の観光協会、そして小林、えびの市、高原町の3市町が入っておりまして、具体的な取組は3項目決めてございます。

1つ目が、広域での周遊観光を促進するために、観光マップ等をはじめ、周遊ツアー、イベントの造成による入込客数の増加と地域活性化を目指す。

2つ目が、北きりしま田舎物語推進事業など、教育旅行などを視野に入れた民泊や農泊による受入家族の増加を目指す。

そして3つ目が、この西諸圏域内、この北きりしま地域におけますスポーツ拠点施設や観光資源を最大限に活用し、スポーツイベントや合宿等の誘致を図り、交流人口の拡大、地域の活性化を図ると、この3つの目的であります。

先ほど、外村議員からございました地域商社の話につきまして、この協議会の設立する協議の中でも実際お話が出ております。

と言いますのも、小林まちづくり株式会社が、今のところ先ほどお話ししました北きりしま田舎物語推進協議会の事務局も担っておりまして、農泊、民泊を力を入れていくということでございます。

えびののほうにおきましても、御案内のとおり、地域商社が設立されておりますので、その農泊、民泊にも力を入れていくところが絡んでくれば立ち上げるということでございますけれども、本町の地域商社におきましても、今、空き家を活用して民泊のほうを始めようということ、今、事業展開が進んでおりますので、そちらのほう動き出した場合に、この北きりしま田舎物語推進協議会の中に入っていくという形になった段階で、この中に入っていくという方向性とも、今、協議を進めておりますので、適時、この協議会については、いろんな民間団体、先ほど町長からありましたとおり、すぐ動ける体制の協議会をつくっていこうということで立ち上げられた協議会というふうに認識していただければと思っております。

#### ○6番（外村仁君）

内容については理解しました。その中で、ちょっと小林のまちづくり株式会社というところなんですけど、小林観光協会がもともとあったと思うんですけど、その地域商社ができたときに、観光協会はそこにもう統合されたという意味、私は理解しているんですけど、高原町はなぜそうできなかったのかというところが、ちょっと疑問ではありますが、何かできなかった理由等があれば、町長、答弁できればお願いします。

#### ○町長（高妻経信君）

確かに小林は、そういった経緯がございました。本町では今、地域商社が立ち上がって、今2年経過しようとしておりますけれども、この観光を、先ほど申し上げました観光団体あるわけですけれども、この観光を一つのところに集約するという方法は確かにあろうかと思えます。

この件につきましては、本町としても、観光協会の現状の活動、いわゆる観光業者の団体でございますので、様々な検討も必要であろうかと思っております。

以上であります。

○6番（外村仁君）

観光に関して、よく分からない状態になっているというのは、そこ辺があるかなという、そこも原因の一部なのかなと私は思っているので、統一感を持った観光行政をしていただきたいというところで、この質問は終わります。

続いて、災害対応について伺います。

災害発生時の連絡体制について、大規模災害等を想定して、災害箇所の把握、被災者把握について、情報収集や連絡体制を策定しているかを伺います。

○総務課長（末永恵治君）

大規模災害時におきましては、災害箇所の把握、被災者に関する情報等の収集、そして伝達、分析は極めて重要でありまして、特に、初期段階では災害全体の概要を知ることにより全力を挙げる必要があります。

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集が困難となることが想定されますので、あらゆる手段を駆使して積極的な情報収集に取り組む必要があります。

本町の地域防災計画にも記載してありますとおり、被害概況の把握のための人員派遣や関係機関との連携による情報収集に加えまして、参集する職員からの情報、それから、もちろんテレビ、ラジオからの情報収集、そして、アマチュア無線家からの協力による情報収集、そして、消防団からの情報収集、そして、民間企業からの情報収集などを講ずることといたしております。

また、その連絡体制ですが、防災行政無線や有線及び無線電話、もしくはホームページの活用に加えまして、有線途絶の場合におきましては、衛星携帯電話、県防災無線、それから、NTT西日本の災害対策用無線、警察無線など多機関の無線通信施設等の利用、そして、全ての通信施設が途絶した場合は、連絡可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努めてまいっているところであります。

以上であります。

○6番（外村仁君）

次の質問も絡みますが、道路寸断とか通信遮断した場合について、対策は多分今答弁いただいた内容だと思うんですけど、その道路が寸断されたりとか、通信遮断、停電したりとか、通信自体ができないという状態に陥りそうな地区というのを把握はしていますでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

東日本大震災や熊本地震、そして、能登半島地震の震災状況を見ましても、地震に伴う道路損壊は著しいものがありまして、支援物資の不達や孤立集落を発生させるなど、被災地の生活に大きな影響を与えております。

そして、そのことに付随して、電力寸断や、寸断による通信機器やテレビ等の利用ができないという状況も考えられます。

南海トラフ地震の発生が危惧されます本町におきましても、道路寸断や通信遮断への対応に十分配慮いたしまして、その対応を明確にしておくことが重要であると考えております。

あらゆる状況を想定いたしまして、机上訓練や緊急登庁訓練、あるいはドローンを活用した訓練など実践に即した訓練を行い、有事に備えたいと考えております。大規模災害に備え、行政区や消防団、ボランティア団体等との連携を行いながら、協力体制の強化を図っていききたいというふうに考えております。

先ほども答えましたけれども、いかなる状況でも対応できるよう、あらゆる手段を尽くして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

#### ○6番（外村仁君）

これに関しては、今考えられる状況、プラスアイデアを出し合って、予算が限られるとは思いますが、低予算でできる対策等を、皆さん、私たちもなんですが、考え合って一応対策をしていくという方向でお願いします。

それに関連してなんですけど、次の庁舎崩壊が危惧される点、去年の議会、定例会でも質問したんですけど、これ対策は何か考えていらっしゃるのか、お願いします。

#### ○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問で、御指摘のとおりでございます。先ほどの御質問も同様な、私もそういう認識でおります。

この本庁舎でございますけれども、耐震の基準は満たしておりません。大規模災害が発生した場合、避難する前に建物が崩壊をするというような可能性もあると理解をしております。このような様々な大災害が発生した場合の様々なこういった場面、被害を想定しておかなければならないであろうと思います。

本町におきまして、この小中学校の統廃合に伴います新校舎建設を予定をし、このことをしておりますが、現在延期をするという説明を議会、そしてまた、町政報告会等、町民にもいたしたところでございます。

その中で、公共施設等整備の基本方針、これは今議会でも複数の議員にお答えをいたしておっております。このように今、御質問にありますように、このいわゆる自然災害が、地震をはじめ激甚化しているというような現状もございます。そして、30年以内に南海トラフ地震の発生も高い確率で予想されているというようなこともございます。

このようなことを踏まえながら、この基本方針につまましての見直しが必要になってきていると認識をいたしております。

早急に、この公共施設等の整備、基本方針の見直しを図ってまいりたいと。ただ、その中では、公のたてもの等整備検討委員会、そして、また町民の皆様にも意見を聞き、そして、また説明をする必要があろうかと思っているところでございます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

であれば、先ほど総務課長の答弁で、夜に大規模災害が起こったら緊急登庁という話だったんですけど、登庁すべき建物が崩壊しているという状況で、何もできない、来ても何もできないという状況になりかねないので、これ早急に庁舎の建て替えであったりというのは検討いただきたいんですが。

昼間に大規模地震が起こっても崩壊した場合、この建物アスベストが使われているということなんですけど、このアスベストの問題で救助作業が遅れたりとか、そもそもアスベストの問題で救助に入れなかったりとか、救助に入れたとしても、救助作業した方が後で健康被害が起きたと訴えられたりとか、そういうところまで想定していますでしょうか。

○町長（高妻経信君）

ただいま、今この庁舎に使われておりますアスベストの件が御質問にございました。私も、この庁舎が崩壊した場合に、確かにアスベストが飛散をするというような危険性もございます。ですので、大災害が発生しまして、このいわゆる災害対策機能、いわゆる防災、こういった機能が失われる場合も当然想定をしながら、うちの地域防災計画では、その機能は一旦、公民館に移すということも想定をしておりますけれども、ただ、そういったことが、実際災害が起きて可能かどうか、非常に災害でするので難しい様々な場面があろうかと思えます。

やはり、これは、今の現状では、そういった様々な想定をしながら、実際、訓練等も必要ではないかというふうに考えます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

様々な問題を考えながらというところなんですけど、その公共施設の整備の基本方針というのを早急に早急にと言っているんですけど、じゃ具体的にいつまでにやるのかというところは考えていますか。

○町長（高妻経信君）

この基本方針の見直しについてでございますけれども、今回の議会で答弁をさせていただいておりますように、当然、この見直しは必要であるというふうに理解をいたしております。

今回の議会、御質問いただいておりますように、こういった自然災害に対応を今後していかなければならないということを考えますと、今、いつということは現状申し上げませんが、早急には取り組んでまいります。

○6番（外村仁君）

では、町長は、この庁舎の建て替えに関してやるべきと思っているのかどうか。どうでしょう。

○町長（高妻経信君）

私の考えという御質問でございますけれども、現在、公共施設整備の基本方針に、これは令和3年11月に決定をしておりますけれども、今、私はその基本方針に沿った考え方で、町民にもそういったこれまでの説明した経緯もございます。

ただ、今、御質問のありましたように、その庁舎の建て替えについては、まず、この基本方針を検討して、その中で基本方針の見直しをする中での私の判断をしたいと思っております。

○6番（外村仁君）

今、現段階で別に方針が出ていないからやらなくていいという理解と私は思うんですね。私はもうすぐにも庁舎建て替えしないと、もし昼間職員が働いているときに大規模地震が起こって崩壊しましたよという責任はじゃ誰がとるんですかというお話になるので、そこ辺は町長はどう考えていらっしゃるのかなというのが、いま私には分からないんですね。

職員の命を預かっていることに対して、町長はどういう責任をとろうとしているのかが、私は分からないんですよ。どう考えています。

○町長（高妻経信君）

今の御質問にありましたように、私は町民もそうでありましてけれども、職員もやはりこの生命を預かっているというような認識もございます。ですので、この災害が発生した場合に、この庁舎の建て替えというのは、私も当然必要だとは考えております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、早急にこのことを、この基本方針の中で方針を決定をさせていただくというふうに御理解いただきたいと思っております。

○6番（外村仁君）

方針はそうなんですが、その決断は町長がすべきであって、町長の決断に対してどういうふうに進めていくかという方針だと私は思うので、早急に早急にと言っている間に、多分もう来年、再来年とか時間は過ぎていくと思うんですね。

その時間が過ぎていく間に、もしくは今後30年とおっしゃいますけど、明日来るかもしれないし、30年過ぎてから来るかもしれないしという、いつ起こるか分からないことに対して今から備えをしていくことは大事だと思うので、早急には言わずに、今年中にとか、そういう速度というか早期決断というところを意識してお願いします。

以上で、災害対応については、この質問を終わります。

続いて、サカキの生産についてですが、これ、ちょっと産業創生課長とはちょっと話をしたんですが、ちょっとサカキについていろいろ勉強することがありまして、ちょっとこの質問をさせていただいております。

町内のサカキ生産者について把握しているかというところを伺います。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたします。

うちで把握しているのは、現在1名生産者を把握しているところでございます。

以上です。

○6番（外村仁君）

私が、ちょっと聞いて回ったところでは、ちょっとサカキの生産者が見つからなかったので、ちょっと1人でもいたということで安心しています。

そのサカキの生産について、町主導で産業化できないかというところで、放置されている杉林などにサカキの植樹を行う際の補助とか、サカキ生産につながる支援というのは可能かどうか伺います。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

サカキ生産につながる支援ということでございますけれども、現在、県及び町が3分の1ずつ、合計3分の2を支援しておりますシイタケと特用林産物生産体制強化事業におきまして、特用林産物の増産体制を構築する事業がございます。

その中で、新植に係る地ごしらえとか、苗木の支援、それから、植え付けに係る経費、それから、肥料などに係る経費の支援がございますので、こちらが利用可能かと考えております。

ただし、この事業の目的が生産者等の組織化、それから、生産規模の拡大ということを目的にしておりますので、3戸以上の農家で構成することが必要となっておりますので、そちらを要件をクリアできれば支援できるかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

何か支援ができそうな感じで安心しました。何でこれを聞いたかという、今これ植樹してすぐ結果が出るというものではなくて、5年後とか10年後に町の産業としてお金を稼ぐようなものができるかというのを今から種をまいておくじゃないですけど、そういうことをしておくべきと私は思っていて、別な自治体なんですけど、四国かどこかだと思うんですけど、高齢化になっている山間部で山の木に生えている葉っぱを収穫して、東京とかの高級料理店に飾りとして納めるというので、1戸当たり1,000万円ぐらい稼いでいる高齢者がいるという、そういう事例もありますので、5年後、10年後を見据えて、こういう今は私はサカキを言っているんですけど、それサカキに限らず、そういう動きを今のうちからしておくべきという考えの下、この質問をしております。

最後なんですけど、なぜこれサカキかというところにつながってくるんですが、町の木としてたばなを制定しているんですけど、これ町の木というのはその1つにこだわる必要ないのかなというところがありまして、実際に隣の自治体とか、2つとか3つとか、合併の影響もあると思うんですけど、2つ、3つとか制定している自治体もありまして、このサカキをこの町の木に制定できないかなというところがありまして、これが宗教というよりは文化として、初代神武天皇生誕の地というところの文化として制定できないかなという、理由は後でこじつけで何とでもなるかもしれない

んですけど。こういう提案という、今後町の木を追加するということはできないのかなというところについて伺います。

○町長（高妻経信君）

今の御質問、提案というふうにお受け取りして答弁をさせていただきます。

まず、今ございましたように、町木はたちばなでございますけれども、これは昭和48年に当時町の鳥、それと町の花、それとこの町木を決定する際に、町木としてたちばなを町の木とするということに、本町の条例にも記載をされております。

この町の木を指定する際に、この背景といいますか、やはり本町の歴史とか、あるいはこの風土、そういうのもございますし、高原町史にもありますけれども、大和民族発祥の地に最もふさわしい樹木であるというようなことで指定をされたとなっているようでございます。

この町木は、当然、町を象徴する木になりますし、今申し上げましたように、歴史とか文化、住民生活に深い関わりを持つ木でなければならないというような考えもございますので、ただいまサカキは確かに神道ではよく用いられますけれども、今、提案の中でございましたように、本町が初代の神武天皇御生誕の地であるという、そういった背景も確かにあるということはございますので、そういった一つの御提案として受け取りをさせていただきたいと思えます。

それと、先ほどいわゆる売るほう、いわゆるひとつの町の商品的なものとしての生産をしていけないか。私は、これは可能性があるんじゃないかと思えます。

というのは、私も神道でございまして、ほぼ中国からの輸入品が、恐らくほぼ9割方、中国から輸入していると思えます。実際、神社の方の話を聞きますと、実際、輸入品を使っているということがございまして、そういった一つの可能性はあるんじゃないかというのは理解しております。以上であります。

先ほど私が、鳥木、町の花、鳥、条例と申し上げましたけれども、これは歴史上の中では「条例」でなくて「制定」をすると、「制定」ということになっておりますので、訂正をさせていただきます。

○6番（外村仁君）

条例じゃなくて制定、ちょっと私もまだ勉強不足でどう違うのかよく分かっていないんですけど、制定できるのであれば、そういう神話を基に、神話のまちというところで売っているのであればできるんじゃないかなというところがあります。

それと、これ高原町は、大きい神社が3つあるんですけど、観光としても使えないのかなというところですね。インバウンドとかで外国人観光客が来た際に、自分で供えるサカキを自分で切つてくるとか、そういう使い方もできるんじゃないかなと私は思っていて、なので、今から植樹しておけば5年後、10年後にはちょっと花咲くじゃないですけど、そういう効果も出てくるかなと思っておりますので、前向きに検討いただきたく、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。10分程度、休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、1番、西嶋陽代議員。

○1番（西嶋陽代君）

〔登壇〕

それでは、通告に従って、私から質問させていただきます。

まず1点目は、子育て支援について、2点目は、障がい者福祉について、3つ目は、有害鳥獣の被害防止計画について、そして4つ目、役場のハラスメント対策についてです。壇上からは、1つ目の子育て支援についてのみ質問させていただきます。

不登校児童生徒の現状についてお聞きします。

不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者と、文部科学省は定義しています。

令和4年度で、小中学校における不登校児童生徒数は29万9,048人であり、前年度から5万4,108人も増加し、過去最多となっています。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.2%だそうです。年々伸び続けている状況で、ここ高原も例外ではないと思います。

また、30日以上欠席していなくても、半日だけ登校したり、学校へ行きたくないと訴える不登校ぎみの児童生徒、隠れ不登校、不登校傾向もカウントすると、大変な数になるでしょう。そして、30日どころではなく、夏休み以降、一度も学校に来ていない、月に数日顔を出すというような児童生徒がいるのではないのでしょうか。

そして、不登校になったきっかけは、いじめを除く友人関係をめぐる問題や先生との関係、体の不調、無気力、不安といったものが多いとの結果が出ています。

そこで、町として、不登校児童生徒の実数、学年ごとに分かるとよいのですが、どのように把握しておられるのかお聞きします。また、不登校の原因として分かっている事象はあるのかお聞きします。

あとは自席にて質問させていただきます。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま、西嶋議員から御質問を頂いたところでございます。

壇上から御質問のございました子育て支援の中の不登校児童生徒の状況につきまして、教育長をもって答弁をいたさせます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

西嶋議員の不登校についての御質問にお答えいたします。

まず、児童生徒数の数でございますが、令和6年2月末時点における高原町内の不登校児童生徒の数についてでございますが、小学校4年生が2名、小学校6年生が1名、中学校1年生が2名、中学校2年生が1名、中学校3年生が2名の計8名となっております。

次に、不登校の原因についてでございますが、個々人で様々な要因がございますが、心因性によるものや家庭環境等に起因するものなどが挙げられます。

以上でございます。

〔降壇〕

○1番（西嶋陽代君）

学年ごとに把握されているようで安心しました。昔はいじめが不登校の要因とっておりましたけれども、今は様々な要因があるということで、対応にも苦慮されているのではないかと思います。欠席が30日以上という定義がありますけれども、また、その中で、適応指導教室というのが教育委員会に設けられていると思います。そこに来る児童生徒がどれぐらいいらっしゃるのかお聞きします。

○教育長（西田次良君）

適応指導教室の利用状況についてでございますが、本町の適応指導教室でありますひむか学級には現在4名の児童生徒が在籍しており、現在はそのうち2名が通級をしております。

なお、この適応指導教室ひむかに通級した場合には出席扱いとなることから、不登校の人数には加えておりません。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

分かりました。ひむか学級に来ている子が入っていないということ、そしてまた、そこにも来ていない子がやはりいるということが分かりました。

そこで、今、全ての子供に学びの場を保障しなければならないと思うのですが、今、学びの多様化学校というのが広がりつつあります。文科省の不登校対策会議で、一人一人の子供のペースが大事にされ、多様な学びが保障される学校の在り方を表現した名称、全国300校設置を目指すとされています。延岡市では今年度から、宮崎市は来年度には開設するそうです。現在、全国には24校あり、300校目標には程遠い現状です。300校ということは、1県5から7校は設置できるのではないのでしょうか。その中に高原も手を挙げることはできないのでしょうか。

学びの多様化学校の特色として、他人数の中で学ぶのがつらくても、同じような経験をしてきた友人と少人数で学びたいものを学ぶ。5教科以外の音楽、美術、技術・家庭を合わせた芸術や地域活動や野外活動を通してコミュニケーション能力のスキルアップを目指す。児童生徒が自ら主体性を持って進路に向き合い、自立することを目指すことが挙げられます。これを聞いたときに、高原でもできる、その中でも後川内中を生かしてはどうかと思いました。少人数の人間関係、東雲太鼓の芸術活動、梅やギンナンを使った自然活動、祭りを通じた地域活動が後川内中にはあります。後川内中学校を使って学びの多様化学校の開校はできないのか、考えをお聞きします。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

まず、学びの多様化学校ですが、いわゆる不登校特例校ということでございますが、まず、これは国の指定を受けて配置されるものであります。

不登校特例校の新設に当たりましては、一般の学校とは異なる、先ほどおっしゃいましたが、特別の教育課程の編成をしたり、あるいは、教職員を含めてその他のスタッフを確保したり、市町村としての予算の確保や各種手続がございます。クリアすべき課題が多くありますことから、現段階では、学びの多様化学校につきましては、近隣市町の動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

国によるということですが、高原としては令和8年度の統合を考えているわけですから、それまでにまだ時間はありますよね。検討する余地はあると思います。現に、今まで通っていた学校に通えなくなって後川内中に転校してきた生徒がいると聞いております。後川内中学校の存在意義があると思いますし、そして、廃校になった後、跡地をどうするか。地域で公民館活動等の拠点にしていくのか。これも、高齢化・人口減の中では、地域住民が維持していくことは無理だろうと思います。そもそも学校がなくなった時点でコミュニティーの核が失われます。子育て世代も来にくくなります。少子化対策のためにも、学校を設置することはできないでしょうか。よりよい教育環境を求めて地域の子供は増えると思いますが、どうでしょうか。もう一度、お考えをお伺いします。

○教育長（西田次良君）

先ほど申し上げましたとおり、まず、学校としてということですので、一つの学校として文科省に申請をして、それを認められるという手続を踏むこととなりますので、現在のところは、先ほど、令和6年度から延岡市、令和7年度から宮崎市というふうなことでございますが、本町の人数の状況でありますとかいうことを考えますと、まだ設置の申請はしばらくは検討に値するかなというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

検討に値するというのは、具体的にどういうことでしょうか。

○教育長（西田次良君）

先ほど申し上げましたが、周りの市町の現況を注視していきながら、本町では検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（西嶋陽代君）

ぜひ検討していただきたいと思います。今、現に来ている子供も越境して——高原の子ではないです。越境して来ていると思います。だから、都城、小林、えびの、そこらのところを考えても設置できるのではないかなと思うのですけれども、また、地域住民との関連を考えて、ぜひここところは進めていただきたいと思います。

続いて、教育支援ファイルについてお伺いします。

教育支援ファイルというのがあります。高原町の子供たちの就学支援において、長期的な展望に立った切れ目ない支援という視点に立ち、支援や配慮を要する幼児・児童生徒に対し、個別のニーズに応じた適正な支援や配慮を行うためのファイルです。とても大事な取組だと思いますが、今、どれくらいの保護者が認識してこのファイルが活用されているかお聞きします。

○教育長（西田次良君）

現在、学校、保育園、幼稚園を通して、保護者への説明と必要な方への配布をお願いしておりますが、現在、確認したところ、町内小学校で3名の保護者の方が利用されているということでございます。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

まだまだ周知が足りないと私は思うんですけども、幼児の段階から中学校、高校まで記入されるようになっていきますので、もう少し周知をしていただきたいと思います。まだこれが打ち上げ花火というか、そういうのになっていないかなと思うんですけども、あと、親御さんというか、保護者の皆さんの自覚を促す取組がされているのかお伺いします。

○教育長（西田次良君）

この教育支援ファイルにつきましては「はぐくみ」と名前をつけておりますが、作成して、令和5年5月12日に開催をいたしました就学支援に関する説明会、これにおきまして、町内の学校、保育園、幼稚園の代表に出席いただきまして、趣旨を説明させていただいた上でお配りをしております。これからも同様に説明会をしながら進めてまいります、より周知できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（西嶋陽代君）

就学支援のそういう会で周知したということですので、もっとそれとはもう成長してしまって大きくなっている小学生とか中学生、そちらのほうにも周知していただきたいと思います。とても有意義なファイルだと思いますので、よろしくお祈いします。

続いて、学校給食費の無償化について、またお伺いします。

県内では、日向市と日南市が前向きな答弁をしたということです。西米良村でも半額助成を全額助成にするという予算が出ておりました。510万円だそうです。市だからできるのか。小さい村だからできるのか。そこに急に財源が湧いたわけではありません。どこに使うかです。子育て世代にはこれから1人5万円の支援金が出ますが、実際の声として、ふだんの食費や水道光熱費にあつという間に消えてしまうと、生活が苦しいという声が聞こえてきます。目に見える子育て支援として、学校給食費を無償にできないかお伺いします。

○町長（高妻経信君）

学校給食費無償化、これまでも西嶋議員のほうから御質問を頂いてまいりました。その際にも私のほうから答弁をさせていただきましたけれども、本町では、今、半額助成を小中学校、続けてきてお

ります。全額、完全無償といえますか、そういった形には現在では考えてはおりません。ただ、もう一つ、国の一つの少子化対策の中で、学校給食費の無償化というのが一つの国としての検討事項というふうになっております。また、全国では、県が、一つの県を学校給食の無償化というような動きもあるようでございます。そういった、いわゆる子育て世代の経済的負担の軽減という中では、これはやはり少子化対策等にも有効な方法であろうと思います。しかしながら、本町としては、現段階ではこの半額助成を今行っていくという考えでございます。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

県がそのようにしてくれると一番いいと思うんですけども、そこになるにはまだちょっと時間がかかりそうですので、今の現状を見ると、まだまだ食材費の高騰が続くと思います。この前、NHKのほうでもやっていたけれども、給食費が値上げになったり、あと、献立の内容が貧相になっていると。品数を減らさなければならぬとか、中身を変えなければならぬというふうに栄養教諭の方たちが困っているという話を聞きました。給食というのは、児童生徒の体の成長をさせるものですから、そこらを減らしてはいけないと思います。もし食材費が高騰になったときに、値上げや内容を減らすということがないようにぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

給食費の単価につきましては、令和5年度、今年度、1食当たり30円値上げをしたところでございます。昨年、物価高騰等もございまして、そういった形で給食運営委員会の中で、そこに諮って30円値上げしたところでございます。まだ現在いろいろ物価高騰等もございまして、しばらくは値上げ等はできないかなど。保護者の御理解も頂かないといけないというところもございまして、またそこは協議しながら運営をしてみたいというふうには考えております。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

ぜひ、値上げせずに、栄養をちゃんと摂れるようにしていただきたいと思います。

続いて、2番、障がい者福祉について質問いたします。

精神障がい者の医療費助成についてですが、障がい福祉の基礎となっている障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を一元化して、障がい福祉サービスを共通した制度で提供することを規定しています。しかし、医療助成については、身体・知的障がい者は診療科にかかわらず助成がされていますが、精神障がい者は精神科通院のみです。

近年、心の病気は特別な人がかかるものではなく、誰もがかかる可能性のある病気です。鬱病や統合失調症を発症する人は増加傾向にあります。病気のために安定して働き続けることが難しく、経済的に困窮している世帯が多いのが現状です。また、精神疾患とその治療薬の副作用で、歯、血圧の異常、糖尿病等の身体症状を併発しやすく、精神科外の医療費支出が少なくないというデータがあ

ります。高原町でも40名くらいの方が1・2級の手帳を持っておられるようです。このような実態を見て、精神障害手帳2級まで医療費助成ができないかお聞きします。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

本町におきましては、精神障害者保健福祉手帳の1・2級をお持ちの方が47名いらっしゃいます。現在、精神障がい者への医療費助成につきましては、先ほど議員からもありましたが、国による自立支援医療助成制度はありますけれども、精神科以外についての医療費助成はないところでございます。しかしながら、多くの都道府県では、精神手帳所持者も対象としているということも分かりましたので、町としまして、県に対して重度心身障害者医療費の助成対象としていただくように強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（西嶋陽代君）

心強い答弁を頂いたと思っています。今、課長もおっしゃったように、2023年4月時点においては、宮崎県を含め、全国9府県、ここだけが助成がないというふうになっておりますので、本当に県への協力を求めていると思います。

続いて、自立支援協議会というのについて質問したいと思います。

自立支援協議会という会があります。障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化されています。地域の関係者、もちろん当事者も含まれますが、この方たちが集まって個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担っているとありますが、高原町にはあるでしょうか。または機能しているでしょうか。お伺いします。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

町におきましては、高原町障がい者自立支援協議会を平成27年4月に設置しております。本協議会におきましては、平成30年度を最後に近年開かれていないところでございますけれども、協議会を再開し、家族会などから意見を聴取しながら、障がい者等への支援体制、そちらの整備を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（西嶋陽代君）

平成30年度以降、開かれていないということですが、このコロナ禍の中で、こういう家族会の方とか当事者の方が大変困っていらっしゃるという声を聞いております。その中で、先ほどの質問しました医療費助成の話も出てまいりましたので、ぜひ、この協議会を開いていただいて、積極的に声を聞いていただきたいと思います。ありがとうございます。

続いて、2027年の第26回全国障がい者スポーツ大会についてお伺いします。

高原町はアーチェリーの会場になっております。身体障がいのある選手が参加されます。その中には聴覚障がい者の方も含まれるそうです。これから運営ボランティアの募集・育成も計画されてくるのですが、手話・要約筆記ボランティアも必要となります。高原町で手話言語条例が制定されて久しいですけれども、手話のできる方が増えていません。障スポを開くためにも、ぜひ、手話を広める取組をしていただきたいのですが、どうでしょうか。手話・要約筆記ボランティアの募集、計画についての考えをお伺いします。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

全国障がい者スポーツ大会につきましては、宮崎県が運営主体となっております。宮崎県が令和7年の秋頃からボランティアの募集を行い、令和9年の年度初めに開催されます全国障がい者スポーツ大会のリハーサル大会に間に合うように要請を行います。

また、ボランティアにつきましては、県のほうで競技ごとに割り振りを行い、派遣されるというふうに伺っております。ということで、現時点では、そういった募集・育成は本町ではまだ計画していないというところでございます。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

2027年までまだ時間があるなと思っていらっしゃると思いますけれども、手話・要約筆記というのも一年、二年でできるようになるものではないですし、また、県が主催しているとおっしゃられますけれども、結局のところは、地元で声がかかって、地元からボランティアとして参加してくださいというのが、この前、県からの説明でありました。それについて私も焦っているんですけども、宮崎県聴覚障がい者協会が制作した今映画があります。「おわりなき聲」という映画があるんですが、それが、今、このスポーツ大会を見据えて、ろう者への理解と手話に興味・関心を持ってもらう機会としていいのではないかと、県の聴覚障がい者協会が積極的に活動されているんですけども、この上映会を行って手話ボランティアのきっかけにしてはどうかと思うんですけども、それについてお考えをお聞きします。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

先ほどからありますように、手話につきましては、聴覚障がいがある方とのコミュニケーションを図る言語として今も使われているところでございまして、最近ではテレビドラマ等でも手話を目にする機会が増え、また、同時に認知度も上がっているというように感じているところでございます。

町としましても、先ほど議員からありましたように、手話言語条例、平成30年度に制定しておりますけれども、手話への理解・普及を図るため、議員から今御紹介いただきました映画の上映会等の企画など、手話がもっと身近な存在になれるきっかけづくりを行うように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（西嶋陽代君）

その全国障がい者スポーツ大会がこの高原のおもてなしとしてよく開けられるといいなと思って提案しましたので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、3番の有害鳥獣被害防止計画について質問いたします。

1、現状と課題としてですが、有害鳥獣の捕獲業務は、実質、今、一人体制と聞いております。あと、猟友会のメンバーの方がいらっしゃると。その方たちで日常的に駆除に当たれる方が10名いらっしゃるかどうかなという現状をお聞きしました。

町内、イノシシの出たと報告があったところにわなを仕掛け、見回りに行くにも一日70キロから80キロは車を走らせて対応に当たっていらっしゃるそうです。それでもイノシシは出ます。芋を食われ、稲を倒される農家の方たちは、本当に困っておられます。

えびの、小林では、駆除隊を編成してそれなりの成果が上がっているようですが、これを高原でもできないものかお聞きします。また、この有害鳥獣防止計画書に書いてありますが、町職員自らが狩猟免許またはマイスター認定を取得し、担い手育成を図るとありますが、本当にこのようになっているのか、また、人材育成の具体的な方策を考えておられるのかお聞きします。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

有害鳥獣被害の現状ということで、駆除隊ということなんですけれども、本町の現状といたしまして、駆除については高原町有害鳥獣捕獲対策協議会の捕獲班というのを編成しております、そちらのほうに駆除のほうをお願いしている部分と、先ほど議員さんも申されました捕獲業務の委託ということで1名の方に委託して、被害防止対策に取り組んでいるところでございます。この捕獲班の29名現在いらっしゃるんですけれども、そのうちの27名はくくりわなを使って駆除を行っていただいております。捕獲班の中で、現在、銃の狩猟免許を持っていられっしゃる方が8名いらっしゃいます。

猟銃による駆除については、ほとんど行われていないのが現状でございます。なぜならば、有害鳥獣が集落等の民家近くに出没するケースが多くございまして、銃を使って駆除する場合に、流れ弾等の危険性を伴うため、リスクが高いということで、銃器による駆除隊の編成は難しいというのが今現状となっております。

人材育成のほうなんですけれども、町職員の狩猟免許の取得は、今のところ実績はございません。ただし、鳥獣被害対策マイスターの県の認定がございまして、農政林務課の林務係3人、今、会計年度を含めまして、3人とも認定を取ったところでございます。

今後につきましては、そのマイスターが認定取得の研修会を受けたことを、有害鳥獣防止対策の担い手として人材の育成に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

職員の方が3名、マイスターの認定を受けられたということで、とても素晴らしいことだと思うんですけども、やはり役場の方任せではなくて、そこにいらっしゃる地域の方で何とかやっていただくことはできないのか。大規模な農家さんとか農場さんがありますけれども、そちらの従業員さんとか、そういう方にマイスターを取っていただくような方策はできないのか、お考えをお聞きます。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

うちの対策といたしまして、狩猟免許の講習会、取得についても、先ほど言いましたマイスターにつきましても、うちのほうに県のほうから連絡が来まして、それを区長会文書等、それから各農業団体等にお送りさせていただきまして、周知を図っているところなんですけれども、なかなかマイスターにつきましては2日間の講習を2回受けないといけないという現状もございまして、なかなか町職員以外の方の参加がない状況でございますけれども、今後も、被害の遭われました地域とかその辺りにも呼びかけを行いまして、マイスター認定等を取っていただくようお願いをしていきたいなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

そのように進めていただきたいと思います。防除ありきの駆除が基本で、イノシシのすみかを後退させるために、やはり今多い耕作放棄地、これの対策が必要ではないかと思うんですけども、それについてはどうでしょうか。そして、また、柵の見回り・管理などを捕獲班の活動をサポートして出没監視を行う補助員制度というのをつくりたいかどうか、これをシルバーや地元の方に担ってもらうことはできないのかお聞きます。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えしたいと思います。

まず、耕作放棄地の対策でございますけれども、荒廃農地、耕作放棄地につきましては、農業委員会のほうで毎年、利用状況調査ということで、農地の全てを各委員さんが調査に回っております。その結果、耕作放棄地というふうに判断されたところにつきましては、所有者の意向を確認させていただきます。その所有者に意向をお聞きしまして、今後耕作していくのか、それか売買をしたいのか、また、貸し借りをしたいのかというところの意向を今伺っているところでございます。農地を耕作していただける、今後新たに耕作していただく方の担い手さんもなかなか減少をしております、なかなかマッチングが合わないのが現状でございます。今後につきましても、農業委員さんと連携を図りながら、耕作放棄地が増えないようにマッチング等を進めながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

2つ目の柵の見回りの件ですけれども、柵の見回りにつきましては、現在、県に事業がございますけれども、有害鳥獣被害対策パトロール支援事業というのがございまして、そちらで対応しているところもございます。ただし、高原町につきましては、柵の見回り等につきましては、先ほど申しま

した委託をしている方が主に見回りを行っていただいておりますので、そちらの業務におきまして対応しておりますので、有害鳥獣被害対策パトロール支援員は配置をしていないところでございます。ただし、この見回りに関しましても、それぞれ要件がございまして、狩猟免許を持っている方が条件となっておりますので、先ほど議員さんが申しましたシルバーの方とか、それから地元の方というのは、なかなか狩猟免許を持っていらっしゃる方であればこのパトロールに回られるんですけども、実際持っている方が少ないですので、配置は難しいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

狩猟免許を持っていらっしゃる方が必要ということで、これはちょっと難しいかなと思うんですけども、ただ、そこの柵が破れていますよとか、ここ柵がないですよとか、ここ柵がないところからイノシシが出てきましたよとかいうようなことを通報して、地元の方が通報して、そこで一括してここがイノシシが来る場所だということをまたこのパトロールの方に回すとか、マイスターの方に回すとか、そういう仕組みはあるのでしょうか。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えしたいと思います。

この柵といいますのが、補助事業等で導入しました電気防護柵、それからワイヤーメッシュ柵だと思うんですけども、そちらは補助事業を使いまして、その農地等の所有者が個人の財産として今現在持たれております。なので、柵の見回り、それから破れ等がございます部分につきましては、その設置者の財産でございますので、自分で見て回って、破れているところは補修をしていくというところをしていただきたいなというふうに思っておりますので、見回り等の部分につきましては現在行っていないところでございます。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

そこの所有者の方が自分でされるということですが、やはり高齢化が進んでいると思うんですね。その農家の方が本当に自分でできるのか。じゃあ、もしできないときにどこに依頼したらいいのか。そういう事業はあるのでしょうか。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えしたいと思います。

先ほど言いましたとおり、防護柵につきましては、国・県の補助をもらいながら設置をしております。その際に、設置講習会というのを開催いたしまして、設置の仕方、それから今後管理していく流れ、それから壊れたときの補修の仕方等を全て研修を行って設置していただいておりますので、その補助の中に含まれているという考え方で、それ以降の補助事業については現在ないところでございます。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

分かりました。費用の面では事業の支援があるということですが、人的な支援がちょっと求められているのではないかなと思ったので質問しました。また、今、牛舎に皮膚病のタヌキ——通称、農家さんはコセタヌキっておっしゃっていますけれども、それが出沒して、牛に皮膚病が伝染しないだろうかと不安になっているということを聞いております。そして、また、それをどこに連絡していいのかわからないという方も多くいらっしゃいます。その中で、連絡した方の中で、「捕獲器が足りていないからちょっと待ちょってくださいね」と言われたというふうにお聞きしました。十分な備えと捕獲方法の周知をお願いしたいのですけれども、その点についてお伺いします。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えしたいと思います。

今言われましたわなにつきましては、多分、箱わなかなというふうに考えております。箱わなにつきましても、協議会の捕獲班員の個人の持ち物でございます。この箱わなにつきましても、県の基準によりまして、捕獲者1人に対しまして30基までしか設置できないという規定がございます。また、もし設置した場合には、一日に1回必ず見回りを行うという規定もございますので、箱わなをその個人の方が買われて、自分で設置する。ただし、それには許可が要りますので、うちのほうに許可申請をしていただくということになりますけれども、その相談窓口につきましては農政林務課のほうで今行っておりますけれども、そのほかにも、認定農業者の会とか各種農業団体の集まりのときに、鳥獣被害を防止するために各個人ができること、それから、野生鳥獣の生態や特徴などをお示ししながら、個人が、各農家に対応できる対策等を周知しておりますので、今後につきましては、各種団体のほうの集まりに出向きまして、その周知を図って、対策の周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

箱わな30基ということですが、すぐ捕れればいいですが、やはりすぐは捕れませんので、遊びの部分もあるかと思っておりますので、十分確保していただきたいと思っております。

続いていいですか。もう終わり。

○議長（前原淳一君）

昼食のため、1時10分まで休憩します。

午後 0時01分 休憩

午後 1時10分 再開

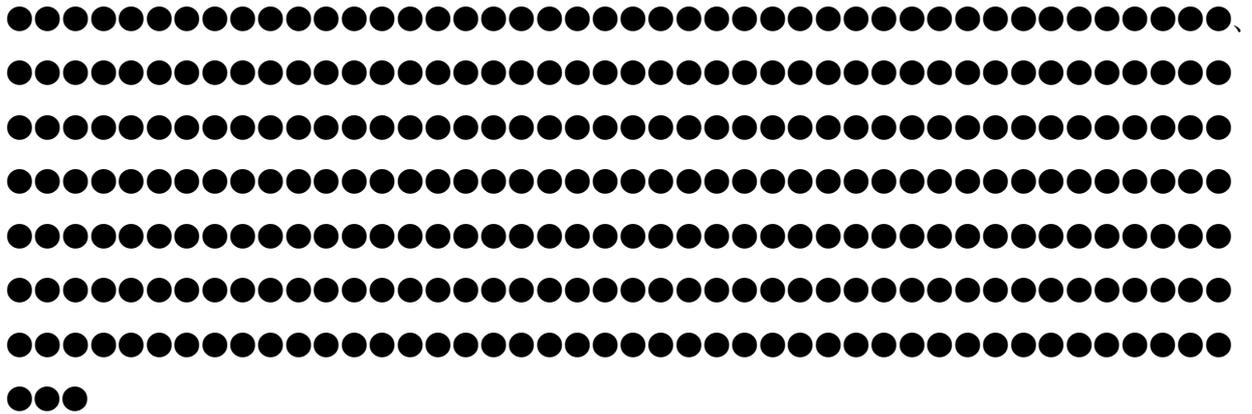
○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○1番（西嶋陽代君）

それでは、役場のハラスメント対策についてお伺いいたします。



※ 3 1 2 字削除（削除部分は、本会議の許可を得て取り消した発言である。）

※ 8 4 ページに取消発言

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午後 1 時 1 1 分 休憩

午後 1 時 4 6 分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○1 番（西嶋陽代君）

それでは、先ほどの質問を撤回いたしまして、もう一度、質問し直します。

役場のハラスメント対策についてお伺いします。

役場で業務に当たられるときに、町民の気持ちに立った対応をされているでしょうか。接遇や電話での態度、また、挨拶など、そういう場面に遭遇することがあります。職員の職場のマナーを個人任せにするのではなく、接遇意識の向上とスキルアップを図るための研修やハラスメントに関する勉強は十分行われているのかお伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

お答えいたします。

毎年、県の県市町村振興協会というところがあるんですけど、協会の主催する研修や近隣自治体との合同研修、そして、そういった際に接遇等の研修を受講し、学びの機会を得ているところであります。

以上であります。

○1 番（西嶋陽代君）

年次に応じて、そのときに合った人がその研修を受けるというのでは足りないと思います。町民からそういう声はなかったかどうかお伺いします。——すいません、もう一度言います。町民から接遇態度に対してこういうふうに改善してほしいとか、こういう事例があったとか、そういう声はなかったかどうかお伺いしてよろしいでしょうか。

○町長（高妻経信君）

職員の来庁者、町民に対します接遇に関しては、日頃からの指導をしております。また、町民の方から職員の対応等について指摘があるというようなことがあれば、直接その職員に注意をしたりしながら、その都度改めております。先ほど総務課長からありましたように、そのための研修等も引き続き職員に参加を促してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

今、そういうハラスメントに対する目が厳しくなっております。もちろん、モラハラもパワハラもありますけれども、逆に私たちがするカスハラというものもありますので、そういう研修を引き続き続けていってほしいと思います。

また、ハラスメントは相手の主観によるところが大きく、何を問題と感じるかは十人十色です。ハラスメントが発生した際には、被害者が深刻なショックを受けている一方で、加害者は悪気がないというケースが多いです。ここで価値観にずれがあるならば、基本的には加害者側が是正に努めるべきです。町として迅速・適切に対応されるでしょうか。事実確認を行い、関係者に対する措置を講じるような再発防止策があるでしょうか。そうした対応マニュアルがあるのかどうかお聞きします。

○総務課長（末永恵治君）

対応マニュアルにつきましては、高原町職員の心得というのを各職場、見える位置に掲示いたしております。名札の裏にも高原町職員の心得を携行しております。常日頃からの来庁者等への挨拶について、課長会等を通じて職員へ周知徹底は図っているところであります。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

分かりました。ハラスメントの事例というのはこれからもどんどん増えてくるし、また、いろんな状況が考えられてきますので、その都度、問題にならないように対応していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

次に、3番、福澤卓志議員。

○3番（福澤卓志君）

〔登壇〕

通告に従い、順次質問いたします。

初めに、町立保育所について伺います。

令和8年度から町立小中学校がそれぞれ統合する計画ですが、3か所ある町立保育所は統合しないのでしょうか。現在、指定管理とはいえ、全国規模でも問題視されている保育士不足の問題や予算削減はサービス低下につながります。さらに、年次的に改修を進め、環境改善がなされているとはいえ、3か所ともに築50年を超える旧耐震構造施設であり、防災対策の観点からも、経営形態を見直す点からも、統合に向けて動き出す時期に来ていると考えます。

次に、公営住宅行政について伺います。

昨年7月時点で、公営住宅202戸のうち、空き家は48戸と伺いました。入居者の高齢化も進み、施設維持に限界があります。そこで、家屋の耐震強度などを考えると、場所によっては、災害が起こった場合、入居者の生命・財産が守られるか疑問ですし、公的施設の観点からも、早急な対応が必要だと考えます。また、近年、公営住宅に限らず、孤独死が社会問題となっています。亡くなったときの対処として、本町における単身入居者の死亡に関する処理要領はどのように行われているのか伺います。

次に、防災行政について伺います。

大きく社会が動いたのは、2018年6月に発生した大阪北部地震でブロック塀が倒れ、通学途中だった児童が下敷きになってしまったことを境に、全国的にブロック塀の撤去が進んでおります。これにより、本町においても、校舎周辺などは撤去を終えておりますが、児童生徒が通学する通学路沿いにブロック塀があるお宅はたくさんあります。今回、通学途中で被災するかもしれないと心配する声を伺いました。自然災害とはいえ、ブロック塀が倒壊し、人や物に被害が及んだ場合、その責任は所有者に課せられるようです。

また、地域防災計画にも記載はありますが、その内容は、倒壊危険箇所の把握や設置住民に対し日頃からの点検に努めるよう指導すると記載されております。どのようなこれまで実施がなされておりますでしょうか。あわせて、各自治体でも取り組んでいるブロック塀や石積み塀などの撤去補助が本町にもありますでしょうか。あるならば、補助内容はどのようになっているでしょうか。日々の通学路はもちろんです。災害時の避難経路など、積極的な整備が必要だと考えます。

避難行動要支援者個別避難計画策定についてですが、県内でも一部の市町村を除き、多くの自治体で依然として策定が進んでいない現状が、昨年12月、県議会の質問で明らかになりました。知事も、その状況について、台風や豪雨が激甚化・頻発化し、今後、南海トラフ地震が高い確率で発生すると言われている中、高齢者等の避難を円滑かつ迅速に行うため、個別避難計画を早急に策定することは大変重要な課題であると受け止めていると答弁しております。

本質問は3回目になりますが、一人でも多くの町民が助かるための大事な指標であり、命綱であるとの考えから、毎回質問しております。業務が多様化、重労働になっていることは承知しておりますが、一人でも多くの町民の生命を守るために、被害が起こったときに御助力いただく民生委員さんや消防団員などと連携してでも、早急に進めるべきであると考えます。

避難所運営、公衆無線LANサービスについては自席から行い、災害派遣について伺います。

小林市は、能登震災発災から4日後の1月4日に、第1便の支援物資を発送し、これまで3回発送、また、発災から10日後の1月10日に、災害派遣として人的支援を、約15日を1サイクルとして3名の職員を送り、2月27日までの間、計4回12名が派遣されております。災害現場を直視し、災害対策本部の事務補助としての現場の指揮を間近に受けられた職員は、大変貴重な経験を得た精鋭であり、同規模の災害にも即対応できる人材へと成長していることは間違いありません。姉妹都市であったとはいえ、小林市の対応は、年始の休業中であっても迅速で、被災現場にとってもありがたい救済措置であり、今後起こり得る事態に備える価値ある行動であると高く評価しており

ます。本町でも人的支援はできなかつたのでしょうか。救済と研修を兼ねた派遣については、積極的に志願する職員が今後現れることを期待しております。

以上で、壇上からの質問を終わります。 [降壇]

○町長（高妻経信君） [登壇]

福澤議員の御質問にお答えいたします。

ただいま大きく3つの御質問を頂いたところでございます。

まず、1番目の御質問でございました保育行政についてでございます。

貴重な御意見を頂き、ありがとうございます。3保育所とも平成25年度に耐震補強工事が実施されておりまして、耐震の安全性は確保されているものというふうに認識をいたしております。また、公立保育所の統合問題も含めました公共施設等の整備方針につきましては、引き続き調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

次に、公営住宅についてお答えいたします。

本町の公営住宅におきましては、昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の団地もございます。そのため、今年度改定予定の公営住宅等長寿命化計画では、それらの建物は優先的に用途廃止として位置づけをしております。10年後の管理戸数は、現在の202戸から170まで減少をするという計画でもございます。また、老朽化の激しい建物の入居者においては、理解を得られる場合につきましては、新耐震基準を満たしているほかの公営住宅への移動を進めるなど、計画的に住宅の取壊し、そして、また、入居されている方の安全確保に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、単身入居者の死亡に関する処理要領でございますが、現在、本町におきましては、この処理要領等は定めておりませんが、公営住宅法のほか、民法にも大きく関係があるため、他自治体の状況や調査・研究を行い、過去の事案を基に検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

次に、防災行政の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問にもございましたように、地震によるブロック塀倒壊は、歩行者の死傷原因となるとともに、避難や緊急車両の通行を阻害するため、大きな地震が発生したときには、対策の重要性が指摘をされております。本町でも令和元年度と2年度の2年間、危険ブロック塀等除去事業の予算を確保しておりましたが、申請希望者がいなかったことから、それ以降はこの事業を行っていないところでもございます。しかしながら、今年1月1日に発生しました能登半島地震により、ブロック塀倒壊による影響の大きさが再認識されましたことから、今後、改めて危険ブロック塀についての対策を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上であります。

次に、避難行動要支援者個別避難計画策定についてお答えいたします。

この質問につきましては、これまでも福澤議員のほうから質問を頂いている件でございます。この個別避難計画の策定におきましては、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している民生委員・児童委員やケアマネジャー等の福祉専門職等からの支援協力を頂くほか、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に御助力いただく警察や消防機関、自治防災組織などと避難支援等に必要な情報を共有し、状況に応じた支援ができるよう、関係機関と連携して取り組むことが必要でございます。

地震や台風・豪雨などの自然災害などから身を守る上で何らかのハンディキャップを抱えており、周囲の支援が必要となる要支援者の避難を円滑かつ迅速に行うために個別避難計画を策定することは、取り組むべき課題の一つであり、大変重要であると、皆、認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

次に、防災行政の御質問の中の災害派遣的支援についてお答えいたします。

能登半島地震におきましては、御案内のとおり、甚大な被害が発生しており、発生から2か月たった現在でも断水などが続いている地域もでございます。

人的支援についてでございますが、能登半島の多数の市や町が被災をしており、発生当初は大混乱の中、この人的支援の受入れ体制が困難な状況であったというふうにも捉えております。

人的支援につきましては、受入れ側の要望がないままに現地に入りますと、その職員に現地の職員が対応せざるを得なくなるなど、場合によりましては、かえって現地職員の疲弊を招くということも懸念をいたしております。また、自主的に向かうことも、現地の道路状況も分からないものであることなど、災害派遣による救助活動や支援物資の輸送の妨げにもなるというようなことも想定をいたしているところでございます。

これまで、本町では、県などの要請によりまして、東日本大震災の際には人的支援として宮城県山元町と岩手県大槌町に、熊本地震の際には熊本県南小国町に、また、令和2年7月豪雨の際には熊本県錦町に職員を派遣をしまいいりました。このことによりまして、現地の被災把握及び現地での災害対応、復興・復旧作業等に従事したというような職員もいるところでございます。

この人的支援につきましては、受入先の職種を限定しての要望もあり、要望に合った支援を行うことが必要不可欠でございます。現在、総務省を通じまして、石川県からの派遣要望が、宮崎県にもこの要望が参ったようでございます。これを4月以降の派遣について、全国に石川県から派遣要請が出されたものでございます。今後、町村会等も通じながら、この派遣要請に応えられるかどうか十分検討しながら、支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

[降壇]

### ○3番（福澤卓志君）

それでは、自席よりお願いいたします。

まず、保育行政の町立保育所についてですけれども、今、3園が築50年を超え、老朽化しているところから、今後、調査・研究を行うという答弁を頂いたところです。

それでは、まず初めに、各保育所の現在の幼児の人数、そして、各保育所の保育士の年齢分布、また、保育士不足が陥っていないか、また、離職などに伴う運営が厳しい保育所などがあれば伺いたいと思います。

○健康課長（中村みどり君）

お答えします。

まず、保育所の人数につきまして、狭野保育所ですが、2月27日現在の入園者数は18名、今年度末の卒園児が5名、令和6年度入園予定者が2名、令和6年度から別の保育施設へ転園する園児が1名で、令和6年度当初の予定者数は14名となっております。

続きまして、後川内保育所ですが、現在の入所者数は17名、今年度末の卒園児が3名、令和6年度入園予定者が1名で、令和6年度当初の予定者数は15名となっております。

最後に、広原保育所ですが、現在の入園者数は34名、今年度末の卒園児が8名、令和6年度入園予定者がゼロ名、別の保育施設に転園する園児が2名で、令和6年度当初の予定者数は24名となっております。

なお、広原保育園の入園者数は、町外の5名を含んだ数字となっております。

引き続き、保育士の年齢分布等につきましてですが、保育士の年齢分布につきまして、各保育所ごとに説明いたします。

狭野保育所につきまして、施設長含め現在10名が勤務しております。年齢の内訳としましては、20代2名、40代1名、50代6名、60代1名となっております。

続きまして、後川内保育所ですが、施設長はじめ7名が勤務しており、20代1名、30代2名、40代3名、60代1名となっております。

最後に、広原保育所ですが、施設長含め10名が勤務しており、20代3名、30代3名、40代1名、50代2名、60代1名となっております。

3保育所全てにおいて、年齢ごとのクラスとなっており、職員配置も配置基準を満たしたクラス担任体制となっております。しかし、3保育所全てにおいて、働き手の勤務日数や勤務時間、勤務形態の希望などもあり、シフト調整が困難な状況で、現在、体制整備のための人材確保に苦慮しているということは事実であるというふうに聞いております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

各保育所の所定人数と令和6年度のスタートの人数、また、各保育所における年齢分布、また、職員数などを伺ったところですが、今回、質問に至ったのは、まずは施設の老朽化によるところで、どれだけの需要があって、今後、どういった形でこの施設を運営していくのかということを開く場として設けたところではあります。特にシフトの調整、また、職員の確保が厳しいということ、これはどこの園もあるかと思えますけれども、このことで無理な配置、また、職員のバランスなども各園によって大変な思いをされているんじゃないかということから、統合に向けて動き出す必要があるんじゃないかというふうに思っています。私は質問をさせていただいております。

そこで、町長に伺いたいのですが、令和6年度の予算が減額されることを通知されたようですけれども、これにより、これまで公立保育所でサービスを行っていた、例えば連絡帳であったりとか各種必要な備品の購入ができなくなったというような声も伺ったところです。これによって子ども・子育て支援の公的サービスという面で、町長は今後どのように考えておられるか、考えがあれば伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

令和6年度の予算でございますけれども、指定管理者より要望のございました要求額につきましては、現計予算を含めて調整を図っておりますので、現在の公立保育所でのサービスは維持できるものというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

では、先ほど伺った年齢分布による職員、また、確保が難しい、シフトが組みにくいというような状況から、今後、施設の運営、保育所として大変だなというようなお声が上がっている園があるかないかを伺いたいと思います。

○健康課長（中村みどり君）

お答えします。

直接、そのような声は、まだこちらには届いておりません。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

では、今後、調査・研究を行う中で、統合に向ける、または、この施設をどう活用するのか。60年を目標に施設を使っていくということを考えると、あと数年でその保育所なんかは向かうわけですが、ハードを整備するというよりもソフト面で、また、より子育て支援という立場から町はどのような形で進めていくのか、保育所運営をどう考えていくのかということも併せて、今後、課題として表題に上げていただきながら、より福祉充実、子育て支援の面の必要な教育機関として位置づけて検討を進めていっていただきたいと思います。

以上で、保育行政は終了いたします。

次に、公営住宅について伺います。

総務経済の所管事務調査から半年が過ぎまして、壇上質問でも述べましたけれども、現在の入居者の人数、4月以降も含めてですけれども、どういった変動があるか、また、単身の高齢者の入居人数などが分かれば教えていただきたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

町の公営住宅の現況につきましては、令和6年3月1日時点において、管理戸数202戸に対しまして、入居戸数154戸の入居率76.2%となっております。今のところ、4月以降の退去者については、現時点ではなしとなっております。

続きまして、60歳以上の単身入居戸数については62戸となっております。だから、全体の約4割というふうになっております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

避難訓練などを含めて、入居されている方、入居者に災害が発生した場合の対応・対処についてはどうなっていますでしょうか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

今現在、霧島団地におきましては、4階建てとなっております、避難通路も限られているということから、令和3年11月には高原町分遣所指導の下、火災を想定した火災訓練、通報訓練、避難訓練を実施いたしております。他の団地におきましても、災害に対する意識を高めるために周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

各地区、自主防災組織を円滑に進めるために、今、動きが活発化されているところもありますけれども、各公営住宅単位でも自主防災というか、隣近所を守り合うとか、隣近所を思いやるみたいなところで、この訓練なんかもぜひ進めていっていただきながら、誰一人取り残されない形で、ぜひ避難もスムーズに行うように行っていただきたいと思います。

それでは、これまで孤独死を含めて、あと、当局で対応する事案などが発生したまたことがあるかどうか、それにどのような処理を行われたかというのを伺いたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

単身入居者の孤独死におきましては、過去10年のうちに3件発生しております。このような事案が発生した際は、相続人と協議をし、退去手続、未納分の使用料の精算、残留物の引取り、撤去等を行っております。また、親族が相続放棄を行った場合は、公費にて残留物の処分等を行っております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

先ほども町長答弁の中で、いろいろ民事的なものであったりとか、今、先ほど言われたとおりに、処分に関しての部分でやはり他の自治体でも条文化、条例化して、この件に関して速やかに処理をする。また、町長が先頭指揮を取って、その処理に対しては明文化されると、処分内容についても、いうことがありますので、今後、対策としてはそういったところも併せて、また、入居される、今後入

居される方にとっては一筆入れていただくと、入居条件の中に加えていただくとといったことも必要ではないかというふうに思っております。先ほど伺ったとおり、60歳以上の単身の方が62戸、全体の4割ということがあります。今後、年齢を重ねていかれると、そのような状況は生みかねない状況になりますので、ぜひ、その面も併せて対応等をお願いしたいと思っております。

また、鹿児島山地区のように黄色い旗、何かを立てることによって、入居される方々の安否の確認であったりとか、また、お互いに今どういう状況にあるかということも顔を合わせなくても分かるような状態というのも、公営住宅ならではあっていいのかなと思うんですが、そういった考えはありませんでしょうか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

現状、入居者に対して、そのような手だてについて案内はいたしておりませんが、福祉的な面から対応しているところでございます。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

60歳以上の単身の方の対応については、ぜひ向き合っていっていただきたいと思っております。これだけ災害に対して関心が高まっている今現在ですから、ぜひ、その面は急速に進めていっていただきたいと思っております。

今回、災害という面から、また、有事ということを考えますと、2月27日に宮日の新聞にありましたとおり、台湾有事が起こった際、本県の宮古島住民の受入れ、これが県に要請されて、各自治体に対して、今後、ヒアリング等があるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、他県、他の自治体から、災害またはこういった有事が起こった場合の受入先として空き家を活用する考えとか、また、そういったものを進め、現在入居されていなく、耐震強度もある程度クリアして空き家であるという状態のときに、そういう方を受け入れるような施設として活用するという考えがあれば、あるかどうかを伺いたいと思っております。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

他県や他自治体にて災害が発生し、受入れの相談があった場合は、早急に部屋を確保し、優先的に入居できるよう対応したいと考えております。

先般発生しました能登半島地震におきましては、国からも目的外許可による入居を認めるよう事務連絡が出されておまして、県の建築住宅課が主体となり、県内市町村の入居戸数の取りまとめもありました。その中で、高原町におきましては、1月5日現在、2戸が入居可能ということで県のほうにも回答いたしております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

今後、国から県に対して、県から各自治体に対して、そういった要請が行うことによって予算化されるのか、また、公営住宅の耐震も含めた建て直し、また、建て増しみたいなことで予算がつくようでしたら、そこもある程度受け入れるという体制の下、この施設維持の管理からも手を挙げるなり要望するなりしていただきたきながら、ぜひ、住まわれる方の住居環境も守られるような形で進めていただきたきというふうに思っております。どうぞ今後もよろしく願いいたします。

では、次に、防災行政に移ってまいります。

先ほど、通学路の面において、令和元年、2年に事業化されて、撤去の通知・通達も行いながら対策を取られたということでした。しかし、その募集・応募がないというところで対応が、今だからこそ、災害が起こった現状の機運の中で声が上がったということは、今、タイムリーなことなのかなというふうに思っておりますけれども、その事業化を進めるに当たって、通学路、また、避難所の撤去が必要な点検なんかはされたことがありますでしょうか。また、その点検結果を住民などに伝えられたことがあるかを伺いたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

本町では、毎年、関係機関が集まり、通学路合同点検対策会議を開催いたしております。各学校から挙げられた通学路の危険箇所の確認と現地調査を実施し、関係機関が対応策等について協議をいたしております。対応が必要な個人敷地におけるブロック塀などにつきましては、各区長さん方を通して対応をお願いし、個人で対応していただいたところもございます。

なお、この通学路点検調査につきましては、ホームページ等で公表はいたしているところであります。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

調査をされて住民の方に伝えられたということで、今回、この質問を頂きまして、たくさんホームページ上を検索したんですけど、なかなかヒットされなかったもので、私の探し方が悪かったんでしょうけれども、通学路の点検についてもどうなっているかということがホームページにあるということなので、また改めて確認したいところでもありますけれども、実際、災害が起こったときに、塀が倒れて人や物に対して災害で及ぼすことになってしまった場合には、所有者の責任というところで、こういったことも御存じない方がおられるんじゃないかということから、また、子供たちのまた避難経路として利用するときに必要な対応として、今後、補助をしていただきたき。今はないということなので、次年度なのか、予算があるならば、許されるならば6年度に入れていきたいと思うんですけども、調べていきますと、県のほうが補助をしているというふうな形でホームページ上にありましたので、そういった県の補助率がどれぐらいあるのか、上限があるのか、そういったものが割合があればまず伺って、次に行きたいと思えます。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

まず、補助率につきましては、対象限度額35万6,000円のうち、3分の2に当たる23万7,000円が補助額の上限となっております。残りの3分の1に関しましては、11万9,000円になりますけれども、ここは自己負担となります。

あと、補助額のうち国・県・町の負担割合につきましては、国が2分の1、県・町がそれぞれ4分の1というふうになっております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

敷地面積に応じて塀の長さも変わってきますので、金額等も変わってくるかとは思いますが、補助率についてはもう少しできますならば町単独でも少し上げていただく形で、必要な箇所においては早急に進めていっていただきたいと思っておりますし、先ほどの質問に戻りますけれども、次年度ないし本年度予算がつくならば再開していただけないかという希望があるんですけども、いかがでしょうか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

令和6年度は、所有者への事業についての周知を図りながら、危険ブロック塀箇所の再調査及び所有者への意向調査等の下準備を進めながら、早急に事業対応できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

ぜひ、再調査の上、個別にて、その所有者に通知を行っていただきながら、できましたら次年度でも予算をつけていただいて、撤去または補強等を進めていっていただきたいと思っておりますし、先ほど教育総務課長からありましたとおりに、個人でやっていただく方も出てこられるかと思っておりますので、そういった方の協力も頂くという形も必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それでは、避難行動要請者個別避難計画についてですけれども、必要だと分かっているが、進んでいないという現状が町長答弁から理解できました。その件について、県からの指示または要請、この策定については努力義務となっておりますけど、そういった本町に対して通知なんかがあったかどうか、また、本町の現在の進捗状況があれば伺いたいと思っております。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

先ほど議員からもありましたように、避難行動要請者に係る個別避難計画の作成については、市町村の努力義務とされていることもあり、県からの特別の指示はございません。しかしながら、昨年6月に、県の担当者から計画作成に係る課題等についてのヒアリングが行われまして、町の防災担当部局とともに対処等についての協議を行ったところです。

続きまして、現在の進捗状況についてお答えいたします。

こちら、避難行動要請者名簿の作成はできておりますが、この個別避難計画作成においては本人の同意取得が必要でありますことから、その準備を進めている段階であり、まだ計画策定までには至っていないというところでございます。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

昨年の6月にヒアリングがあって、その中で、対応がどうするかという検討が行われたような形でしたけれども、その個別計画が進まない理由、一番の理由は何でしょうか。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、個別避難計画につきましては、避難行動要請者名簿を基に対象者からの同意を得て、災害の種類にもよりますが、大規模災害で救済活動として使える内容とするために、その要請者等の聞き取りを行い、具体的な避難方法を決める個別計画というものを作成していくこととなります。

当福祉部局における問題点としましては、介護度の高い方や重度心身障害者などへのアプローチの仕方について、その文書を一方的に送りつけるなどの対応ではやはり難しく、その御家族、あとは周りの支援者等に協力を頂くというために、個別に趣旨説明等の対応を取る必要がありますので、また、データがそろったときに、そのシステムに入力するという必要もあるということが福祉部局としての問題点としては考えられます。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

この点は、確かに先ほどおっしゃるとおりに、非同意、同意を得ないといけないということで、非同意者については除外、家族であったりとか本人の自主避難という形で行動できるかと思えますけれども、そうでない必要な、支援が必要だという方をしっかりと明文化する、リスト化するということの意味合いとしては、やはり進めていく必要があると思っております。人海戦術で展開をすれば、遅くとも一年以内には完成できるんじゃないか。要支援者が住む場所、避難所までの経路含めて、どういった経路で行くかということを考えると、防災士の資格を持つ方の力を協力を頂いたり、また、そういった協会を、高原町の防災士連絡協議会みたいなものを立ち上げたりしながら、その中で個別に訪問して策定に協力いただくということも必要であるかと思えます。民生委員さんもちろろん情報をたくさんお持ちでしょうから、そういった方々との連携の中で個別避難計画を策定するという方法もあるかと思えます。

宮崎市はそういったことで各力を協力を得ながら策定していくということが出ておりますし、人数としては、もう大型自治体または他の自治体よりも比較的少ない人数ですので、この人海戦術を使いながら、ぜひ、策定に向けて努力をしていただくのも必要であると思えます。当然、文章では行っていないかと思っております。通知一本で何かよく分からないものが届いても、それを策定するというまでにはいかないかと思っておりますので、個別に訪問し、これが今問題になっている特殊詐欺の

ような形にならないような形でしっかりと説明責任を果たしながら、実際、有事が起こった際に救われる町民の一人だとして、策定を急いでいただきたいと思いますので、引き続きの前向きな策定に向けての行動をお願いしたいと思います。

では、次に、避難所運営について伺います。

地域防災計画62ページの(3)避難所運営マニュアルの策定というふうに記載があります。このマニュアルはできていますでしょうか。また、そのマニュアルは関係箇所で読み込まれているものなのでしょうか。過去の災害でも、能登震災でも、役場職員だけでは避難所運営は厳しいことは明確です。地域防災計画の158ページのイ、指定一般避難所、ア、管理責任者の配置の中に、町職員の管理責任者を配置するとあります。そもそも配置計画はできているのでしょうか。配置替え、部署替えなどが起こった場合、その担当場所が変わることもあるのでしょうか。その都度見直されているということがあるのであれば、その管理責任者となった職員は、当該現場を見て、どのような環境であるか、どのような施設であるか、発災時はどのように運営するのかといったシミュレーション、こういったのもできているのでしょうか。場合によっては、想定避難訓練等も必要ではないでしょうか。避難所運営管理チームに円滑な運営を行うためには、避難訓練も必要だと思いますけれども、想定された訓練等も行われているかを伺いたしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

まず、避難所運営マニュアルですけれども、平成24年度に策定しております。避難所開設の際は必ず携行するようにいたしております。

そして、次の質問ですけど、避難所の管理責任者の件ですけど、災害時にどの職員が避難所運営に対応できるかはその時々で変わってくることから、災害時に指定された職員が責任者として配置されることとなります。

施設内に何があり、発災時にどのように運営するかなどのシミュレーションはできているかのことですが、各避難所の設備等につきましては、避難所カルテを作成いたしております。備品については、必要最低限を持っていき、開設の際に、避難所の備品と併せて、避難所運営に支障が来さないよう努めております。

また、避難所の想定訓練につきましては、避難所運営などの訓練を受講している職員もおります。また、今後、町防災訓練などの際に避難所開放・運営等を行っていただくなど、計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

発災時、どうしても職員のマンパワー不足というのが避難所運営にはなかなか、避難所を運営する責任者として立ったとしても、なかなかその場所にいけないであったりとか、避難してきた方々が自主的に避難所運営をする必要があるといったこともあるかと思います。

そこで、公民館などが指定避難所になっていた場合、昨日の岩元議員の質問の中にあつたんですが、管理責任者となっているのは委託している区長さんであったりとか、その自治体の管理者が、指定

管理者がいるということで、職員は、町職員の中には鍵を保管しているといったことがないような発言があったかと思います。

そこで、管理指定避難場所の管理者が出向いたときに、避難所が鍵が開かない、被災されてしまってその鍵がなくなってしまった、または、そういったことがあるんじゃないかということが考えられるんですけども、やはり鍵は保管であったりとか、避難所を開設しないといけないときには、手間があっても持っていく必要があるかと思うんですけど、そういったところの考え方はいかがでしょうか。避難所を開設するに当たっての管理というところで。

○総務課長（末永恵治君）

まず、避難所となる公民館につきましては、昨日も答弁いたしましたように、区長さん、区の自治公民館のほうで管理いたしております。ふだんの管理はお願いしております。実際、そういうことも想定されるかもしれませんが、通常の運営時については区にお願いしているので、役場が勝手に開けるとかいうのは絶対にはいけないので、避難所開設の際には、まず区長さんに連絡して、鍵を取りに行ったり開けてもらったりしております。ただ、区長さん宅が被災に遭ったという場合には、副区長さんの連絡先も聞いておりますので。どちらもそうだとすると、またそういう想定、また、ふだんの防災、いや、防災というか、何ですかね、自治公民館の運営等に支障が来さない範囲で、ここについては協議していく必要があるのかなとは考えるところであります。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

今、脳をよぎった危機管理というところでのいうところの対応というのは、起こらないことは起こらない、起こらないと思うことは起こらない。とにかく備えが必要ということがありますので、想定して動いていただきたいと思います。

次に、統廃合後の避難所としての施設の考え方、学校施設であったり体育館であったりというところですけども、ここをちょっと伺っていないくて、再度伺いたいと思いますが、統廃合後、各地区に、例えば、先ほどの質問の中にもありましたけど、協議会を開くなりして運営が任されたらと、広原地区なら広原地区の住民でその施設を活用しているという状況の中で、発災した場合の避難所としての活用として、どのような形で避難所を運営するのかということではできているかどうか。個別計画の中では、今現在運行している教育環境の下で行うということになっているはずだと思うので、その点はどのようになっているかということと、指定管理の考え方ですけど、体育館の利用に関しては、これはいいです。今、先ほどの質問をお願いします。

○総務課長（末永恵治君）

統合後の施設の体育館とかが残ってくるとと思いますが、その管理についてはまだ決まっておられませんので、どう有効活用していくかは決まっておませんが、体育館は、私は残るものだろうと考えております。体育館については避難所に指定されておりますので、基本的には、管理がどうなっていくかは分かりませんが、体育館を避難所とした場合は職員で対応しなきゃいけないというふうに考えております。ただ、避難が長期にわたる場合は、避難された方々が自主的にそういう組織

というか、代表者みたいな方で運営していただくのが、町職員と一緒に運営していただくのが一番いいのかなと思っていますところでもあります。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

とにかく避難所として施設を活用するというところで、あらゆる想定をしていただきたいなということの思い、質問をさせていただいております。

避難所運営に女性の視点がなかなかないという講演とか、いろんな場所で伺ったことがあります。危機管理係の中にも女性の視点であったりとか、そういった避難所運営についても女性の意見なんかが反映されるような組織体制であるか、どのように今はなっているかを伺いたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

新聞にも女性の視点が欠落されているという記事が載っておったんですけど、実際、議員が言われるとおり、女性の視点を入れることは大変重要なことだと考えております。避難所運営マニュアルにつきましても、先ほど申しましたとおり、女性職員の意見を取り入れながら、改定できるものは改定していきたいというふうに考えております。

○3番（福澤卓志君）

以上で、避難所運営については終わります。

次に、公衆無線LANサービスについてですけれども、町内で使えるフリーWi-Fiがないように感じておりますが、どこで使えるのでしょうか。また、そういったことが分かるような表示・表記をされていますでしょうか。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

現在、高原町内で使える公衆フリーWi-Fiスポットとしましては、役場、ほほえみ館、皇子原公園、高原駅において整備をいたしております。各スポットにおけるWi-Fi接続可能エリアですけれども、役場においては1階のフロア、ほほえみ館については正面玄関入り口付近、中研修室前、神武ホール、皇子原公園については管理事務所の入り口付近、高原駅では待合室となっております。各スポットには、公衆フリーWi-Fiが利用できる旨の掲示等を行っておりますが、より多くの方に使用していただけるように、周知について努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

そこで災害が起こったときに、指定避難所、例えば学校とか、そういった今先ほどおっしゃられた施設が避難所になった場合に、公衆無線LANとして使用できるのか伺いたいと思います。

○教育長（西田次良君）

学校のことでお答えいたします。

現在、学校には、教育目的ではありますが、無線LANを整備しております。体育館にも、教育目的でありますけど、無線LANが使用できる状態であります。災害時には、これを公衆無線LANとして使用できるように設定はできるということでもあります。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

電源が今回、能登震災のときには使えるということで、公衆無線LANの必要性というのもありながら、でも、一方で通話ができるといったこともあって、情報収集とかいろんな形の連絡手段というのはクリアになったということも伺っていますけれども、それでも各電話会社であったりとか、いろんな災害の支援として行われているような無料のWi-Fi「ファイブゼロジャパン」というようなことも設置されているというふうに伺っております。この設置を待つよりも、規模に応じてですけれども、本町でもその無線LANが災害でも使えるような環境であったりとか整備というのにも必要ではないかなというふうに思っておりますし、スターリンクを使うような宇宙衛星を介して一般の回線を使わずに通信環境となるインフラの整備というところもできるんじゃないかなというふうに思っております。

今回、この質問をするに当たりまして、3月5日の新聞に、延岡市が災害に強い通信網という形で整備された。もうたくさん費用を投じられてシステムの運用を開始すると。今年度もその設置箇所を増やすといったような内容がありまして、こういったサービスがあるんだということを改めて知ったところでもあります。災害に強い町として立つためにも、情報収集の観点からもWi-Fiの整備というのは必要ではないかというふうに思っておりますので、平時から使える公衆無線LANとして、また、それは災害に関われば、災害の非常用通信無線として使えるような環境へと整備を進めていっていただきたいと思います。

以上で、公衆無線LANについては終わります。

最後に、災害派遣についてですけれども、先ほどの町長答弁でありましたとおり、総務省から4月以降、派遣要請があるやに聞いていると。それについてはどう答えるかというのは、対応を考えていくといった内容かと思えます。小林市の派遣もそうですけれども、都城市も独自に水道局の職員が派遣されたという報告を行ったということもありますので、できますならば、発災して速やかに、ミニ震が関ができるぐらい、石川県が災害に対して取り組んでいるこの状況の中で、受け入れていただける場所ももちろんそうですし、小林市の姉妹都市である場所と、今回、支援物資を行う高原町としても支援をされたわけですが、人的支援という形で一緒に行えないかという相談もあってよかったのではないかと。また、そういった職員の中で、罹災証明の発行について、なかなかどういった被災状況のランクみたいなものもあったりする見分け方というもの、やはり災害現場で培われる目とか、体感とか、のものあるんじゃないかというふうに思っておりますので、こういった今後の復興に向けての支援についても、ぜひ、志願がえられる職員がおりましたら派遣のほうを検討していただきながら、ぜひ、災害が起こったときに対応できる職員へと成長していただくことを町長としても願って押し出してほしいというふうに思っておりますので、今後、まだまだ災害復興を今後進め

ていかないといけない石川県の状況に対して、支援を前向きに行っていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 2時57分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、4番、温水宜昭議員。

○4番（温水宜昭君）

〔登壇〕

私は高原町議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、さきに通告いたしました高原町財政状況についてと、高原町学校建設についての大きく2つのテーマで質問をいたします。

まず1つ目であり、高原町財政状況についてお伺いをいたします。

町政報告会で財政収支の見通しを報告をされましたけれども、報告された思惑についてと、あと財政非常事態宣言等を考慮されているのか、お伺いをいたします。

2つ目に、行財政改革推進計画目標について7項目が上がっておりましたが、具体的にお尋ねをいたします。

3つ目であり、先般、養護老人ホーム直営が示されましたが、今後の町財政運営の課題と見通しについてお伺いをいたします。

次に、高原町学校建設についてお伺いをいたします。

1つ目は、高原町学校規模適正化基本方針と学校建設計画との整合性についてお尋ねをしたいと思います。

2つ目が、平成22年に平成25年の高原町学校統合は困難との前例、財政が非常に厳しかったということでありましたけれども、今回、令和8年度統合への課題について、財政的なものの検証をされたのかお伺いをしたいと思います。

3つ目であり、私は学校建設の財源計画が無理だったとは思いませんでしたが、町長の御見解をお伺いをいたします。

4つ目であり、高原小学校改修移行への経緯について、子供たちの教育環境や建物の老朽化を考えると適切とは思いませんが、当初から新築または改修等の計画をされるべきだったと思いますが、御見解をお伺いをいたします。

最後に、学校統合や建設に携わってこられた高原小学校のあり方検討委員会や、公のたてもの等整備委員会、そして高原町教育委員会との情報提供の有無等について、御意見等を承ったのかお伺いして、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま温水議員から大きく2つの御質問をお受けしたところでございます。

2つ目の御質問でございました学校建設につきまして、高原小学校規模適正化基本方針等の整合性に関しましては、教育長において答弁をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、私のほうからでございますが、高原町の財政状況、これは町政報告会での検証という御質問でございましたけれども、町政報告会におきまして、財政収支見通しについての説明をさせていただきました。この町政報告会につきましては、本町が抱えております重要な課題である町立病院事業の運営の考え方を踏まえ、令和5年6月時点における資料をもとに財政収支見通しを作成しまして、財政状況の町民の皆様に対する見える化を図り、情報をまず共有することを目的としまして、この町政報告会を開催をしたものでございます。

御質問の中で、財政非常事態宣言を考慮しているのかとの御質問でございますけれども、本町の財政状況は厳しい状況ではございますけれども、現時点におきましては、この財政非常事態を宣言するというようなことは考えておりません。さらなる行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

次の御質問でございました、行財政改革推進計画目標について、この7項目についての答弁をさせていただきます。

質問にございましたように、具体的な取組といたしまして、この行財政改革推進計画におきましては7項目を掲げておるわけでございますけれども、まず、自主財源の確保に向けた取組でございますが、町税収入の確保やふるさと納税の推進、町有財産の処分等に努めることといたしております。次に、投資的経費の重点化・効率化に向けた取組でございますが、引き続き投資的経費の重点化・効率化を図り、起債残高抑制に努めることといたしております。

次に、人件費の削減に向けた取組でございますが、給料や手当の見直しや採用職員の抑制や早期退職の募集による定員の圧縮、業務の合理化等による時間外勤務抑制を図り、経費節減に努めることといたしております。

次に、事務事業の点検と見直しに向けた取組でございますが、町単独補助金や事務事業につきまして必要性・効果等を検証し、経費節減に努めることといたしております。

次に、行政デジタル化の推進に向けた取組でございますが、住民利便性の向上と事務の迅速化・効率化を図るためのデジタル化の検討を行うことといたしております。

次に、民間活力の活用に向けた取組でございますが、町が提供するサービスについて、直営で提供することが効率的、経済的か等の検証を行い、民間で同様の効果が見込めるものにつきましては、積極的に民間の活用を努めることといたしております。

最後に、行財政システム改革に向けた取組でございますが、財政運営の透明性の確保のため、中期的な財政見通しを作成し公表することや、全ての職員が自分ごととして取り組む組織づくりを目指し、町民の皆様との情報共有を図りながら、開かれた行財政運営に努めることといたしております。

以上の取組によりまして、健全な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、養護老人ホーム直営によります今後の町財政運営の課題と見通しについてお答えいたします。令和6年度から養護老人ホーム法人が直営となることにより、職員を25名程度配置することとなりますことから、人件費が増加をいたします。

現在の指定管理委託費と直営で運営する場合の積算では、令和6年度におきましては現時点において正規職員の募集はしておりませんので、会計年度任用職員に係る人件費と運営経費で比較しますと約3,200万円が増えるということになりまして、厳しい財政に影響を及ぼすことが予想されるところでございます。このようなことから、今後の運営の在り方について調査、研究を進めてまいります。

次に、学校建設推進の検証についてお答えいたします。

財政状況見通しの試算については、学校建設方針決定の際におきましても検証をいたしております。しかしながら、収支見通しは、あくまでもその時点、その時点における積算資料に基づき作成をいたしております。

したがって、いろいろな不確定な要素も多く含んでおり、学校建設につきましては、令和3年の時点では令和7年度完成の目標に向けて予算確保ができる見通しでございましたが、令和5年4月で精査しましたところ、現時点においては困難な状況であるというふうに判断をいたしましたところでございます。

次に、学校建設に係ります財源の検証について、お答えいたします。

令和4年度に策定しました高原町立小中学校施設整備事業基本計画におきまして、概算工事費が約16億3,400万円となったところでございます。

令和3年度の公共施設整備方針において、学校建設については国の学校施設環境改善交付金等の活用を考えておりましたが、今後の財政収支見通しの悪化が懸念されることから、令和7年度完成は困難と判断をいたしましたところであります。

通常、国の補助事業につきましては、実施設計書をもとに国と補助金の協議を行うものであり、今回は実施設計前の基本計画の段階で、令和7年度に向けました学校建設を見送ることとなったため、国との協議、設計委託等は行っておりません。

以上であります。

次に、高原小学校改修へ移行した経緯と今後の計画についてお答えいたします。

小中学校統廃合に係る方針につきましては、保護者説明会や町政報告会などにおいて、御意見を伺った上で検討を重ねてまいりました。

最終的な方針において、既存の高原小学校校舎を活用し統廃合を進めることといたしましたが、このことは令和2年12月の高原町学校あり方検討委員会から答申を受け、令和3年5月に教育委員会が策定しました高原町学校規模適正化基本方針での、広原小学校、狭野小学校及び後川内小学校を高原小学校に統合するとの方針に沿って決定したものでございます。

次に、今後の整備計画でございますが、公共施設の整備につきましては、国民健康保険高原病院の経営規模縮小や、新たに養護老人ホーム峰寿園の管理運営体制移行などの直面する課題に加え、激甚化する自然災害への対応等、昨今の状況は方針作成時と大きく様変わりし、抜本的な見直しが必要となってきております。このため、早急な公共施設等の整備方針の見直しを図り、公のたてもの等整備検討委員会や町民の皆様の意見を拝聴し、方針の決定を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

[降壇]

○教育長（西田次良君）

[登壇]

私からは、高原町学校規模適正化基本方針と学校建設計画との整合性の御質問にお答えいたします。高原町学校規模適正化基本方針につきましては、令和2年12月の高原町学校のあり方検討委員会の答申を受け、住民からの意見を募るとともに、協議・検討を重ね、令和3年5月に高原町教育委員会におきまして決定をしたところであります。

学校規模適正化基本方針では、次のように示しております。小学校の統合については、魅力ある教育環境を提供するために、小学校校舎建設後に合わせ行うことが望ましいが、学校建設前の統合についても検討する。そして、小中一貫教育のメリットを生かすために、小学校建設地は現高原中学校地に併設、もしくは隣接とすることを基本方針としております。従いまして、学校建設計画につきましては言及をしていないところでございます。

以上でございます。

[降壇]

○総合政策課長（横田秀二君）

私からは、高原町学校のあり方検討委員会の情報提供についてですけれども、委員の任期が切れていましたことから情報提供は行っておりません。

また、高原町公のたてもの等整備検討委員会への情報提供につきましては、町政報告会が始まる前の令和5年6月6日に、学校建設の令和7年度完成目標は困難であると説明いたしております。その際、委員からの意見としましては、小学校を令和7年度の建設が困難であることを了承する意見や、前回の答申、これは公のたてもの等整備検討委員会のことですが、答申のままだと思っていたとの御意見。そのほか、現小学校で統合したとき、児童数に対する学校のスペースは大丈夫かと心配する声等の意見がありました。

高原町教育委員会に対しましては、令和5年6月13日に町長より教育委員に対し説明を行ったところでございますが、反対する意見等もなく終了したところでございます。

以上でございます。

○4番（温水宜昭君）

1問目でございますけれども、財政収支の見通しは、他意はなかったんだとは思いますが、5月20日に議会の全協において、学校の建設は令和8年度の統合には厳しいというようなことが報告されたわけでありまして、まず財政的に見たときに、私、今、令和2年度の経常収支比率の推移を見ているんですけれども、令和元年度に経常収支比率が98.2という数字がありまして、今

の数値からすれば、この時点が厳しい時点だったのかなというふうに考えたんですよ。あえて町民も財政が厳しいという報告があつて、様々な声が聞けたんですよ。高原は夕張のようになるんじゃないですかとか、非常に危機感を持った意見が多かったものですから、敢えてこの段階で発表をされるべきだったのかなというのがあつたものですから、再度、町長にお伺いしますけれども、財政的には、この元年度の、まだ病院の計画等基準外の繰り出しやら考えたときに、この方がまだ厳しかったような数字が出ているんですけれども、その辺についてのお考えがあればお聞かせいただけますか。

○町長（高妻経信君）

まず財政運営につきましては、やはり当然、その時期の国の施策等の影響とか、当然、地方交付税とかございますけれども、そういったものも影響もございますし、やはり町税等も歳入の面では増減があります。

そういった中で本町におきましては、今回の町政報告会では、財政シミュレーションを見通せる範囲で、将来にわたった財政シミュレーションをお示ししたわけでありましてけれども、今、温水議員の御質問にございましたように、確かにこの高原町はまだまだ財政的に厳しい時代もございました。今、病院の一つのこの経営改革等も行いながら、やはりこの学校だけではなくて、庁舎も含めた様々な公共施設の整備を考えますと、やはりまだ確実な財政状況、いわゆる、そういった公共施設の整備に対応できるような財政状況に至っていない。好転は若干はしているというのは、今、温水議員の御質問に、確かに私もそうであると理解しております。しかしながら、今申し上げました長期的に、中長期的に考えたい場合は、やはりまだ厳しい状況がありますので、そこで町政報告会が説明をしましたけれども、行財政改革を徹底していきながら財政状況の改善を図っていきたいという、そういうような御説明をさせていただいたところでございます。

○4番（温水宜昭君）

この資料を見てみますと、令和10年度に財政調整基金の残高が800万という数字が出ているんですけれども、当初、令和元年度も財政調整基金が8億ぐらいあつたんですよ。今現在、大体12億ぐらいあると思いますけれども、将来的に見たときに、町政報告会の中で病院経営みたいな話がありましたけれども、病院も令和9年度には、今の改革で何とか黒字にはならんとでしようけれども、当時の2億とか、そういう数字は出ないとは思つたんですよ。あえてこういう報告を、実際この資料を見て一般の町民の方が理解をしろというほうが失礼な話ですけれども、なかなか厳しいのかなというのがあつたものですから、不安を仰いだけで、あえてここで公表が必要だったのかなというのが私の気持ちだったものですから、質問をさせていただいたんですけれども、また元年の、この辺のほうがかつたような気がいたしました。

町長のお考えは、堅実な財政運営をするためにはということだろうと思いますけれども、あえてこの段階で表明をされるべきではなかつたのかなという気はいたしました。これはもう答弁はよろしいです。そういう気持ちがあつたものですから、かえって町民の不安を仰いだような気がいたしました。

私、参考資料を出していますけれども、山梨県の市川三郷町が財政の非常事態宣言を発出されたということで、昨年ですかね。国内では9自治体が財政の非常事態を発出されておりますけれども、日本では地方自治の中では夕張が財政破綻をして、来年度ぐらいまで国の管理下で行われるということでありましたけれども、やはりなかなかこの収支的なものは、ここに書いてありますように、大きな幅を持って見る必要があることを申し添えますと書いてますから、よくなることもあるでしょうし、厳しくなるかもしれませんが、あえてこういう文言を入れて出す必要があったのかなというのがあったものですかからお聞きしたんですけれども。

今、町長の壇上からの答弁では、財政の非常事態宣言等については考えていないということでありましたが、どれぐらいの時点で、こういうふうにならないようにしてもらうのは、いかんとですけれども、先ほど私が聞き取りのときに言いましたが、3番目の養護老人ホームの件は、結局病院とかこういう厳しい中で養護老人ホームを直営化されるのに、実際、先のそういう収支的な見通しの課題とかありませんかというのを聞いたかったんですけど、ちょっと私が、言い方が悪かったんですけど、峰寿園のことだけに特化して聞いたつもりじゃないんですよ。全体的に見たときに厳しくなる方向でいくんじゃないですかというのを聞いたかったんですけど、養護老人ホームの件も言われましたので、それはそれで受け取りたいと思います。

それで2番目の行財政の推進計画については、町長がおっしゃられたように、内部のいろいろな改善点やら、令和4年度が補助金が5%カットをされたと思いますけれども、まだ5年度が示されておりませんので分かりませんが、こういう補助金なんかのカットとか、この辺の形については、また今後も検討されていくんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

補助金カットの話でありますけれども、町内様々な団体等が活動をされておりますし、またこの町の補助金を財源に活発な活動をしていただいている様々な団体がございます。ですので、その団体の性質、活動内容も様々ございますので、これまでそういったカットをお願いしてきた団体には、当然説明をしながら、理解を得ながらお願いをしてきたということでありまして、今後について、令和6年度予算はまだ今後お示いたしますが、これをずっと続けていくということにはならないために、一つはこの町の財政運営を改善していかなければならない、そのためのこの行財政改革でありますので、やはりこの町民が元気で、町に活動を通じて貢献をしていただくという部分も相当ございますので、そこはもう極力手をつけたくないと言いますか、そういった部分であると御理解いただきたいと思います。

しかしながら、厳しい財政状況にあつては、当然ながらこれまでもそういった手法で各団体に理解を求めてきたということでございます。

○4番（温水宜昭君）

分かりました。財政状況については、昨年もいろいろされておりますので、もうこれ以上は申し上げませんが、なかなかこの実感が湧かないのをもう少し見える化して示していただけるような形を取っていただければありがたいかなと思っております。

次に、高原の学校建設についてであります。私、この2枚目の資料にずっと学校の建設の在り方検討委員会からずっと13番目まで、小学校の改修、設計、2,000万までを書いているんですけども、壇上でも申し上げましたけれども、実際、今まで高原町政の中で、この学校だけじゃなくて、いろんな施設について途中で頓挫するというか、そういう形を取ってこられた経緯があると思うんですよ。町長も役場におられたから、そういう部分は理解されていると思いますけれども、実際、実施設計ができてから国の補助金とかを言われましたけれども、実際はその、大体の経費の見方というか、そういう部分を検討されてからするもんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○町長（高妻経信君）

ただいまありましたように、当然、箱物と言いますか、ハード事業を計画する場合は、当然その事業費を見積もりをいたします。それと同時に、財源が何が当てられるか、補助金、起債、そういったものを当然検討いたします。ですので、今回の小学校新校舎につきましても、お示ししました基本設計をいたしております。当然その中で事業費、そしてまた確保できる財源、こういったものを当然積算をし、検討いたしております。

○4番（温水宜昭君）

ここに書いてありますけれども、この資料のほうの7番目に示された財源の内容ですけれども、見たときに、公共施設等の基金と、あと学校基金、そして起債というような形で示されたんですけども、実際言ってみると、この中で、国の補助金を5億円ということでありましたけれども、その検討をしてないということであれば、実際言ってみると補助金をもらえるか、もらえないかというのを実施設計が進まないといけないとおっしゃったんですけども、それを知らせれば、なかなか補助金なんかの目安というのは立てられるのではないかと思いますけれども、その辺についていかがですか。

○町長（高妻経信君）

当然、国との協議をするということになる場合は、当然、実施設計、今おっしゃいましたように、そういったものを前提に行いますので、今回はいわゆる基本設計で見込める、見込める範囲と申しますか、そういった中で補助金とか、あるいは起債を見込んでおりますので、今おっしゃいました5億円と補助金が全体事業費のちょうど3分の1になっておりますけれども、これは、現在の高原中学校を建設をしておりますけれども、そういったものを参考に、概算として上げているということになります。

○4番（温水宜昭君）

聞き取りのときに話せばよかったでしょうけれども、令和3年の9月の一般の定例会の中で、当初、その建設費用というのを、令和5年から令和、これは末永議員の一般質問に対して町長が答弁されているところがございますけれども、現在の高原中学校の総工費をもとに30億円を設定いたしました。こういう文言があるんですよ。このうち、国の補助金対象経費を2分の1でございます。建設費を25億円といたしまして、その2分の1を国の補助金を充てることとし、残りの5億円については補助対象外の経費等もありますからということでは言われているんですよ。30億円ということ、実はこの令和3年の9月で答弁されて、そして令和4年の3月では半分の規模の一応計画を

出されているんですね。これを考えたときに、実際、今この公共施設等の整備基金も5億円ありますし、学校基金も5,000万円ぐらいあると思うんですけども、財政調整基金を使うことはできないかもしれませんが、とても無理な計画ではないと思うんですけど、再度お聞かせいただけませんか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの温水議員からのお示しいただいている参考資料、私も今見ているんですけども、仕組みで言いますと、基本的に学校施設整備事業の場合、国の制度としては2分の1という補助率になります。しかし、これは補助対象事業、補助対象単価というのがございまして、ですので、単純に補助金が全ての施設の事業費に対して2分の1交付されるものではないと。ですから先ほど申し上げましたように、高原中学校の、これは実績でありますけれども、全体的に見たときに補助金は3分の1程度になると。いわゆる補助対象事業費等も相当出てまいりますので、そういった補助率になります。

それと、ここにそのほかの起債、学校基金、公共施設整備基金、こういった財源の内訳を今お示しいただいております。

まず起債でございますけれども、これも全てが起債対象になるということでもございません。また起債によりましては、いわゆる交付税措置があるか、ないか、起債、これも一つの町の借金となるわけですけれども、今年度、償還が生じて発生してくるということ。それと基金を当然充てるということはあり得るわけですけれども、こういった財源が確保できたとして、15億の学校建設を計画したとしたときに、今回の町政報告会で説明しましたシミュレーションもございましたけれども、今年度に当然ながらその負担が続いていくと。先ほど言いました起債の償還もそうでありますけれども、いわゆる基金もそれだけ減ると。ですので、今後の公共施設等の整備を長期的に考えなければならぬということもございますので、学校だけ建てればいいのかという御質問を以前、温水議員からいただいたわけですけれども、決してそういう考えではなくて、長期的な考え方をいたしておりますので、まだこの町の財政状況は、まだ改善をして見込みを立てられる状況では、現時点では、町政報告会の説明時点ではなかったというふうに御理解いただきたいと思っております。

○4番（温水宜昭君）

令和3年の12月13日に全員協議会のほうで施設整備の進め方というのをいただいたんですけども、実際言って、もう令和5年度に補助金協議に本当は入っていませんとおかしかったんですけども、その前に基本設計が令和4年の2月に設計発注をされておりましたけれども、これを見ると基本設計も並行して令和4年の後半ぐらいまでに終わって、それから補助金というふうになるかと思うんですよ。

町長が言われたのは令和5年の5月に言われたんですけども、もう、だからこの基本設計額を出された時点で建設自体が不可能だという判断されてもおかしくはなかったんでしょうけれども、実際、設計も八百何万で議会のほうも承認をいたしました。最終的には1,200万ぐらいの基本設計料になるんですけども、この辺の差が実際言って、そういう部分で段取りを組んでいかれている

んだらうと思ったんですけども、突然そういう話が出ることで自体が私としてはなかなか理解がしにくい。

前にも言いましたけれども、今まで高原町もそういうパターンでずっと来られていますよね、この庁舎にしてもそうですけれども、延ばせば延ばすほどそれだけ経費もかかるわけですから、その辺も町長が令和5年の3月の職員の幹部会で協議したら、財政的に厳しいという判断になったとおっしゃられましたけれども、それ以前の時点でそういうものが、この基本設計が出る前に判断ができなかったのかなというのが率直な意見なんですけど、その辺についてはどうですか。

○町長（高妻経信君）

これまで議会、あるいは全員協議会でも説明の機会を設けさせていただきました。

まずこの基本設計につきましては、概算費用を出すという一つの目的があったということ、それと中学校敷地内に建てられるか、そういった様々な検討をしていく上での基本設計は必要だったと。それと実施設計に入る際にも当然この基本設計を生かしていくわけですので、現状としてはこの基本設計は必要だったと。

ただ、今、温水議員がおっしゃるように、この流れの中での一つのタイミングといえますか、そういったものが、言わばつじつまが合わないんじゃないかというような、そういった意識を持たれているというふうに考えます。確かにこの件に関しまして、やはりこの町の財政状況が確実なものではない中で進めようとしていたと、そういう私のそういう一つの進め方にあっても、これまでの議会でも説明をさせていただきましたけれども、やはりこのもっと財政状況をしっかり抑えるべきであったかなというような反省はいたしております。

○4番（温水宜昭君）

今後、皆さんの公共施設等への答弁で、町長が、基本、公の建物の見直しとかを言及されましたけれども、実際はお金がないともう何もできないわけですから、その辺からやはりしっかりした形で計画を組まれたほうが良いと思うんです。実際、この基本設計のやつも、その利用はできるということをおっしゃいましたけれども、現実的に、例えば3年後にそのまま建物を建てて、そこに今の高原小学校からとかという話がちゃんとできておればいいんですけども、先々の見通しも見えないと思うんです。今の段階では、実際、新設をするということは、恐らく厳しいのかなというふうに私は感じたんですけども。

先に行きますけれども、実際、去年の11月9日に高原の小学校を改修して、その設計料2,000万円を承認してくれということでありました。その中で学校を見学させていただきました。当然、老朽化してますから、皆さん、改修せないかんという判断もありましたし、可決されましたから、別に私がどうのこうのは言わんとですけども、実際、言ったように、もしその新築が厳しいのであれば、今の高原小学校を改修して、こういう形で進めますよというシミュレーションもあってもよかったのかなと。突然、11月9日にそういう話をされても、実際もらった図面は教室の平面図とか、そういうのをもらったんですよ。でも普通、2,000万という設計になれば、私は4億かそこぐらいの財政を見てるんだらうなというふうに感じましたし、実際も、耐久的にも厳しい学校をそれだ

けかけてやる必要というか、意義があるのかなと思って反対をさせてもらいましたけれども、実際、そういう流れ的なものが、議会の中でも見えない部分がいっぱいあったものですから、こういう質問をさせてもらいましたけれども、その後、2月か3月に、それこそ補助をもらわないといけないから、設計をせないといけないという話でありましたけれども、その後の経緯が分かれば教えてください。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

改修費の設計業務なんですけれども、昨年12月26日に入札を行っております。5業者の指名競争入札でございますけれども、請負額といたしましては603万9,000円となっております。業務委託の履行期間でございますけれども、令和6年の3月20日までとなっております。現在、成果品のほうがまだ納入されておきませんので、納入され次第、また県のほうには事前に協議を進めたいというふうには考えております。

以上でございます。

○4番（温水宜昭君）

この600万円の設計料は、2,000万からすれば大分減額していますけれども、改修の中身的なものを変えられたんですか。

○教育総務課長（中別府和也君）

お答えいたします。

昨年度の補正時は、まだあくまでも設計業務は概算の見積もりということでした。入札前に再度仕様書をお示しして、入札を実施したところでございます。改修内容等は、必要最小限というふうな感じで仕様書を定めまして、それに基づきまして入札を実施したところでございます。

以上でございます。

○4番（温水宜昭君）

町長にお伺いしますが、この高原小学校への統合にはもう変わりはないということで受け取ってよろしいですか。

○町長（高妻経信君）

小学校の統合については、これまで説明をしてまいりましたように、令和8年当初にはもう小学校4校が1校に、中学校が2校1校にと、これは進めて、今、実際進めておりますので、そういった方向は変わっておりません。

○4番（温水宜昭君）

教育長にお伺いしますが、学校の規模適正化、確かに学校建設が前後するという文言はありましたけれども、最初のあり方検討委員会の中では、建設ありきの答申はされておきませんけれども、給食調理場の整備がうたってあるんですよ。この辺については、今のまま使っていくということでよろしいんですかね。このあり方検討委員会の中の9ページですけれども、実際その給食等は

調理施設の老朽化を懸念されている意見が出ているんですけども、その辺についても、現状の今の高原小学校を改修して進めていくという考え方でよろしいですか。

○教育長（西田次良君）

令和8年度に高原小学校を使うという前提で、給食室もそのまま継続して使用していくというふうなことで考えております。

○4番（温水宜昭君）

もう最後になりましたけれども、町長が令和4年の1月にこの公共施設の在り方を出されているんですよ。町報で。町民みんなに一応出されて、いろいろな計画とか、学校の建設のスケジュールとかを出されておったんですよ。この前の町政報告会で、いろんな意見は出たのかもしれませんが、私個人、議員としてでもいいんですけども、実際、こういう形で表記されたものが、財政が厳しいですから、今の既存の学校を使いますよというのに対して、別に違和感を持たれないですか。町長は別にここまで大々的に町民に示しておられたものを変更するわけですけども、これに対して別に違和感というのはお持ちじゃないですか。言っている意味が分かりますか。

町長なり、実際、教育長はその建設には携われなかったんでしょうけれども、今まで何十名の方がいろんなものを検討されて、こういう方向でいいでしょうということを決めて、町長がこれを示されたわけですよ。それが簡単にできませんということにはならないような気が、私はするんですけども、その辺のお考えをお持ちなら、お聞かせいただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

温水議員から今ございましたような内容を、私も直接、町民の方から同じようなお話を伺いました。しかしながら、私としては、当然、町民に一度やるというものを示しておりましたので、このいわば方向転換といえますか、これに関しては、当然、今、違和感とおっしゃいましたけれども、そういうものではなくて、やはり私としては当然、町長としても、これはもう、先ほどから申し上げております財政状況等も鑑みたときに、このまま進めることは、逆に町の将来を考えたときに、公共施設を考えましても、やはりこの計画的な整備ができなくなってしまうと。ですので、私としては、そこで大きな判断をし、そして町民の皆様、そしてまた保護者等に理解を得る各地区での報告会を開催をしていって、全ての町民がもちろん理解をしていただいたとも思いませんけれども、しかしながら、そういうふうな私としては、もう進めていくという決意で、理解を求めざるを得なかったというふうに考えております。

○4番（温水宜昭君）

私は、今まで進めてこられた中で、公のたてもの委員会が出された案は、非常にいい案だと、庁舎が一番と私は思っていましたから、議会に参加させていただいてから、まずこの耐震的なものを工事するのが先だろうということで考えておりましたけれども、今の学校をこちらの下のほうに移設して、後を総合的な庁舎兼用のやつをとということでありましたので、今の小学校も実際、庁舎としては使えるのかなと思って、いい案だなというふうに私は感じておりました。今の小学校を下の方に中学校と併設して、あそこを教育文化ゾーン、そういう形で、将来的に図書館とかいろんなそう

いうものを作っていければ、将来的にはまだ子供さんたちにも有意義な施設になるのかなと思っておりました。

今、実際、子育てとかその辺に力を入れてる自治体が多いわけですから、実際、私が知ってる範囲の中でも、高原町から都城にとかという方もいらっしゃいます。そういう面から考えれば、子供のためということであれば、やはりそういう部分は、ただ単純にこういう計画だけじゃなくて、そういう部分も考慮されて進めていったほうがいいと思うんですけども、実際、形の基本的計画に沿うとか、そういう話じゃなくて、実際、子供がどういう環境の中で過ごしたら高原町のためにもなるし、そういうのが一番だと思いましたので、今日はこの辺でやめますけれども、そういう形で質問をさせていただきました。そごがどうのこうのじゃなくて、実際、今後進めていく中で、やはり5年後、10年後、見据えた行政の形が進めていかれるのがベストだと思いますので。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午後 3時56分 休憩

午後 3時56分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に8番、山下香織議員。

○8番（山下香織君）

〔登壇〕

通告書に基づき質問を行います。

今回は大きく2つのことを伺います。定住・移住関係人口についてとペット同伴避難について。

まずは、定住・移住関係人口について。

先日、東京で開催された西諸地区合同の移住説明会に同行させていただきました。その際、各自治体のプレゼンを拝見しましたが、他自治体の発表内容には補助金等の具体的な数字が盛り込まれていたのに対し、本町の発表ではそういった具体的なものはありませんでした。

また、スケジュールの都合と運営側の変更等もあったということですが、本町のみ地域おこし協力隊の声を聞くことができませんでした。

同じ西諸地区から移住先を1つ選ぶとなった場合、具体的な移住者への補助に係る政策がないこと、実際に移住した方の生の声が聞けないことは、非常に大きなマイナスポイントであったと思われました。

SNSで移住トラブルと検索すると、移住先になじめず再び都心部へ戻ってしまった方の投稿を見ることができます。実際に私も移住者の方から、「孤立感のようなものを感じることもある」と伺いました。

移住を希望される方にとって、実際住んでみての感想というものはとても重要です。その声や感想が聞けなかったことに関しては、なぜ高原町だけ移住者が来ていないのだろうと移住希望者が抱える不安を増長させてしまったのではないかと考えます。

そんな中でも、本町職員の皆さんの発表は、天孫降臨をモチーフにした衣装やうちわなどで、ほかの自治体よりも確実に目立っていました。目玉となる政策がない中で、移住希望者に興味を持ってもらおうという工夫が感じられ、とてもすばらしかったです。

そこで町長に伺います。都心部の移住希望者へのPRをする際、どの自治体も必ずアピールする内容は同じです。自然が豊か、水がきれい、人が優しいというような内容がほとんどです。町長は、今までの対策と実績、これからの展望など、これらの定番の要素以外に移住希望者へアピールできるような具体的なものはありますか。

以上で、壇上からの質問は終わります。後の質問は、自席で伺います。 [降壇]

○町長（高妻経信君） [登壇]

山下議員の御質問にお答えいたします。

東京で開催されました移住相談会に、山下議員も御参加を頂いたというようなこととございました。ありがとうございます。本町の取組等を実際に御覧いただいたんじゃないかなと思っております。その感想も、先ほど述べていただいたところでございます。

この質問の中でアピールできる本町の具体的なものといたしましては、やはりこの国立公園に接していると。そしてまた、本町環境、資源、創出されるよそにはない高原だけの、そういったような素材も数々あると思います。

先ほどの質問で、自然豊かとか水がきれい、人が優しい、しかしこれは、やはり私は、移住を検討されている方にとっては、ありふれてはいるかもしれませんが、やはりこの移住をされる方は、一番ここを期待されている部分でありますので、そういったことからしますと、高原町はもっとこの自然、あるいは水、人柄、こういったものは、もっとアピールしていかなければならないかなというような感じたところでございます。

その町のアピールでございますけれども、例えば、温泉や湧水などの泉質や水質、体験型観光や福祉部門と連携可能な農業環境、それと宮崎県が県内で最初に取組を始めた森育・木育としてのフィールドなど、子育て関係人口や交流人口の創出に適した素材があるというふうに考えております。

また、マスコミ等にも取り上げられておりますけれども、地域商社が中心に町内の団体と連携しながら進めておりますけれども、NEXCO西日本、JALなどとの連携事業、そしてまた地域の学生との連携しながらの空き家活用事業、今後そういったものも強みになってくるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

今後、これらの事業も一つの点から線へ、さらには面的な広がりをしていながら、包括的に施策や事業を展開し、移住希望者にPRにつなげていきたいというふうに考えております。

この移住を希望される方というのは、コロナ禍以降、特に増えてきているというような状況でございます。当然、移住を考える方というのは、地方を検討される方が多いわけですが、そういつ

た中で、本町としてのこの特有の資源、売り込み方、こういったものまだまだ工夫が必要かなと考えているところがございますので、その辺の工夫をしてみたいと考えております。

以上でございます。

[降壇]

○8番（山下香織君）

今、いっぱいたくさんアピールするところがあるということだったんですけど、具体的に分からなくて、まずはアピールも全部ば一つとした感じだったんですね。

そこで、自分が本町の移住・定住政策についてどうしたらいいかなと思ったときに、先日宮崎市で行われた地域の課題解決のためのワークショップというものがあり、そこに参加させていただいたときに、ほか自治体の移住・定住対策はターゲットが絞られていました。

例えば、宮崎市ではリモートワークで就労している働き世代にターゲットを絞ることで、空いた時間に副業として地元企業で働いたり、農畜産業と関わったり、地元の企業・農畜産業の活性化につながることを見込んでいました。

本町も、このようにターゲットを明確にすることで、より具体的な政策を打ち出すことが必要であると考えます。現段階での本町の移住・定住政策のターゲットはどういった層になっていますか。

○産業創生課長（森山業君）

山下議員の御質問にお答えいたします。

本町の移住政策といたしましては、やはりこちらに来ていただける方、そういう方に対しまして受入れをするということはもちろんでございますけども、今お話がありましたとおり、ターゲットを絞るということは非常に重要と思っております。

これまで働き方改革とか、そういう言葉があるまでは、各地域、都市部もそうなんですけども、定年を迎えた方がこちらに戻ってきて、いろんな地方へ移住するというような流れもございました。ただ、それだけでは余っているということでございますので、今宮崎市がありましたとおり、ターゲットを絞るということは非常に重要であると思っております。

もちろん、そのことを踏まえまして、このコロナとか今ありますDXとかを踏まえまして、本町のほうも若者、あるいはこの子育て世代、そして地域の課題を解消するようなものをターゲットにしなければいけないというふうに考えました。

そこで、具体的に絞りますと、まず今お話がありましたとおり、今このリモートワーク等もございましたので、若い世代、IT等のスキルを持っていた方が地方に来ていただいて、都市部の仕事とかそういうことを地方でしていただけるということをターゲットにすることが1つ。

それと、本町におきましては、どうしても農業の町でございます。田んぼや畑、そういうものが担い手不足、高齢化になっても残っていきますので、そういう農業に対してターゲットを絞っていくという、この2つの柱かなというふうに感じているところでございます。

若い世代、子育て世代、さらには農業後継者不足、耕作放棄地、この解消をターゲットにして人を呼び込むということが重要というふうに思っております。

また、地域的にここに移住したいという方に声をかける場合ですけれども、まず1つ目が九州に移住したいという方、そして次に南九州に移住したいという方、そして宮崎に移住したいという方、こういう3つのパターンの方々に重点的に声をかけていくということで、今ターゲティングを絞っているところでございます。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

ということは、年齢層ではなくてどこに住みたいかという人たちで今ターゲットを絞ったということでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

もちろん地域的にもそうなんですけども、若者世代、子育て世代、その世代の方々にもやはりターゲットを絞っていきまして、こちらに来ていただいた後、定住ということを考えておりますので、やはり今後こちらで家族をつくっていただける方とか、今、国の方策で大学を卒業しようとしている方に地方に行ってもらおうという流れがありますので、どうしても形式的に人さらいじゃないんです。取りに行くというところには若い世代に声をかけていくと。

その方のそういうふうに移住されて地方に移ってこられる方は、地方に行きたい、九州に行きたいという方には声をかけるという形で、ターゲットを分けてこちらに来てくださいという声をかけた場合には、若者世代等に絞っていききたいというような形で考えているところでございます。

○8番（山下香織君）

ありがとうございます。これはお願いなんですけど、また移住説明会等がありましたら、ぜひ実際、地域おこし協力隊の方や移住された方の生の声を聞くことって一番やっぱり大切だと思うので、スケジュール等合わせていただいて、ぜひ参加していただけたらなと思いますので、お願いします。次に、選ばれる、応援してもらえるための政策についてに移ります。

本町の農家の方が育てたシイタケが、フランスやイタリアに進出しているのは皆さん御存じかと思います。昨日のニュースでも流れていました。フランスでは今年夏季オリンピックが開催されます。今パリのほうでは日本食やおにぎりが流行で、需要が高まっています。これは本町にとっても大きなチャンスであると言えます。ぜひ行政としてバックアップさせていただき、ブランド化を進め、さらに大きく成長させることで町全体の知名度を上げることにもつながると考えます。

私は、本町のお米はどこにも負けないくらい自慢できるおいしさだと思っています。本町の米農家の方も、自分が作るお米に誇りを持っていて、どこにも負けないと自負しています。オリンピックを控えた今が、世界に高原のお米を発信するチャンスになると思いませんか。

また、シイタケやお米だけでなく、いろんな新しい特産物を見つけ、育て、ブランド化していくことで、生産者である町民を巻き込んだ政策にすることができるはずです。

今は、量より質を選ぶ方も増えています。ブランド化することで商品に付加価値や高級感が生まれ、質にこだわる方をターゲットとした売り手市場をつくっていくことができると考えます。そうすれば、大量生産から脱却し、農家の方の働き方の改善にもつながるのではないのでしょうか。

そして、これらのブランド特産品をいろいろな人に知ってもらうために、広報活動にもこれまで以上に力を入れる必要があります。まず手始めに、フランスで高原のお米をPRするワークショップを開催してみたいかでしょうか。いち早く、天孫降臨の地のお米として全世界へ発信し、マスコミの力を借りることで、フランスのみならず日本中に高原のお米の存在を認知していただけることと思います。

そして、今ある農産物、食肉に関しても、他自治体と同じように、おいしい・安全ということだけでなく、何か差別化できるようなアピールポイントはないのでしょうか。また、現段階でブランド化に適した特産品などあれば教えてください。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今の御質問の中に御提案ということでしたこととおおり、まさにそういう形がいいなど、本当に進めていきたいというような提案でございました。

ふるさと納税等で、特産品の開発というのは本当に重要になってきております。その中のお一方が、宮崎のシェフの方にこの食材を取り上げていただいて、そのシェフの方も高原町にお越しいただいて、イベント等にも参加していただいたりしている方でございます。

その方が、この高原のシイタケ農家さんのこの原木シイタケを取り上げてくださって、フランスに持って行ってくださったと。そこでつながりが今回できたというふうに感じております。

今後、地域商社のほうも同行していておりますので、今後、今お話があったことをお伝えしながら、これを一つの突破口、新たな市場の開拓などにつなげていければなというふうに考えております。非常に重要な取組だなというふうに思っております。

今、御質問にございましたこととおおり、本当に広い視野といいますか、特産品を本当にしっかり作り込んで、プロモーション、とにかくこの移住定住もそうなんですけど、PRが非常に重要ということ、今本当に感じているところでございます。これからのステップが非常に重要だなというふうに思っております。

今後、この原木シイタケ、いただいた貴重なこの機会をしっかりとものにしまして、情報収集を行って、どのようなアプローチが一番効果的なのかというのを模索していきたいと思っております。

それと、御質問にございました差別化できるアピールポイント、今、ブランド化に適した特産品があれば教えてくださいということなんですけれども、やはりこの前も議会等でもありましたこととおおり、本町の水につきましてシリカ成分が多いというようなこともございました。

この水等をヒントに特産品、例えば川魚等の今干物なども今特産品として考えて、もう少しで発表できるのではないかとこのところまで商社もこぎ着けてつけているところでございます。

とにかく、本町のアピールといったといたしたところのこの水に育まれた農畜産物が健康であるということを、これを一つのPRの文言にしていきたいというふうに思っているところで、この健康というワードを使っていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

今、PRというのがいっぱい出てきたんですけど、今、夕方のニュースだとか、ああいうところで、週末イベントがありますよというところで、なかなか高原町のイベントを耳にすることがないんですけど、SNS等では耳にすることはあって、チラシはなかなかなかったりとかするんですが、現在、本町のPR活動というのは、どの課がどのように行っていますか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

本町におきまして、産業創生課のほうに4月より高原PR係という係が創設されました。そちらにおきましては、今ありましたとおり、SNS等も使いながら、この高原の様々なものを外に発信していく、あるいは町内の方にもありましたとおり、日本の発祥地であるということをPRしていくといえますか、意識づけするようなタウンブランディングというようにところも考えて、このPR活動をしているというところもございます。

また、広報広聴業務といいまして、広報たかはるとか司っておりまして、いる部署は総合政策課がありますので、今この2つの課で、それぞれ役割等を分担しながらPR、情報発信をしているというふうに認識しているところではございます。

○8番（山下香織君）

今、ふるさと納税でも一番大きいのは、食肉、宮崎牛の返礼品が大きいと聞いていますけど、ふるさと納税もたくさん競争があるので、何かしらこの宮崎牛、西諸牛、今度は高原牛としての差別化できるようなこととかは考えていらっしゃらないでしょうか。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

お答えいたします。

今牛肉については、宮崎県全体で宮崎牛ということでブランド化を進めております。全国和牛能力共進会4年に1回行われる大会でも、4大会連続内閣総理大臣賞ということで連覇を果たしているところでありますので、そういった県内をいい宮崎牛を作っていきましょうという流れの中がありますので、今のところは宮崎牛という形で売り出していくというふうに思っております。

以上であります。

○8番（山下香織君）

分かりました。じゃあ、次に行きます。

本町の移住、また移住のほうに返るんですけど、移住希望者の方へ以前の一般質問の返答の際に、ペットと暮らせるということをアピールされていましたが、実際はどうでしょうか。

ペットと暮らすことを目的に移住される方のほとんどは、室内で飼うことを前提としていますが、ペット可物件はほとんどありません。室内で飼うことが不可能であった場合は、外飼いとなりますが、吠え声等の騒音、ふん尿、ロードキルなどのトラブルが起りやすく、飼養の環境が整えられていないのが今の現状です。

アピール内容と現実にはかなり大きな相違がありますが、今後どのようにこのギャップを解消していきますか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今ございましたとおり、この高原町の環境を生かして、例えばペットと一緒に暮らせますということをしてPRしていきたいということで、この議会の場でも答弁させていただいたところでございます。こちらにつきまして、ペット、私も犬等を飼っているわけでございますけれども、今全国的にもそうだと思いますけれども、このペットというものは家族同然というふうに考えております。

この町内にもペット霊園もあつたりして、本当に家族同然で扱われているということを身近で感じますし、イメージ的には家族、あるいは子どもの子育て、そういうものと一緒にペットをこの環境の中で伸び伸びとといいますか、都会の狭いごちゃごちゃした、あるいはこういう広々としたところで暮らせるというようなイメージのところ、ペットと暮らせるというようなお話もさせていただきました。

とにかく、このビヨンドコロナとかアフターコロナ、これで部屋の中で過ごすことが多くなったということで、部屋の中でペットを飼うようになって、家族同然のように暮らして、地方に移住したいという声も実際あるところでございます。

特に、今質問の中にもございましたとおり、本町のこの空き家物件の中等にも、ペット可というような物件が確かにないのも事実でございます。こういうことに関しましては、本当に物件数が少ないということもありまして、特に賃貸物件が多いということで、なかなかそこにペット可というのはないところ、売却の場合ですと、その方が飼われますので自由にできるということもあるんですけれども、今賃貸の物件が多いということですので、まずはその物件数を多く上げていくことに力を入れて、町内で回覧を回したりして空き物件を今集めているところでございます。

そして、今回今後の予定でこれ予算とも絡んでくるわけでございますけれども、このホームページといいますか、移住の窓口等のページ、これにつきましても、今解消できればなと思っております。

4月以降は、この物件のところ、ペットのことにに関する項目も増やしていくということで、今計画しているところでございます。

そして、ペットと暮らしたいという方の中には、本当に部屋でとか外でとかそれぞれあると思いますので、そこにつきましては本当にそれぞれ地方で暮らしたいという方の家族として取り扱う意見を聞いて、いろんな物件なども紹介していければなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、本町にいたしましては、ペットと暮らしたいという方はもちろんなんですけれども、移住希望者の方には本当に国立公園もありますし、野鳥の森とか、適度な動物、植物が

保護されて共生しているということもありますので、また農業で畜産の町で家畜も多いということですので、そういうふうに動物とか家畜にも優しい、暮らしやすいということをPRポイントとして、とにかく情報発信していきたいというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

今、家畜にも優しいというところが出てきたんですけど、ここは畜産動物たちにとって、ストレスなく生きている時間を快適に過ごせる生育環境をつくってあげることは、今言われたように動物を家族として移住しようとしている方にとっては、とてもすてきな大きなアピールになると思います。なぜなら、ふるさと納税の寄附の特産品じゃないところで、動物愛護への寄附も多く集まっています。今、それだけ多くの関心が動物愛護に寄せられているということです。

そういうところからの観点からも、畜産動物の飼育環境、これは観光で来られた方たちも目にするところでもありますので、ぜひそういうところが改善しながら、畜産動物も快適に過ごしているなどというところが見受けられれば、もちろん観光も伸びるだろうし、そこのそういうところで育てられた牛や豚や鶏を、また特産品としてふるさと納税の返礼品で見てもらえたらいいなと思いますので、ぜひ進めていただけたらと思います。

そして、前の議員さんたちも言われていたんですけど、観光団体がたくさんできているんですけど、実際どこに高原町遊びに行くのかなというところがありまして、今キャッチコピーで「必ず気になる高原」というものがあります。

その後ろのほうの「何回でも行きたくなる」「るんるん楽しい遊び場」という2つあるんですが、実際にあまり私的にはないと思っております。

そこで、皇子原公園のスライダーが今使われていませんけど、そういうところを何かしたりとか、これから何か考えていることはないんでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

まさに、この何度も来ていただいて、るんるん楽しくなるというところを本当に造りたいというふうに思っているところでございます。

皇子原公園につきましては、家族で来ていただいたりするところをターゲットにしているんですけども、やはり今ありましたちょうどスライダーといいますか、大きな芝のところをそのまま使われていないもんですから、そこを何とかしなきゃいけないというのは、私はここの部署に来てからずっといろいろ考えております。

ちょうどスライダーのところの下が、コンクリートというふうになっておりまして、あそこを掘ったりとか、いろいろ使うのがなかなか難しいところもあったり、あそこが水源に近かったりというのもあったんですけど、そこは今のところ水がなかなか少なくなっているということもあって、今何とかしなきゃいけないという考えでおります。

今まで考えたときにありますのが、あそこに本当は撮影スポットとして、あそこに全面に花を植えたらどうだろうかというような案。しかしながら、あそこは水等が流れると流れてしまうから、土がなかなか難しいから、プランターを置いたりするような形でしたらどうかという意見もありましたし、あそこに観光農園的に穴を一部掘って、そこに実が取れる木等を植えながら、取らせる形はどうだろうかというのも考えました。

今のところ安くあげていくにはどうしたらいいかというところで、今のところ調査しているのがジップラインというものがございまして、今ワイヤーみたいなものを張って、そこをターザンといいますか、体を安全にを使って滑っていくようなやつ。

こうしますと、中学生以上とかある程度年のいった方等も、お兄ちゃん、お姉ちゃんたちも楽しめるんじゃないかというような意見が今出たりしているので、今のところとにかく何度も来ていただけるような作り込みを、あそこを何とかしていきたいという意見は考えているところで、今からさらに調査研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

ぜひ何かしら造ってもらえたらありがたいなと思っております。とても場所はいいので、もったいないなと思っているところです。

あと、やっぱり移住・定住というところで、先ほど温水議員も言われたんですけど、高原町民がよそへ移ってしまうということも今あります。

という観点から、今町に住んでいる方が何かしら起業する、古民家でカフェをしてみたりとか、そういうところへ今30万円ぐらいですかね、補助金もあるんですけど、そういうところでもうちよっと金額を上げるなり、もしくは違う形での補助なり、そういうことをして、小林とかカフェ巡りとか言って、地図もあるぐらいお店があります。

高原町になると巡るほどなくて、やはり1回来たら終わってしまったりとか、そこに行って帰ってしまったという現状になっている感じなので、ぜひ今高原町に住んで、今高原町が好きな人たちにぜひ頑張ってもらいたい、一緒に巻き込んで一緒に高原町をどうにかしていきたいという気持ちも込めて、何かしら対策は考えてもらえないでしょうか。

○町長（高妻経信君）

私のほうからお答えさせていただきます。

今議員からありましたが、地域おこし協力隊、あるいは事業承継というような形で、あるいはUターンの方もいらっしゃいますけれども、地元に戻ってきて起業をする、カフェを開く、あるいは若い人たちが地域おこし協力隊などで、あるいはさっき言いました事業承継という形で、それぞれ起業されている方も増えてきてはおります。

ただ、今御質問にありましたように、今住んでおられる方が、高原町で言わば起業をするということになるかと思うんですけども、そういった方の促進するといいますか、そういった方のやりたいことを、そういったことで、もう一つ今年度予算も計上させていただいておりますけれども、

やはり起業をする方への町の補助、あるいは創業に対する補助、これは商工会のほうからも要望がございまして、創設しております。

後は、やはり高原町で若い人たちが何かやってみようと、何か仕事を自分で探す、起業をする、そういった機運をつくっていくことが非常に大事だなというふうに感じております。

ですので、今人口減少のこともありますし、今若い人たちが自分たちでやりたいことをやっていく、そういった町を、私もそういう機運を高めていきたい、そういう努力をしていきたいと思っております。

○産業創生課長（森山業君）

すいません。今町長が言っていたところで、もう一つございます。関係人口・交流人口創出ということで、本町におきましては、都会のほうから活性化企業人ということで、産業官民連携推進官を、今非常勤特別職ということで置いております。

この関係人口・交流人口の創出ということで、この推進官が取り組まれておりますのが、地元の、例えば二世といますか、後を継がれる方と都会の方をマッチングさせた事業を、まず展開されてきております。

これは、今やっている事業プラスほかに何か業を起こしたらどうだろうかというようなことの仕掛けをまずされてきて、伴走して、まさに都会の方が一緒にこの高原町に来られてやっているという実績がございます。

そして、これもまた町長がございましたとおり、来年度の予算にも絡んでくるわけでございますけれども、今度は、その移住してきた方、これまでもいっぱいいらっしゃいますけれども、その方と地元の方、なかなかこっち先ほどございましたとおり、移住されてきた後、非常に冷たいというような声も実際聞いております。

それも、推進官のほう把握されておまして、今年度は、そういう移住者の方と地元の方を高原町の料理づくりとか特産品、今こちらでいうがねとかございますけど、そういうものを移住された奥さん方に引き継ぐとか、そういうことをしながら、とにかく交流をしていながら、そういう業を起こすようなきっかけづくりをしていきたいというふうに、今回の予算の中でも要求しておりますので、そういう仕掛けが今行われているということは、町長の思いを形にすべく予算に載せているというふうに御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

ありがとうございます。ぜひ、1個、2個とどまらずに、いろんな移住だったり定住、関係人口、ふるさと納税、いろんなところで、一緒にばーっと上がっていけるといいなと思います。

なぜなら、高原町って聞いて行ってみようといっても何もなかったら、またゼロに戻ってしまうので、ぜひ一緒になって一緒にスタートで上がっていけたらと思うので、よろしく願います。

次、ペット同伴避難についてなんですけど、まず初めに、能登半島へ支援物資を送っていただいた際に、ペット用品の需要があるかを担当課が確認してくださり、ペット用品の支援物資も支援物資の

中に入れてくださったこと、町長をはじめ担当課の皆様へ感謝いたします。ありがとうございました。

そして、先日起きた能登半島地震では、ペットを飼っている被災者がペット同伴で避難できる場所がありませんでした。時間がたってからはできるようになっています。本町でも、台風や新燃岳噴火の際にペットを飼っていることを理由に、避難しないという選択をされた方がいらっしゃいました。

災害時にはペットを飼っている、飼っていないにもかかわらず、全ての人が平等に避難できる環境であるべきだと考えます。

環境省の人とペットの災害対策ガイドラインによると、自治体等が行う人とペットの災害対策として、このガイドラインの普及啓発や体制の整備と、災害時の飼い主に対する飼養管理の支援、心のケア、災害による放浪動物や負傷動物等への対応があるとされています。本町におけるペット同伴避難に関するマニュアルや環境整備はされていますでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

本町では、地域防災計画にペット同行避難の受入れについての記載があります。災害時は、飼い主はペットと同行避難することを原則としております。

この地域防災計画の中には、同行避難と書いてありますが、中身は同伴避難のような記述にもなっているところがございますが、ペットの安全と健康を守るとともに、ほかの避難者への迷惑にならないよう努めることとしております。

避難所では、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮して、人の居住スペースとペットの使用を完全に分離することとなっており、ペット使用可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努めるように記述してあります。

以上であります。

○8番（山下香織君）

今までの台風や新燃岳等でも、ペット同行避難された方とかいらっしゃいますか。

○総務課長（末永恵治君）

何年のどの災害という記憶はないんですけど、教育集会所をペット同伴可として避難所を開設したことはあります。

○8番（山下香織君）

その際は、飼い主とペットが一緒の室内にいたということでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

ゲージを土間というか、そのところに置いていただいて、畳というか床のところには人が避難したケースもあります。

以上です。

○8番（山下香織君）

今までは1件ということですかね。

○総務課長（末永恵治君）

私の記憶はそれだけですけど、ほかにあったかもしれません。

以上です。

○8番（山下香織君）

多分大きい災害になった場合には、1匹、2匹ではなくなってくると思いますので、その場合には多分公民館単位とかだと、なかなかスムーズにいかないのかなというところもありますので、できたら平常時で今あるうちにマニュアル作成、具体的な何匹以上になったらこの施設でプレハブを出そうとか、そういうところまでを進めていただくことはできないでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

まず人の避難が基本となっております、ただ先ほども答弁が、産業創生課長からもあったように、家族同然でペットを飼養される方もいらっしゃるし、ペットがいるから避難できないという方もいらっしゃいます。

そういったことを対処するために、環境省がマニュアルをつくっております、そこでは人の迷惑にかからないように、しつけを平常時からやっておくというようなことも記載されております、本町の地域防災計画にもそのようなことが書いてありますので、ここが災害、災害で違うんですけど、ここがペット避難所というふうな指定は今のところできませんので、ニーズに応じてペット避難所を開けたり、自宅が安全な場合はそのままのほうがよろしいかと思っております、そのときそのときに応じて対応していきたいというふうに書いて、対応していきたいと思っております。

また、このペット同行避難のマニュアルについては、その地域防災計画に記述してありますので、ペットを生業とされる方も啓発を図っていただきたいと思っております。

以上です。

○8番（山下香織君）

延岡市では、ペット同行避難所が既に55か所決められています。そういう具体的なことが決められていると、やはりペットと一緒に避難する人って気が引けているというか、連れて行っていいのかなというところがあって、そういう考えている間にももしかしたら命を落としてしまうこともあるかもしれないので、そういうことを考えて、人の命を守るためにも、今のうちにここだったら大丈夫ですよというのを1つでも決めておいてもらえる、もしくは、今の答弁でいくと、どこの避難所でも取りあえず連れてきてくださいということなのかなとも思ったんですけど、いかがでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

まず、避難所はいろんな方がいらっしゃいますので、アレルギーの方も当然いらっしゃる可能性もあります。ですから、ペット同伴で避難される際は連絡していただいたほうが、どうしても避難所の数というのは限りがありまして、全町民を入れるほどの収容スペースもございませんので、そういった役場のほうに連絡いただくと助かります。

以上であります。

○8番（山下香織君）

ありがとうございます。ペット同伴避難をまずされたときには、ノミ・ダニの感染症が一番最初に出てくると思います。そういうノミ・ダニ以外、ダニでいくと、ダニに刺されて重篤な病気になるSFTCというのがあるんですけど、そういうのになったときにも問題になりますので、初動が肝心となります。

というところから有事に備え、あらかじめ獣医師会や愛護団体などの関係各所と連絡、連携を取り、協力体制を整えておくことはできないでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

地域防災計画にありますとおり、被災地において負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止、被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、町側の県獣医師会と関係団体をはじめ、動物愛護ボランティアなどと協力し、愛護動物の保護を行うこととなっております。

また、町が県に協力して指定一般避難所に同行避難した愛護動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努めるとありますので、これらに沿って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○8番（山下香織君）

その具体的などところで、さっき同じ重複するんですけど、ノミ・ダニの駆除、避難所に入った瞬間、それをつけられるような、まず初めにそれをしておかないと、きっと避難所では一つになって出て行きなさいとか言われることも過去あったと聞きますので、これをお薬を出せるのは獣医師のみです。そういうところの細かいところとかは、獣医師会と話しておくことはできないでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

地域防災計画にもありますが、そういった御意見として伺っておきたいと思っております。

○8番（山下香織君）

その災害による放浪動物や負傷動物への対応というあるんですけど、まず放浪動物と負傷動物の飼い主が誰か分からなくなるのが災害時であります。狂犬病予防したときに鑑札、狂犬病接種済み票をいただくんですけど、それをつけている飼い主さんってなかなか今いらっしゃいません。

というところで、首輪もないときがあります。そういうところで、ここで何か事故に遭っている犬、猫がいましたって飼い主に渡せば、飼い主が治療できるかもしれないというところで、鑑札とかじゃなくてマイクロチップというのが今あるんですけど、その啓発っていうのはされないでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

今議員がおっしゃったことは、地域防災計画にも書いてありますが、先ほど申しましたとおり、ペットを生業とされる方にも啓発等を行っていただきたいと考えております。

○8番（山下香織君）

そしたら、最後なんですけど、これから狂犬病予防の接種時期に入ります、役場のほうで。登録されている飼い主の方々にはがきが届くと思うんですけど、その際に今の災害に対するマニュアルだっ

たり、マイクロチップだったり、日頃のしつけだったりというようなことを周知していただくようにできないでしょうか。

○町民課長（内村秀次君）

お答えいたします。

現在、来年度、4月から実施するんですけども、実は原稿のほうが既にできておまして、今言われた内容を、これもちよっと時間的に厳しいかなというところがございます。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

もし間に合えば、プリント1枚ですぐと思うんですけど、今答弁されたこととかでも書いて、来た人に配ってもらえたらいいなと思います。もし災害があったときに、自分の犬猫がいなくなったら、鑑札をつけておいてねというのも必要だと思うんですけど、鑑札をつけていらっやらない方もいますので、そういう周知を一言、二言でいいですので、してもらえたらありがたいなと思います。

○町民課長（内村秀次君）

お答えいたします。

まず先ほど申したとおり、狂犬病予防については、例年どおりはがきを予定しておりますので、そちらにはちょっとスペース付近もないのかなというふうに今考えております。

ただし、来られた方に対して、その災害時の避難等の今やり取りした内容とか、そういうのは別に準備することは可能だと考えております。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ぜひみんな無事に命を落とさないで、災害時避難できるようにしてほしいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（前原淳一君）

これをもって一般質問を終了します。

○

◎ 日程第2 議案第6号 令和5年度高原町一般会計補正予算（第14号）

◎ 日程第3 議案第11号 令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（前原淳一君）

日程第2、議案第6号、令和5年度高原町一般会計補正予算（第14号）及び日程第3、議案第11号、令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）の議案2件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第6号、令和5年度高原町一般会計補正予算（第14号）について説明いたします。

別冊の令和5年度高原町一般会計補正予算書（第14号）の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億9,847万円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ78億9,561万3,000円と定めるものでございます。

主な補正の内容といたしまして、病院整備費の不採算地区病院運営経費等に1億3,082万7,000円、公共土木施設災害復旧費現年災害に3億6,811万4,000円などを計上いたしております。

6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございます。総務費、戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備費補助事業、次に民生費、社会福祉費の障害者相談支援事業補助金、次に衛生費、保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、次に農林水産業費林業費の合板・製材・集成材国際競争力強化TPP等対策事業の全4事業、総額3,109万6,000円を翌年度に繰り越して使用できるよう、繰越明許費の追加を行うものでございます。

第3表の債務負担行為補正でございます。まず、令和9年度評価替えに向けた固定資産・土地に係る評価総合調査業務委託事業、次に令和5年実施分の高原町若手経営者育成資金利子補給事業、そして令和5年度実施分の宮崎県信用保証協会への保証料補助の3事業につきまして、債務負担行為の追加を行うものでございます。

続きまして、令和5年融資分の経済変動・伝染病等対策資金に係る新型コロナウイルス感染症農畜産業資金利子補給事業、議会だより印刷製本業務、会議録反訳業務委託の3事業につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

高原町養護老人ホーム峰寿園指定管理業務委託につきましては、今回廃止するものでございます。

次に、第4表の地方債補正でございますが、過疎対策事業並びに災害復旧事業につきまして、事業費の確定や対策事業の追加等によるもの、また臨時財政対策債につきましては、今年度の発行可能額が決定したことにより、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

それでは、主な事業の内容につきまして、目ごとに説明をさせていただきます。

なお、今回の補正につきまして、会計年度任用職員を含む職員に係る人件費の増減額や、国、県支出金等の増減、確定等に伴います財源の更正、事務事業の執行残や工事等の入札残によります減額等によるものにつきましては、説明を省略させていただきます。

28ページ、29ページをお開きください。

1段目の諸費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策や、未熟児養育医療事業等の事業費確定に伴う国県補助金等の国、県への償還金としまして、2,761万5,000円を計上いたしております。

30ページ、31ページをお開きください。

2段目の戸籍住民基本台帳費でございますが、国の制度改正に伴います戸籍や住民基本台帳システムの改修等に係る委託料としまして、220万円を計上いたしております。

財源としまして、国庫支出金を充てております。

32ページ、33ページをお開きください。

3段目の社会福祉総務費でございますが、障害者地域生活支援事業としまして、サービス利用者増による事業費の増額分及び本事業の一部委託事業が課税対象事業であることが示されたことにより、過去5年間の消費税等相当額の補償に係る経費等、186万1,000円を計上いたしております。

34ページ、35ページをお開きください。

1段目の老人福祉費でございますが、養護措置委託事業としまして、指定管理委託期間が満了を迎えることにより、精算経費としまして、3,202万4,000円を計上いたしております。

次に、2段目の児童運営費でございますが、教育・保育給付費といたしまして、公定価格改定に伴う増額分としまして、1,854万9,000円を計上いたしております。

財源としまして、国県支出金を充てております。

40ページ、41ページをお開きください。

3段目の病院整備費でございますが、不採算地区病院運営に係る経費1億2,882万7,000円、公立病院経営強化プラン策定に係る経費200万円を計上いたしております。

44ページ、45ページをお開きください。

畜産業費でございますが、畜産担い手育成総合整備事業負担金としまして、8,149万9,000円を計上いたしております。

財源としまして、分担金及び負担金を充てております。

46ページ、47ページをお開きください。

2段目の林業振興費でございますが、森林経営管理制度事業としまして、森林環境譲与税基金への積立金525万6,000円を計上いたしております。

続きまして、合板・製材・集成材国際競争力強化・TPP等対策事業としまして、木材加工流通施設等整備に対する費用2,055万4,000円を計上いたしております。

財源としまして、県支出金を充てております。

48ページ、49ページをお開きください。

1段目の商工費でございますが、企業立地促進事業としまして、企業立地奨励金等交付基金への積立金1,500万円を計上いたしております。

60ページ、61ページをお開きください。

1段目の公共土木施設災害復旧費でございますが、現年災害としまして、今年度被災箇所の災害復旧工事等に係る経費3億6,811万4,000円を計上いたしております。

財源としまして、国庫支出金、町債を充てております。

次に、3段目の基金費でございますが、臨時財政対策債の今後の償還金に充てるよう、普通交付税にて措置された額の減債基金への積立金としまして、1,338万円を計上いたしております。

62ページ、63ページをお開きください。

同じく基金費でございますが、企業版ふるさと納税寄附金の一部を、次年度実施予定事業の財源とするため、神武の里たかはるまち・ひと・しごと推進基金への積立金149万9,000円を計上いたしております。

また、今後の公共施設の整備費用に対する財源確保のため、高原町公共施設等整備基金への積立金1,947万9,000円を計上いたしております。

財源としまして、財産収入、寄附金を当てております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

次に、議案第11号、令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊で配付しております病院事業会計補正予算（第2号）の1ページをお開きください。

第2条でございますが、収益的収入につきまして、医療外収益を1億6,985万1,000円補正するものであります。

補正内容は、補助金は県から新型コロナウイルス感染症対策関連補助金を3,069万1,000円、公立病院経営強化プラン策定関連補助金を333万3,000円受け入れ、他会計負担金は、一般会計から医師確保対策のほか、不採算地区病院の運営に要する経費など、総務省の繰り出し基準に基づき1億3,082万7,000円を、国保会計から特別調整交付金500万円を繰り入れるものでございます。

続きまして、収益的支出につきましては、特別損失を1,126万3,000円補正するもので、その他特別損失として退職給付引当金を引き当てるものでございます。

続きまして、資本的収入と支出につきましては、病院事業の運営形態の見直しに伴い、器械備品に係る収入と支出を取り下げるものでございます。

これに伴う補正予算実施計画書と予定キャッシュフロー計算書を、2ページから4ページにかけて添付いたしております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま提案されました議案2件に対する総括質疑は、明日3月8日に行います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

◎ 散 会

午後17時01分 散会

---

令和6年 第1回 高原町議会定例会会議録 (第3日)

令和6年3月8日 (金曜日)

---

議事日程 (第3号)

令和6年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 6号 令和5年度高原町一般会計補正予算 (第14号)
- 日程第 2 議案第 11号 令和5年度高原町病院事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第 3 報告第 1号 令和6年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業計画、および収支予算書について
- 日程第 4 同意第 1号 教育委員会の教育長の任命について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分について (専決第1号)  
令和5年度高原町一般会計補正予算 (第13号)
- 日程第 7 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 2号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 4号 高原町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例
- 日程第 11 議案第 5号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第 12 議案第 7号 令和5年度高原町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 13 議案第 8号 令和5年度高原町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 14 議案第 9号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 15 議案第 10号 令和5年度高原町水道事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第 16 議案第 12号 政治倫理の確立のための高原町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 13号 職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 14号 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 15号 高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 16号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 17号 高原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 18号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 20号 水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 高原町犯罪被害者等支援条例
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 指定管理者の指定について (高原町集会施設)
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 指定管理者の指定について (高原町農村広場施設)
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 指定管理者の指定について (高原町研修集会施設)
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 指定管理者の指定について (高原町多目的活性化広場施設)
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 指定管理者の指定について (高原町簡易給水施設)
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について (高原町営農飲雑用水施設)
- 日程第 3 2 議案第 1 9 号 高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例

【施政方針】

- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 6 年度高原町一般会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 6 年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 6 年度高原町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 6 年度高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 6 年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 6 年度高原町水道事業会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 6 年度高原町病院事業会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 令和 6 年度高原町工業用水道事業会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 令和 6 年度高原町農業集落排水事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 6 号 令和 5 年度高原町一般会計補正予算 (第 1 4 号)
- 日程第 2 議案第 1 1 号 令和 5 年度高原町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 報告第 1 号 令和 6 年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業計画、および収支予算書について
- 日程第 4 同意第 1 号 教育委員会の教育長の任命について
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分について (専決第 1 号)  
令和 5 年度高原町一般会計補正予算 (第 1 3 号)
- 日程第 7 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 2 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 4 号 高原町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例

- 日程第11 議案第 5号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第12 議案第 7号 令和5年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 8号 令和5年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第 9号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第10号 令和5年度高原町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第12号 政治倫理の確立のための高原町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 高原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第20号 水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第21号 高原町犯罪被害者等支援条例
- 日程第25 議案第22号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第26 議案第23号 指定管理者の指定について（高原町集会施設）
- 日程第27 議案第24号 指定管理者の指定について（高原町農村広場施設）
- 日程第28 議案第25号 指定管理者の指定について（高原町研修集会施設）
- 日程第29 議案第26号 指定管理者の指定について（高原町多目的活性化広場施設）
- 日程第30 議案第27号 指定管理者の指定について（高原町簡易給水施設）
- 日程第31 議案第28号 指定管理者の指定について（高原町営農飲雑用水施設）
- 日程第32 議案第19号 高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

**【施政方針】**

- 日程第33 議案第29号 令和6年度高原町一般会計予算
- 日程第34 議案第30号 令和6年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 令和6年度高原町水道事業会計予算
- 日程第39 議案第35号 令和6年度高原町病院事業会計予算
- 日程第40 議案第36号 令和6年度高原町工業用水道事業会計予算

日程第4 1 議案第3 7号 令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算

---

出席議員（10名）

1番 西嶋 陽代君	2番 岩元 礼子君
3番 福澤 卓志君	4番 温水 宜昭君
5番 末永 充君	6番 外村 仁君
7番 郡山 貞利君	8番 山下 香織君
9番 陣 圭介君	10番 前原 淳一君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君	書記（事務局次長） 外村美保子君
	書記（副主幹） 古川 裕子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長	内村 秀次君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府 和也君	高原病院事務長	久徳 信二君

---

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 議案第6号 令和5年度高原町一般会計補正予算（第14号）

◎ 日程第2 議案第11号 令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（前原淳一君）

日程第1、議案第6号、令和5年度高原町一般会計補正予算（第14号）及び日程第2、議案第11号、令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）の議案2件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

これから、議題となりました各案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第6号について許します。

質疑はありませんか。

○3番（福澤卓志君）

私から1点、61ページ、公共土木施設災害復旧費（現年災害）についての増額補正について伺います。

この対象箇所及び、今復旧を行われている箇所に対しての増額補正であれば、どういった経緯で増額に至ったのか。また、その箇所の見通し、復旧状況等、併せて伺いたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

今回の工事請負費の補正でございますが、12月に査定を受けました柳野今房線、現場を見ていただいた2か所、通行止めになっているところ2か所、そして祓川旭台線、EPSの現場、そして中入木6号、この4か所について12月に査定を受けております。これが暫定の査定を受けておりました、金額的には約3億3,000万を越すんですけど、これプラス、今の段階では概算の査定なものですから、ちょっと上乗せをしとかなないとまずいということで、今回3億7,000万というふうに上げております。

あと見通しでございますけれども、今詳細設計をしております。この金額がまた詳細設計をすることによってまた変わってきます。変わった後に、また工事発注を6年度内にすることになるんですが、現場的に梅雨を乗り切れるかどうかもありますから、梅雨明け以降の工事となる見込みです。7年の3月までをめでに一応考えているところでございます。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

4点ほどお願いします。

補正予算書の26、27ページですが、地域交通機関運行維持対策で、乗合タクシーと地域間幹線バスの金額が増額になっていきますけども、その増額の経緯を教えてください。

それから28、29ページですが、これは減額についてお伺いしたいんですけども、高原町地域活性化起業人設置事業なんですけども、減額が623万7,000円と大きいんですけども、その経緯を教えてください。

それから3点目、これも減額なんですけども、50ページ、51ページ、道路補修事業で、当初予算でついていたものだと思うんですが、国の予算がつかなかったのかと推測しますが、4,898万円減額になっていますけども、その路線を教えてください。

それから最後4点目、基金費、60ページ、61ページからその次のページにまたいでなんですけども、各基金の積立て後の残高、見込みですけども、それを教えてください。

以上です。

○総合政策課長（横田秀二君）

御質問の乗合タクシーと地域間幹線バスの補正の件ですけれども、乗合タクシーにつきましては、昨年タクシーの値上げがあったものですから、それによる不足分が出るものですから、その分を補正をお願いしております。

あと地域間幹線バスですけれども、こちらについてはコロナで国の特例的な補填があったんですけども、それが今年度になって、今年度は補填をしませんということに決まったものですから、それで不足が出るということで補正をいたしております。

以上です。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

28ページ、29ページにございます高原町地域活性化起業人設置事業、減額でございますけども、本年度、今いらっしゃる吉田推進官以外にもう一名、予定していたわけでございますけど、募集等して、問合せ等が3件等ございましたけども、設置までに至らなかったということで、今回減額ということになっております。

以上でございます。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

補助事業である社会資本整備総合交付金事業の路線でございます。5年度に終わる予定だった花堂佐土線、佐土工区、これがついておりません。そして、湯の平宇都前線、これにつきましても若干減額しております。そして、上町並木線、ちょうど希望の店、この分、終わる予定で要求をしたんですけど、国からの予算がつかなかったものですから、途中、中途となっているところでございます。

以上です。

○総務課長（末永恵治君）

基金費の残高についてお答えいたします。

61ページの減災基金の5年度末、6年3月末時点での残高は1,573万7,000円になる見込みです。

62、63ページの「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金積立金は200万円、高原町公共施設等整備基金は5億421万8,000円になる見込みであります。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

次に、議案第11号について許します。

質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

補正予算書の第1ページの第4条と第6条ですけど、企業債の削除についての説明と、あと重要な資産の取得の削除について説明をお願いします。

○高原病院事務長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

第4条の企業債、第6条定めの企業債削除でございますけども、企業債につきましては、今回5年度におきまして有形固定資産購入費といたしまして、自動分析装置と医事システムの改修の構築を予定しておりました。

しかしながら、今回御存じのとおり、病院運営方針の動向によりまして、その構築期間等の期間が短くなったということと、あと今後の病院運営を鑑みまして、まず、自動分析装置につきましては構築を断念いたしまして、更新を断念いたしまして、経費節減の観点から部品の交換で対応と、今後していくということにいたしまして、医事システムについては、今回6年度分にその構築を予算化するというところで、今回補正のほうは削減と、落としたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

これをもって総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号及び議案第11号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号及び議案第11号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

---

◎ 日程第3 報告第1号 令和6年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業計画、および収支予算書について

○議長（前原淳一君）

日程第3、報告第1号、令和6年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業計画、および収支予算書についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

まず、報告1号、令和6年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社の第4期事業計画及び収支予算につきまして説明をさせていただきます。

奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社につきましては、令和6年2月7日に開催されました令和6年第1回取締役会におきまして、令和6年度、第4期の事業計画及び収支予算が決定いたしましたので、地方自治法第234条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

それでは、第4期事業計画の3ページを、まず御覧いただきたいと思います。前段につきましては、令和5年度におきます事業実施状況を記載いたしております。これは参考としてお目通しをいただきたいと思います。今の資料につきましても、後半のページにございますので、これも併せて御覧いただきたいと思います。説明につきましては、割愛させていただきます。

同じく3ページの1、2の2、後段になりますけれども、御覧いただきたいと思います。令和6年度の事業計画の方針でございます。これまで同様、継続しておりますふるさと納税の推進強化に力を入れつつ、タウンブランディング視点での地域活性化を図ってまいることといたしております。

日本航空やNEXCO西日本との連携を生かした事業展開や、地域課題である空き家問題等に着手していくことといたしております。

地域商社の主たるミッションは、高原町内部からの活性化はもちろんでございますが、外貨を稼ぐこと、情報発信を行い、日本全国、多くの人に高原町を知ってもらうこと、その結果として人口減少に歯止めがかからない中、関係人口、交流人口として、多くの方に高原町を支援していただくことといたしております。

関係人口、交流人口の獲得は、人口減少が続いている高原町にとって、現住人口の減少に一定程度の歯止めをかけ、高原町に居住はしていないものの、個人でのふるさと納税や企業版ふるさと納税、新たな町内外への商流を生む高原町として重要な課題であると認識をしており、今後の地域商社の取組に期待をいたしているところでございます。

本議会におきましては、令和6年度における地域商社の事業計画を御報告させていただきますが、5ページ、6ページに参考といたしまして、令和5年度第3期決算の見込みを掲載いたしております。

まず、5ページを御覧いただきたいと思います。

これは見込損益計算書でございます。

令和5年度、第3期におきましては、地域商社の自主事業等において収益化した事業費の収支、いわゆる粗利につきましては、営業利益の欄にございますように、102万6,799円となることを見込んでおります。

この粗利にふるさと納税に係る事業費における決算額を算入し、法人税等の処理を行いますと、第3期における純利益が1,203万1,104円の見込みとなることを、この損益計算書で表しております。

それでは6ページでございます。

これは見込貸借対照表を掲載いたしております。負債の部及び純資産の部合計につきましては、3,799万849円となる見込みでございます。

次に、7ページをお開きください。

令和6年度第4期の予定損益計算書となっております。

第2期の決算におきましても御説明いたしましたように、ふるさと納税に係る業務及び補助金等につきましては、ふるさと納税に係る行政運用制度の代行というようなことで地域商社が担っておりますことから、地域商社の売上げとしては計上されておられません。そのため、営業外費用として、ふるさと納税事業に係る経費の全てをまとめているところであります。

第4期の予定といたしましては、各種受託事業や自主事業での売上高を7,389万2,720円と予定をいたしております。これは、令和6年度より本格的に稼働いたします特産品の販売など、自主事業を主軸に計上されている売上げとなっております。

内訳といたしましては、6,840万1,404円が地域商社活動・開発推進事業となっております。

残りの549万1,316円につきましては、事業承継に係る委託料や自主事業として本格的に事業展開の始まる動くサービスエリア、ニジマスの干し物などに係る売上げを予定いたしております。

これに対しまして、地域商社が自主事業等を展開するに当たり仕入れを行うなど、事業展開に要する経費として必要となる経費が商品仕入高として231万となっております。

このことから、いわゆる粗利としましては、営業利益の欄にありますとおり、1,118万9,249円を予定をいたしております。

地域商社の運営に係る光熱水費や人件費、福利厚生に係る費用、事務費、弁護士、税理士等への委託料等を、販売費及び一般管理費として6,039万3,471円が捻出される予定としておりますので、粗利となる7,158万2,720円から販売費となる6,039万3,471円を差し引きますと、先ほど申し上げました1,118万9,249円が営業利益となる予定といたしております。

ふるさと納税に係る収入、経費につきましては、先述のとおり、ふるさと納税に係る行政運用制度の代行でありますことから、補助金による収入を営業外収益の雑収入に計上いたしております、2億5,635万200円としております。

また、ふるさと納税に係る返礼品代金や返礼品の送料、その他事務的経費等を営業外費用のふるさと納税事業費に2億6,000万円計上しております。

これは、本町のふるさと納税特産品贈呈事業にて計上しております当初予算額の5億2,000万円のうち、補助金に該当する2億6,000万円が計上されております。

次に、8ページを御覧ください。

予定貸借対照表でございます。令和7年3月31日時点の予想数値を計上いたしているものでございます。6ページの見込貸借対照表から7ページの予定損益計算書の内容を反映させた結果、令和7年3月31日時点の純資産といたしまして、1,771万2,214円となることを予想いたしております。

9ページ以降につきましては、事業計画などの具体的概要として、事業ごとの内容を掲載いたしております。

事業計画の事業内容につきましては、事前に配布をいたしておりますので、お目通しをいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上、奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社の事業計画及び決算予定につきまして御報告いたします。

以上であります。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

ふるさと納税の寄附金のうち、12%を地域商社に入れるという形になっているかと思うんですけども、あとそれと別にいろんな事業を行うに当たって、いろんな補助金なんかも支出しているかと思うんですけども、完全に今の状態見ると、町の100%出資の外郭団体になってしまっているわけですけども、そういった100%出資の中で、営業利益というよりも、むしろ完全に利益をそのまま入ってくる。寄附金というのは基本的に町に対しての寄附金なわけですけど、本来だったら返礼品なしだって100%入ってくる金額なわけで、言ってみれば、完全な町に対する収入なわけですけども、それをみすみす、この一つの外郭団体にだけ融通しているような捉え方が私にはされてしまうわけで、当然、それを利益というよりも、むしろ町の収入を切り分けて、そこに横流ししているような捉え方になるわけなんですけど、要するにそこから利益を上げて、法人税とか事業税とかいろいろ払っていただくという考え方が、どうも私には解せないわけで、例えば利益が出たなら、補助金交付団体と同じような感じで、町に1回戻していただいて、必要な事業があれば、そのたびに補助金で支出していくというような形を取れば、無駄な法人税とか事業税とか、いろいろ支出することにはならないのかなというふうに感じるわけですけども、商社自体の収入に対する見直しの必要性についてお伺いしたいなと思いますけど。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

地域商社への今御質問がございましたけども、いわゆるふるさと納税関連でいきますと、その寄附額の12%を地域商社のほうに、ふるさと納税の委託しておりますので、率については、これまで議会でも説明をさせていただいたところがございますが、その中で説明の中で、今地域商社設立から今年経とうとしておりますけども、今自主事業等も令和6年度から具体的に実施をしていくと。いわゆる自主財源を確保していくというような、ただいま私が説明をしました、そういった方向でございます。

ですので、この12%という率については、そういった今後の地域商社の活動状況等を見ながら、これまで説明いたしましたように、その時点で検討をしていくということは申し上げたとおりでございます。

あと様々な事業実施を令和6年度、今配布をしております事業計画等にもございますけども、商社では国、県のそういった補助金等も独自に申請をされるなどしながら、自主事業の財源に充て、そして商社としての財源確保を今取り組んでいるということでございますので、今、令和6年度、先ほど具体的な自主事業が恐らく見えてまいると思いますので、そこら辺は私としても期待をしているような状況でございます。

○9番（陣圭介君）

町に、担当課にお伺いしたいんですけど、ほかのふるさと納税の事業を別の会社に委託している、例えば都城市なんかもそうなんですけども、そういったところに委託料で入っている、寄附金に対する割合とかが調べて調べたことありますか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

この12%の出資の、12%の率を決めるときに、他自治体でありますふるさと納税業務を外部団体で実施しているところのパーセンテージを調べております。例えば、福岡市から九州管内の、近くは新富町、串間市等について調べておまして、その中でもおおむね10%から20%のほうが出されているということで、まず妥当性を判断したということ。

その後、宮崎県内の県庁など、そういうところにあります大卒の方の給与、そういうところも勘案して、その当時最高に稼いだといいますか、寄附頂いた3億程度、それを基に不足分を判断したときに、これは大体11.8%程度だったということで、この10%から20%ということ、宮崎のそういう給与等からはじいたときの人件費、そういうものを勘案したときに12%ということで決定したということになっております。

今のところ、事業当初開始はどうしても収入源がないということが1点、そしてスタートアップ運転資金的な観点で考えておまして、寄附増額を目標にして、ある程度商社のモチベーションを醸成して、これはあくまでもふるさと納税制度は恒久的なものではないということも認識しております。あくまでも現行制度がある期間で、ある程度の期間を最初スタートアップで補助すると。それ以降に関しましては、今、陣議員からありましたとおり、これを今回の報告にありますとおり、貸借対照表とかの成績を見ながら、随時パーセンテージの見直しをしていくという方向で決めておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○6番（外村仁君）

これも中身というよりは、先ほどの説明で、特産品とかの開発をしているという話だったんですけど、これ観光協会とかとこういう連携してとかいう話はなかったんですか。

○町長（高妻経信君）

この特産品の開発でありますけども、地域商社が独自につながりを持っております業者等と設置当初から取り組んできたものが、今、形になってきたというような経緯はございます。

そういった中で、いよいよ販売に入るわけですが、これにつきましては、これまでももちろん観光協会等の御意見等も伺いながら進めてきましたけども、販売に入りますので、これから。そうなりますと、現在、観光協会のほうでも返礼品として、ふるさと納税の返礼品も出品をいただいておりますので、販売になりますと、観光協会の力も借りながら販売に、観光協会も仕入れていただいておりますので、販売をさせていただくとか、あるいはふるさと納税でまた観光協会等の連携を取りながら進めていくということで、この販売については連携を取ってまいりたいと考えております。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これをもって報告第1号を終わります。

○

#### ◎ 日程第4 同意第1号 教育委員会の教育長の任命について

○議長（前原淳一君）

日程第4、同意第1号、教育委員会の教育長の任命についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長の退出を求めます。

〔教育長（西田次良君） 退場〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

同意第1号、教育委員会の教育長の任命について御説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

同意第1号は、高原町教育委員会の教育長に西田次良氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

西田氏は、人格高潔、温厚誠実にして品行方正、極めて強い責任感を信条とされ、教育に対する信念は高く、高原町の教育行政発展のために引き続き御尽力いただけるものと期待をいたしております。現在、西田次良教育長は、学校教育においては、学校と家庭、地域のつながりを保ちながら、児童生徒の個性や創造を伸ばす教育に取り組んでおり、また、ICT教育の充実など、学校学習環境の取組にも積極的に進めているところでございます。

また、児童生徒数が減少する中で、子供たちがより充実した環境で学ぶことができるよう、令和8年度の小中学校の統合に向けて、意欲を持って取り組んでいるところでございます。

なお、任期は、本年4月1日から令和9年3月31日までの3年間といたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○3番（福澤卓志君）

賛成の立場から討論いたします。

初めに、現職に就任される前には、長年にわたり教師生活を送られ、学校長としての御経験と幅広い人脈をお持ちであることから、教育に関する広い見識をお持ちであります。

また、教育長に就任されてからは、本町義務教育に関する課題や問題に向き合われながら、学校統合に対し、準備段階からその任に当たられてこられました。

何より賞与25%減じられながらも、その任を全うされる姿や各種行事やイベントなどにも御出席されるなど、高原町のために御尽力いただいております。

現在、学校統合に向けて、高原小学校改築や各種委員会、協議会の指揮を担われ、令和8年までの統合に向けての任期を全うされてから、今後の身のふりに関しては、御検討いただいてもよろしいかとは思いますが、それまでは教育長として最後まで御尽力いただきたいという考えから賛成をいたします。

各議員におかれましては、現在の流れを断ち切ることなく、継続して高原町の教育振興に寄与いただくためにも賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（前原淳一君）

反対の討論はありますか。

これで討論を終わります。

これから同意第1号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、同意第1号は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

教育長の入室を求めます。

午前10時35分 休憩

〔教育長（西田次良君） 入場〕

午前10時36分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで教育長に申し上げます。本件は、同意することに決定しましたので、報告をいたします。

○

◎ 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（前原淳一君）

日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本町の人権擁護委員につきましては、現在、4名の方々が、法務大臣の委嘱を受け、御活躍いただいております。

今回、そのうち大山英子氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となられますことから、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間は任期といたします人権擁護委員候補者といたしまして再任の推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

大山英子氏は、令和3年7月1日より人権擁護委員として委嘱を受けて御活躍されており、現在1期目でございます。これまで本町や西諸地域を中心に、様々な人権問題に積極的に取り組まれ、人権擁護委員として活躍いただいております。温厚、誠実かつ品行方正な人柄で、責任感が強く、高齢者や子供をはじめとした人権問題に対する意識が高く、熱意をお持ちの方でございまして、今回推薦をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから諮問第1号の採決をします。諮問第1号の候補者を適任とする意見の方は起立願ひます。

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、諮問第1号の候補者は適任とすることに決定しました。

---

◎ 日程第6 承認第1号 専決処分について（専決第1号）令和5年度高原町一般会計補正予算（第13号）

○議長（前原淳一君）

日程第6、承認第1号、専決処分について（専決第1号）令和5年度高原町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

承認第1号、専決処分について報告いたします。

議案書の4ページ、5ページをお開きください。

令和5年度高原町一般会計補正予算（第13号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年2月7日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容であります。ふるさと納税に係る経費及び低所得者世帯等への給付金給付に係る補正でございます。

別冊の令和5年度高原町一般会計補正予算書（第13号）の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,192万6,000円を追加しまして、予算総額を、歳入歳出それぞれ73億9,714万3,000円と定めたものでございます。

補正の内容につきまして説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

まず、企画費でございますが、ふるさと納税寄附額の増収が見込まれますことから、3,000万円を計上いたしております。財源としまして、寄附金を充てております。

続きまして、物価高に最も苦しんでおられる低所得者に対する国の支援事業に係る経費としまして、4,892万6,000円を計上いたしております。財源としまして、国庫支出金を充てております。

次に、電子計算管理費でございますが、高原町養護老人ホーム「峰寿園」におきまして、業務上必要な行政ネットワークシステム等の環境整備に要する経費300万円を計上いたしております。

なお、ふるさと納税につきましては、昨年12月議会におきましても増額補正をさせていただきましたが、その時点での想定を上回る寄附を頂いておりまして、関係事業者等への円滑な支払いを行う必要があります。

また、低所得者への支援事業につきましては、可能な限り早急な支援をするよう国からの指示もあり、給付額等についても、国が示す基準に沿った給付となっております。

さらに、電子計算管理費の業務につきましても、年度内のより早い段階での整備が必要となっております。

このようなことから、今回、これら3つの事業につきまして専決処分をさせていただいたところでございます。

以上、御承認方、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

補正予算書の10ページ、11ページ、電子計算管理費の委託料ですが、峰寿園の行政ネットワークシステムを構築したいという話だったんですけども、これ、指定管理のときには多分なかったんだと思うんですけども、具体的にどういった内容のものなんでしょうか。行政ネットワークシステムというものは。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

老人ホームにつきまして、御存じのとおり、令和6年度から町の直営となる施設でございます。それに伴いまして、町の職員が配置をされます。今現在、本庁舎、役場庁舎以外の出先の機関、教育委員会とか、ほほえみ館につきましては、セキュリティの高い行政ネットワーク、閉域も外とつながっていないセキュリティの高いネットワークを使って業務を行っております。

今回、同じように、峰寿園にも、そのイントラネットという組織内のネットワークのことなんですけれども、その通信網を引き込む必要があるということで整備をするものでございます。

そのうち、委託料の300万円なんですけれども、内訳としましては、通信線が必要ですので、今、既存のケーブルの一部を使わせていただく、民間の事業者さんのケーブルの一部を使わせていただくもので250万円、あと施設内の機器の整備につきましても50万円を計上いたしているところでございます。

以上です。

○9番（陣圭介君）

峰寿園、ずっと直営でやるという見通しではないと思うんですけども、そうなったときに、このネットワークシステムが、仮のものなのか、それとも常設して、ずっと使えるものにするのかという辺りを説明いただけませんか。

○総合政策課長（横田秀二君）

全てではないんですけども、民間の既存の通信線がありますので、通信線が束になっているものの一부를使わせていただくと、専用線として使わせていただきますので、お借りするような状況です。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○4番（温水宜昭君）

低所得者支援及び定額減税補足給付金事業ですけども、ちょっと内訳を、対象者とかありましたら教えていただきたいと思います。

○総合政策課長（横田秀二君）

対象者の内訳です。

まず初めに、個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付ですけども、予定としましては、338世帯を予定しております。

子供加算ですけれども、これが236名を予定をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○3番（福澤卓志君）

今の子供加算の件なんですけれども、世帯で一人当たりという考え方でよろしいですか。例えば、3名いたら3名ともという考え方が、お願いします。

○総合政策課長（横田秀二君）

住民非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算でございます。その方に対しまして、18歳以下の児童1人当たり5万円を給付する予定といたしております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

いいですか。

○3番（福澤卓志君）

はい。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、承認第1号は承認することに決定しました。

---

◎ 日程第7 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第7、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書では、6ページからをお開きください。

職員の給与は、国並びに他の地方公共団体の職員等の事情を考慮すべきものであるという給与改定の原則がございます。このたびの人事院勧告並びに国家公務員の給与改定等に鑑み、所要の改定を行うものでございます。

今回の改正内容は、一般職の給与、期末手当及び勤勉手当の改定を行うもので、公布の日から施行することとし、12月期の基準日、12月1日より前から適用することといたしております。

なお、期末手当及び勤勉手当につきましては、改めて支給割合の改定を行い、令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

議案書の14ページ、附則の第2条なんですけども。第2項か。ここに。第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例は、令和5年の4月1日から適用するとあるのですけれども、そうすると、4月1日に遡って、今まで上がってこなかった分というのを遡及して総額を支給するのか否かという辺りを説明お願いします。

それと、もし分かればいいので、職員全体での影響額の合計を教えてください。

○総務課長（末永恵治君）

言われるとおり4月1日に遡及して支給するものでありまして、影響額ですけど、一般会計、病院会計、水道会計全てで1,550万円ほどとなっております。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第8 議案第2号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第8、議案第2号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第2号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の16ページをお開きください。

先ほど、一般職の職員の給与条例の一部改正について御説明申し上げましたところでございますが、常勤の特別職、町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則に従い、職員の支給の例及び特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、6月期と12月期の支給割合を、0.05月ずつ、合わせて0.10月引き上げるものでございます。なお、今回の改正は、公布の日から施行することとし、12月期の基準日、12月1日から適用することといたしております。

なお、期末手当につきましては、改めて支給割合の改定を行い、令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上、御審議等よろしくお願いたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

過去にも何度も質疑してきたと思うんですけど、町長は、あくまでもこの人事院勧告を尊重するという考え方でいらっしゃるというのも理解しているんですけども、特別職の期末手当について、常勤の方と非常勤の方で取扱いが当然違うのというのも理解しているんですけども、ただ、その常勤の特別職の方というのは、例えば、町長であれば、選挙で選ばれて任期のある方、それから副町長とか教育長についても、議会の同意を得て、その職に就いているわけなんですけれども、そうすると、その任期の期間中に、自らこういった議案を上げて、その期末手当を上げることの妥当性というものについては、若干、疑問を感じるわけですよ。

例えば、人事院勧告を尊重するのであれば、町長であれば、任期の終わった後、その次の任期の方に、だから、施行日を変えるであるとか、その次の任期満了とともに、人勸に沿った期末手当の額が適用されるとか、そういった考え方もあると思うんですけども。

要するに、自らその任期がある人間が、自分の期末手当を任期中に上げるとか、まあ下げるであればいいんですけど、上げるという考え方、どうもなじまない、一般、世間の考え方からしてなじまないような気がするんですけど、その辺りについてお考えをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

陣議員からは、同様の御質問を、これまでもお受けしてまいりました。その都度、私が申し上げてまいりましたのは、この特別職につきましては、町長等の給与の特例に関する条例、この中で、それぞれ今、減額をいたしております。いわゆるこれが、この手当等の、いわゆる基準額といいますか、そういうものを、今一応削減をいたしております。

ですので、今回のこの条例改正につきましては、もちろん、この今、特別職のいわゆる給与の減額は別にして、いわゆる、まずは人勧というのもあります。それと、これは一般職も同様でありますけれども、給与表を今回改定するわけですが、仮に、今回、特別職もこのような条例改正をしなかった場合に、今、陣議員もおっしゃいましたように、特別職が変わった場合に、そこでまた、その差が当然出てくるわけですね。そこでまた引き上げるか、あるいは、上がったときに、2段階、まあ下がった場合も同様ですが、その時点で適用をするということではなくて、私としては、もうその都度その都度、適用を、条例改正をしていきたいと考えております。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。議案第2号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第9 議案第3号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第9、議案第3号、議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第3号、議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書の18ページをお開きください。

このたびの人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものでございます。

議員の皆様様の期末手当につきましても、地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則に従い、支給割合の改定を行うものでございまして、6月期と12月期の支給割合を0.05月ずつ、合わせて0.10月引き上げるものでございます。

なお、今回の改正は、公布の日から施行することとし、12月期の基準日、12月1日から適用することといたしております。

なお、期末手当につきましては、改めて支給割合の改定を行い、令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○9番（陣圭介君）

昨年4月に議会の議員の皆さん、改選になって、一般の方々に対して、その当時決められた報酬なり期末手当で4年間仕事をしていくということを、私は約束して、この職に就いているものだと思います。

この議案については、一般の議員の方で年額2万2,220円増額することになるわけですが、それを自らの議決権をもって、お手盛りのような状態で増額する考えには、私は同意いたしかねますので、反対いたします。

以上です。

○議長（前原淳一君）

賛成の方の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。議案第3号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第10 議案第4号 高原町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例

○議長（前原淳一君）

日程第10、議案第4号、高原町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例を議題とします。  
当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第4号、高原町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例について御説明いたします。  
議案書の20ページをお開きください。

今回、公益社団法人宮崎県農業振興公社が実施する畜産担い手育成総合整備事業において、取組農家から分担金を徴収する必要が生じたので、条例を制定するものであります。

当事業は、草地や飼料畑等の造成・整備により、飼料自給率の向上を目指し、あわせて牛舎・堆肥舎等を一体的に整備することができ、畜産経営の規模拡大と生産コストの低減により、担い手の育成を図ることを目的としております。

今回の事業は、西諸第2地区高原町3団地として、旭台地区の和牛繁殖農家が草地造成と牛舎建設に取り組むものでございます。

これまで、宮崎県農業振興公社は、取組農家からの負担金を不課税収入として徴収しておりましたが、今回、税務署から農家負担金分の消費税について、納税への必要があるとの指摘がございました。そこで、町が取組農家から分担金を徴収し、宮崎県農業振興公社に支払うのであれば、これまでどおり不課税収入として取り扱えるとの見解が示されたため、当条例を制定するのであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

対象となる団地の草地と言っているのかな、あと畜舎かな、の規模について教えていただきたいと思います。

それから、この条例を制定することによる、費用の差というのは、要するにトータルの費用差というのは、消費税分だけになるのか、その辺りの説明をお願いします。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

対象となる農家につきましては、旭台地区の1戸の農家となっております。その1戸の農家の整備する草地、そして、今回建設する牛舎についてを団地という言い方で、第3団地としております。当事業については、西諸地域全体を、小林・えびのも同様の事業を行っておりまして、その中の高原町の第3団地という呼び方をしております。

また、牛舎の規模につきましては、元々、豚舎を改築して牛舎で使っていたところなんですけれども、そこを一旦取り壊して、そこに新たに牛舎を建設するというので、100頭規模の牛舎にな

るのですけれども、全体棟数としては、今のところこういう厳しい情勢ですので、現状維持の棟数で進めていきたいというようなことは話をされておりました。

あと、飼料自給率の向上が、農地のほうの整備によりまして、トウモロコシ、イタリアンですね、そういったものを今後増産して、購入素飼料を減らして、経費の低減を図っていきたいというふうに考えているということでした。

また、増額部分については、農家が負担する部分に対する消費税ということですので、1割増えてしまうというようなことになります。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

## ◎ 日程第11 議案第5号 分担金を徴収すべき事業について

○議長（前原淳一君）

日程第11、議案第5号、分担金を徴収すべき事業についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第5号、分担金を徴収すべき事業について、御説明いたします。

議案書の22ページをお開きください。

高原町畜産担い手育成総合整備事業分担金条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、分担金を徴収します事業、件名につきましては、畜産担い手育成総合整備事業西諸第2地区高原町3団地でございます。関係あるものの範囲につきましては、当該事業により利益を受けるものであります。

受益の限度といたしましては、総事業費から国県支出金を控除した額でございます。

当事業は、公益社団法人宮崎県農業振興公社が事業主体となり、町内の和牛繁殖農家が取り組む草地造成及び牛舎建設に係るものであり、農家負担分を町が徴収し、宮崎県農業振興公社に支払うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

## ◎ 日程第12 議案第7号 令和5年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（前原淳一君）

日程第12、議案第7号、令和5年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第7号、令和5年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。別冊補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ525万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億6,462万3,000円と定めるものでございます。

今回の主な補正につきましては、一般被保険者高額療養費の給付に伴う保険給付費等交付金及び令和4年度国民健康保険特別会計の決算で生じた剰余金を繰越金に計上し、それぞれ増額するものでございます。

補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

保険給付費等交付金の普通交付金でございますが、500万円増額するものでございます。  
次に、繰入金でございますが、基金繰入金を1,048万9,000円減額するものでございます。  
次に、繰越金でございますが、令和4年度高原町国民健康保険特別会計にて決算した剰余金分1,073万4,000円を増額するものでございます。  
続きまして、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。  
歳出について説明いたします。

一般被保険者高額療養費でございますが、令和5年12月の高額療養費の現物給付分が、令和4年12月の支出と比較したところ、大きく上回ったことから、不足が見込まれる500万円を増額するものでございます。

財源につきましては、保険給付費等交付金の普通交付金を充当するものでございます。  
次に、特定健康診査等事業費の委託料でございますが、本年度より未受診者対策事業費に取り組んでいる宮崎県内の自治体の委託料を宮崎県が負担することとなったものでございます。  
また、特定健診に係る個別健診の支出見込額等と合わせて500万円減額するものでございます。  
次に、補正予算書の12ページ、13ページを開きください。

繰出金の直営診療施設勘定繰出金でございますが、500万円を増額し、国民健康保険高原病院へ運営費として繰り出すものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。 [降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

歳入の8、9ページなのですが、繰越金を充当して、代わりに基金繰入金を減額することになるので、基金の残高としては増える方向になると思うんですけども、この補正後の基金の残高の見込みを教えてください。

○町民課長（内村秀次君）

詳細については、ちょっと数字を持っておりませんが、約6,000万円ほどということでお考えください。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第13 議案第8号 令和5年度高原町後期高齢者介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長（前原淳一君）

日程第13、議案第8号、令和5年度高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第8号、令和5年度高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。別冊の介護保険事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条第1項の保険事業勘定の予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1億6,343万8,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を、それぞれ13億6,315万4,000円と定めるものであります。

第2項の介護サービス事業勘定の予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を、それぞれ647万7,000円と定めるものであります。

今回の補正につきましては、令和5年度の保険給付費をはじめ、居宅サービス事業等の状況を勘案し、所要の額を補正するものであります。

最初に、保険事業勘定を御説明いたします。

補正予算書4ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

介護保険料につきましては、令和5年度の調定状況等により、4,390万1,000円の減額となるものであります。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、保険給付等の状況により、国庫補助金を除き、減額とするものであります。

5ページをお開きください。

次に、歳出予算についてであります。

まず、総務費、総務管理費でございますが、146万8,000円を減額するものであります。

次に、保険給付費であります。介護サービス等諸費をはじめ、それぞれの費用が減少する見込みであることから、1億6,197万円を減額するものであります。

続きまして、介護サービス事業勘定につきまして御説明いたします。

補正予算書の20ページ、21ページを御覧ください。

前年度の繰越金72万5,000円を歳入として計上し、同額の72万5,000円を歳出の繰出金に計上いたしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（温水宜昭君）

歳出の5ページですけども、保険給付費が、大分、減額になっておりますけれども、要因というか、それが分かったら教えてください。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

まず、居宅介護サービス給付費については、訪問介護、通所介護が、第8期の計画よりも高くならなかったということと、あと地域密着型サービス介護給付費については、小規模多機能型居宅介護費の減少、あと施設介護サービス給付費については、施設利用者が減少したことによるものでございます。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

予算的にあまり高く見とったちゅうことじゃないんですよね。

○福祉課長（馬場倫代君）

予算につきましては、第8期の計画に基づいて計上しておりまして、結果的には介護予防等の効果が現れて給付費が下がったものと考えております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第14 議案第9号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（前原淳一君）

日程第14、議案第9号、令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第9号、令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,811万5,000円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ3億1,548万4,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、令和5年度宮崎県後期高齢者医療広域連合の補正予算に係る市町村共通経費等の変更に伴うもの及び消費税の取扱いに係る補正でございます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

まず初めに、歳出について説明いたします。

高齢者医療広域連合納付金でございますが、令和5年度宮崎県後期高齢者医療広域連合の補正予算に係る市町村共通経費負担金等の変更に伴い、共通経費負担金他4負担金について、合計で1,811万5,000円を減額するものでございます。

歳入について説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金の補正は、大きく2つでございます。

まず1つ目は、歳出で説明しました広域連合の補正に伴うもので、共通経費繰入金他4繰入金の合計で、歳出と同額の1,811万5,000円を減額するものでございます。

2つ目は、厚生労働省の通知によりまして、広域連合の受託事業につきましては、特別会計で実施する場合には、消費税の課税事業者になる場合があるが、一般会計で実施した場合には、免税事業者になるとの見解が示されました。

なお、厚生労働省の通知の詳細につきましては、担当課長をもって説明いたさせます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

[降壇]

○町民課長（内村秀次君）

議案第9号、令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

厚生労働省の通知でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する高齢者保健事業の委託に係る消費税の取扱いについてでございます。

内容の概要は、1つ目といたしまして、後期高齢者医療広域連合が市町村に当該事業を委託する場合、その委託料を対価として市町村が当該広域連合に対して行う役務提供は、消費税の課税対象となる。

2つ目といたしまして、市町村が後期高齢者医療広域連合に対して行う役務提供を一般会計に係る事業として行っている場合には、消費税法第45条の規定は適用されないことから、当該委託収入に係る消費税の申告を要しないこととなる。

また、市町村が当該役務提供を特別会計に係る業務として行い、当該特別会計が消費税の課税事業者に該当する場合には、当該委託事業に係る消費税の申告を要することとなるというものでございます。

これを受けまして、令和6年度当初予算は、歳入歳出ともに一般会計に計上しましたので免税となります。しかし、令和5年度については、通知が年度途中に示されたことから、歳出の執行は、後期高齢者特別会計で行われております。そのため歳出の更正は行わず、年度末に交付される歳入について、後期高齢者特別会計と一般会計の間で更正を行うものでございます。

この手法につきましては、国税庁の判断を待っている状況でございます。今回の補正をすることにより、国税庁の判断によっては、免税事業者となる可能性があるため、後期高齢者特別会計と一般会計の補正を行うものでございます。

なお、この事業につきましては、9ページにありますとおり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で、事業費は1,202万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

市町村でやっている業務は、特別会計であろうが一般会計であろうが同じだと思うんですけど、どうしてそういう課税とか免税とかいう差異が生まれたのか、その背景の部分を教えていただけませんか。

○町民課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

まず、一般会計の取扱いでございますけれども、一般会計については、課税売上げと課税仕入れが等しいとみなされる。そのために免税というのが、もう規定されております。そこは、しっかりしたものがあろうんですけども、特別会計は、この規定がないということでございます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。議案第9号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○

### ◎ 日程第15 議案第10号 令和5年度高原町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（前原淳一君）

日程第15、議案第10号、令和5年度高原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第10号、令和5年度高原町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正の内容であります。新たに債務負担行為を定めるものでございます。

令和6年度国道221号配水管布設替工事でございますが、令和6年度中に実施する予定としておりましたが、県の歩道整備事業の工事進捗の状況により、令和6年4月中には、配水管布設工事を完了させる必要があることとなったため債務負担行為を定めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

入札などの予定とか、その辺りの計画を教えてくださいませんか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

一応、3月の末には入札をして、準備をしても4月中に工事を進めていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。議案第10号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第16 議案第12号 政治倫理の確立のための高原町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第16、議案第12号、政治倫理の確立のための高原町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第12号、政治倫理の確立のための高原町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の23ページをお開きください。

町長の資産等報告書等におきまして、閲覧者の制限を廃止することにより、町民に限らず何人にも資産等を公開し、さらなる政治倫理の確立に努めることとするため改正を行うものでございます。

また併せて、郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正に伴う文言等の所要の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日といたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

条例と直接関係ないかもしれないですけど、年に1回、知事とか県議会議員の方とか国会議員の方の資産公開がマスコミでされるんですけども、高原町の町長は一度も、最近見たことがないので、どういう考え方なんですかね。

○町長（高妻経信君）

私の資産等の公開ですね、一応、閲覧はできるような形で公表しておりますけども、今の御質問ございました、いわゆる報道関係への情報が出していなかったということがありまして、私のほうとしては、今後やはり、もう広く公開してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。議案第12号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○

### ◎ 日程第17 議案第13号 職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第17、議案第13号、職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第13号、職員定数条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の25ページをお開きください。

今回の改正は、令和6年4月1日からの病院事業の経営改革と峰寿園の管理運営体制の変更に合わせて、職員定数の改正を行うものであります。

御案内のとおり、高原病院の病床数は56床であります。16床を休床とし、40床で運営することといたしております。

また、峰寿園につきましては、指定管理者による管理運営から直営に変更することといたしております。

具体的に申し上げますと、町長部局の職員数を100人から110人に、病院事業の職員数を60人から50人とし、さらに、峰寿園の職員数として町長部局の職員数を25人増やすことといたしております。

このようなことから、町長部局の職員を100人から135人に、病院事業の職員数を60人から50人に、それぞれ改めることとしており、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、高原病院の入院状況に応じて臨機に対応できるよう、町長部局の定数との間で調整を行うほか、峰寿園にあっては、入所者の処遇に最大限の配慮が必要となることから、施行日前においても職員を配置し、指定管理者からの引継ぎができるよう、それぞれ特例措置を設けております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

病院事業の定数なんですけれども、60人から50人に減らすということなんですけれども、実際の人数を、多分それに満たない人数かと思うんですけど、実際の人数を教えてくださいませんか。

○高原病院事務長（久徳信二君）

令和5年の4月1日スタート時は46人でございまして、それが令和6年4月1日になりますと、37人になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。議案第13号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○

## ◎ 日程第18 議案第14号 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第18、議案第14号、職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第14号、職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の27ページをお開きください。

今回の改正は、職員の給与適正化を図る目的で、特殊勤務手当の一部廃止を行うものでございます。廃止する特殊勤務手当は、保健師事務、理学療法士事務、国民健康保険高原病院看護事務に係る手当でございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

ほほえみ館にも保健師の方、いらっしゃると思うんですけど、保健師として採用されているんだと思うんですけど、この廃止の経緯と伺いますか、保健師として採用されているながら手当が減るということは、ちょっと分からないんですけど説明してください。

○総務課長（末永恵治君）

国県のほうから、指導ではないですけれども、技術的助言ということで、給与の適正にそぐわない手当は廃止するように求められているというか、技術的助言を受けております。保健師事務手当もそうなんですけど、ほかの手当につきましても、県内の状況を調べましたところ、保健師事務手当については、本町のみ支給しているという状況がございましたので、今回廃止するものでございます。以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。議案第14号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第19 議案第15号 高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第19、議案第15号、高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第15号、高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書30ページをお開きください。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能とされたことから所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、令和6年4月1日からとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（福澤卓志君）

お尋ねしますが、会計年度任用職員に時間外労働を強いるというか、お願いするような機会、また、そういったことが長時間あるようなことがあるかを伺いたしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

基本的には、繁忙期にはお願いする場合がありますけども、基本的には、時間外勤務は遠慮というか、命じていないところであります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

要綱を見ているんですけど、4番のその他の条例の一部改正について、ちょっと私が正確に捉えられないので説明いただけませんか。この職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、お願いします。

○総務課長（末永恵治君）

現在、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象が、今まで除外されていたんですけども、その分も支給できるようになるということです。

ですから、基準日時点では勤務している、育児、勤務していたけどとか、基準日のたしか、基準日です、その後、その後とか休まれる、「正確に」と呼ぶ者あり）正確に、（発言する者あり）現在、

育児休業をしている職員に支給対象からの会計年度職員は対象外となっていたのを対象とするものであります。(発言する者あり)

○議長(前原淳一君)

暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

○議長(前原淳一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食のため1時10分まで休憩をいたします。

午前11時47分 休憩

午後1時10分 再開

○議長(前原淳一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長(末永恵治君)

議事進行を止めてしまい、大変申し訳ございませんでした。

御質問の、附則の2の職員の育児休業に関する条例の改正ですけど、7条の2項については、育児休業している職員の期末手当の支給の条項でありまして、2項については、職員が育児休業をしているときに、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給するという項目で、これが会計年度任用職員は除くとありますので、これを削除。

8条につきましては、職員が職務復帰した場合の号給の調整の規定がございまして、会計年度任用職員は会計年度任用なので、そもそも職務に復帰した号給の調整というのがございませぬので、そういうところで、7条で地方公務員法の規定のところは削られますので、8条には地方公務員法の昭和25年法律第261号の括弧書きが加わるということであります。

○議長(前原淳一君)

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前原淳一君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前原淳一君)

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。議案第15号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第20 議案第16号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第20、議案第16号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第16号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書33ページをお開きください。

今回の改正は、監査委員のうち、識見を有する者及び学校薬剤師の報酬について改正するものであります。

御案内のとおり、監査委員は、普通地方公共団体の財務や事業について監査を行う執行機関であり、その業務は複雑、困難なものであることから、県内自治体の例を参考に、報酬額の引上げをお願いするものであります。

また、学校薬剤師は、町内小・中学校の環境検査や薬品管理を行う有資格者であり、その業務についても複雑、困難なものであることから、西諸管内の自治体の例を参考に、報酬額の引上げをお願いするものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。議案第16号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第21 議案第17号 高原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第21、議案第17号、高原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第17号、高原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の34ページをお開きください。

今回の改正は、公営住宅使用料の債権の性質について考え方を、公債権から私債権に位置づけ変更することに伴い、督促手数料について所要の改正を行うものでございます。

経緯といたしまして、過去の判例等により公営住宅の使用関係については、原則として一般法である民法及び貸家法の適用があるとの判断が出されており、近時では私法上の債権とする見解が多数となっているところであります。（※後刻訂正発言あり）

また、私債権として位置づけることにより、地方自治法231条の3は適用されず、地方自治法施行令171条に基づく督促となります。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日からするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの私の説明の中で、原則として一般法である民法及び貸家と言いましたが、借家法の適用があるというふうに訂正をいたします。

以上であります。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

町営住宅の家賃なんですけど、民法の改正に関わらず私債権であることは、もう従前どおりだったと思うんですけど、そうすると、この改正前の状態で、要するに改正前の今回削除されている条文というのは、公債権に基づく延滞金の徴収に関する条文だったんですけど、そうすると、もともと私債権だったものに対して、公債権に基づく延滞金を徴収していたということに対する適法性をお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

私債権か公債権かということで結構議論がありまして、今は割と私債権のほうに移行している状態でございます。

それで、当時までは公債権としての位置づけをしていたため、督促手数料は取っていたと。

ただ、今結構、今回高原町の場合もですね、水道料金に関しましても私債権で手数料を取っていないと。公営住宅についても今回整理することによって、督促手数料を取らないというふうにするのでございます。

以上です。

○9番（陣圭介君）

そうすると仮に判例なんかを基にして、これ時効もありますけど、例えば延滞金を取られていた方が判例に基づいて、今まで取られた手数料なり延滞金を返せなんていうこともあり得るわけですか。もう1件聞きたいのですけど、自治法の施行令の171条の督促に関する条文があるのですけど、それは自治法の240条の債権という条文に基づいて、施行令が規定されていると思うのですけど、自治法の240条の第2項なんですけど、地方公共団体の長は、債権について政令の定めるところにより、督促、強制執行、その他保全及び取立てに関し必要な措置を取らなければならないというふうにありますけれども、この規定に関する、それを担保するような条文というのが今回の削除でなくなるような気がするんですけど、それに対する対応っていかがお考えですか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

県内の状態を調べてみますと、督促手数料の条文があるのは2町しかございません。ほかの分についてはございません。そして、県のほうについても、私債権として整理している関係上もありまして、ほかの他市町村、県に倣って、今回、上程するものでございます。

○9番（陣圭介君）

適法性について今一切しゃべってもらってないんですけど。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午後 1時21分 休憩

午後 1時22分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。町としては違法性はないというふうにとっております。

以上です。

違法性はないと考えております。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午後 1時23分 休憩

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

民法の遅延損害金のほうで見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

遅延損害金の条項は、私ちょっとまだ条例見ていないんですけど、条例上規定があるんですか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

条例の中にはないと思っております。ただ民法上のということになります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。議案第17号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第22 議案第18号 高原町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第22、議案第18号、高原町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第18号、高原町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書では35ページをお開きください。

介護保険法等の改正及び先日開催の議会全員協議会で御説明いたしました、高原町高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画、認知症施策推進計画により、第1号被保険者の保険料等が変更

なったこと。また、介護保険料の低所得者への軽減が引き続き図られること等により、高原町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、まず第3条第1項におきまして、第1号から第3号までの金額の変更及び第10号から第13号までの追加を行っております。

また、第3条第2項から第4項におきまして、開始年度と終了年度の変更及び金額の変更を行っております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 [降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

影響を受ける方々がそれぞれいらっしゃると思うんですけど、法律に基づいてだと思うんですが、そういった内容の周知というのは、一般の方々に対する周知というのはどのようにされていますか。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

確認はしていないんですけども、予定としましては、本賦課、7月に本賦課を行いますので、その時に制度といたしますか、保険料率、変わったこと等のお知らせをしたいと考えております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。議案第18号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第23 議案第20号 水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第23、議案第20号、水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第20号、水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書では109ページを開きください。109ページです。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が、令和5年5月19日に成立したこと等に伴う所要の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日からとするものであります。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。詳細については、建設水道課長をもって説明いたさせます。

〔降壇〕

○建設水道課長（入佐和彦君）

本法律の概要といたしましては、食品衛生基準行政の機能強化、水道整備・管理行政の機能強化及び所管事務等の見直しが目的であり、水道法等においては、権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることとなります。

このことにより、本条例第9条第1項及び第46条の2第2項の引用部分につきまして、厚生労働省令から国土交通省令に改正を行うものでございます。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

先ほど、町営住宅のところで聞けばよかったですけど、所管の国の機関が変わったという部分は、水道法の改正の施行日に合わせたと思うんですけど、私債権の部分について、時効の見直しに合わせてこの部分を変えたという話だったかと、そういう流れだったかと思うんですけど、そうすると、条例自体の施行日を6年の4月1日からとしていますけれども、時効の改正というのは、債権法の改正に合わせて遡及させるべきだったんじゃないかなという考え方を持っているんですけど、いかがでしょうか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御指摘のとおりだとは思っております。ただ、水道事業に関しましては、督促手数料はずっと今まで取っていなかったものですから、そのときにすべきだったものだと考えておりますが、今回、公営住宅と一緒に整備をすることによって、今回、修正をさせていただくものでございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。議案第20号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○

## ◎ 日程第24 議案第21号 高原町犯罪被害者等支援条例

○議長（前原淳一君）

日程第24、議案第21号、高原町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第21号、高原町犯罪被害者等支援条例について、御説明いたします。

議案書111ページをお開きください。

平成17年4月より、犯罪被害者等基本法が施行され、国・県・市町村について地方公共団体の責務が定義されております。これに伴いまして、宮崎県におきましても、令和3年7月より、宮崎県犯罪被害者等支援条例が施行されております。

今回、本町におきましても、犯罪被害者等が発生した場合に、一日でも早く平穏な暮らしを取り戻していただくために、被害の軽減及び早期回復を図ることを目的として、条例を制定するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。議案第21号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第25 議案第22号 分担金を徴収すべき事業について

○議長（前原淳一君）

日程第25、議案第22号、分担金を徴収すべき事業についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第22号、分担金を徴収すべき事業について、御説明いたします。

議案書の113ページをお開きください。

県営土地改良事業分担金徴収条例第3条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、分担金を徴収します事業件名につきましては、県営畑地帯総合整備事業、後川内地区でございます。関係ある者の範囲につきましては、当該事業により利益を受ける者でございます。

受益の限度といたしましては、散水器具導入に要した費用のうち、受益者負担分でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。議案第22号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第26 議案第23号 指定管理者の指定について（高原町集会施設）

◎ 日程第27 議案第24号 指定管理者の指定について（高原町農村広場施設）

◎ 日程第28 議案第25号 指定管理者の指定について（高原町研修集会施設）

◎ 日程第29 議案第26号 指定管理者の指定について（高原町多目的活性化広場施設）

◎ 日程第30 議案第27号 指定管理者の指定について（高原町簡易給水施設）

◎ 日程第31 議案第28号 指定管理者の指定について（高原町営農飲雑用水施設）

○議長（前原淳一君）

日程第26、議案第23号、指定管理者の指定についてから、日程第31、議案第28号、指定管理者の指定についてまでの6件を一括議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第23号、指定管理者の指定について御説明いたします。

高原町集会施設は、高原町内の各地域の住民が主に利用している施設であります。当該施設は、令和6年3月31日をもって協定期間満了となりますことから、これまでの管理運営業務の実績、さらに利用者が各地域の住民であること等を考慮し、これまでどおり各地域の自治公民館を指定管理者として提案するものであります。

次に議案第24号、指定管理者の指定について御説明いたします。

高原町農村広場施設は、高原町内の各地域の住民が主に利用している施設であります。当該施設は、令和6年3月31日をもって協定期間満了となりますことから、これまでの管理運営業務の実績、さらに利用者が各地域の住民であること等を考慮し、これまでどおり各地域の自治公民館を指定管理者として提案するものであります。

次に議案第25号、指定管理者の指定について御説明いたします。

高原町研修集会施設は、高原町内の各地域の住民が主に利用している施設であります。当該施設は、令和6年3月31日をもって協定期間満了となりますことから、これまでの管理運営業務の実績、さらに利用者が各地域の住民であること等を考慮し、これまでどおり各地域の自治公民館を指定管理者として提案するものであります。

次に議案第26号、指定管理者の指定について御説明いたします。

高原町多目的活性化広場施設は、上後川内地域の住民が主に利用している施設であります。当該施設は、令和6年3月31日をもって協定期間満了となりますことから、これまでの管理運営業務の実績、さらに利用者が各地域の住民であること等を考慮し、これまでどおり各地域の自治公民館を指定管理者として提案するものであります。

続きまして、議案第27号及び28号の指定管理者の指定について説明いたします。

議案書118ページになります。

高原町簡易給水施設は、生活用水その他浄水を町民に供給するための施設であります。本町においては、地方自治法244条の2の規定に基づき、皇子地区に簡易給水施設を設置しております。

当該施設は、これまで皇子水道組合が効率的かつ安定的に運営を行い、定期的な水質検査を実施するなど水質の安全性にも十分配慮してきた実績があることから、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年間、引き続き皇子水道組合を指定管理者として提案するのであります。

次に、議案第28号、指定管理者の指定について説明いたします。

議案書119ページをお開きください。

高原町営農飲雑用水施設は、営農用水、その他浄水を町民に供給するための施設であります。本町においては、地方自治法244条の2の規定に基づき、水源地地区に営農飲雑用水施設を設置しております。当該施設は、これまで水源地水道組合が効率的かつ安定的に運営を行い、定期的な水質検査を実施するなど水質の安全性にも十分配慮してきた実績があることから、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年間、引き続き水源地水道組合を指定管理者として提案するものであります。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。まず、議案第23号について許します。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

指定管理者の指定自体は何も疑義はないのですが、自治法の規定によると、指定管理者は毎年度事業報告書を出すことになっているのですが、各指定管理者から出ているのでしょうか。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

今ございましたように、毎年報告書のほうは提出頂いております。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第24号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第25号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第26号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第27号について許します。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

27と28一緒に聞きますけど、これも同様に報告書は出てますか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

計画と実績両方出ております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第28号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、議案第23号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第24号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第25号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第26号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第27号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第28号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第23号を採決します。議案第23号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。議案第24号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。議案第25号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。議案第26号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。議案第27号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。議案第28号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

◎ 日程第32 議案第19号 高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第32、議案第19号、高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第19号、高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書37ページをお開きください。

令和6年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が、令和6年1月25日に公布されました。

また、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）が、令和5年12月26日に公布されました。

これら省令の改正に伴い、本町が条例で定めている基準を改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

ただいま提案理由の説明がありました議案第19号は、最終日に質疑、討論、採決を行います。暫時休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 2時01分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 日程第33 議案第29号 令和6年度高原町一般会計予算

○ 日程第34 議案第30号 令和6年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

○ 日程第35 議案第31号 令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算

○ 日程第36 議案第32号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算

○ 日程第37 議案第33号 令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計予算

○ 日程第38 議案第34号 令和6年度高原町水道事業会計予算

○ 日程第39 議案第35号 令和6年度高原町病院事業会計予算

○ 日程第40 議案第36号 令和6年度高原町工業用水道事業会計予算

○ 日程第41 議案第37号 令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算

○議長（前原淳一君）

日程第33、議案第29号、令和6年度高原町一般会計予算から、日程第41、議案第37号、令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算までの議案9件を一括議題とします。

町長の施政方針並びに各案の提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

令和6年度の当初予算案並びに関連諸議案を御審議いただくに当たり、町政運営に臨む私の基本的な考え方を申し上げ、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

初めに、本年1月1日に発生しました能登半島地震によって亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、被災地の一日も早い復興を心から願うものであります。

また、本町におきましても、一昨年、昨年と豪雨災害に見舞われました。一部地域においては、いまだ御不便をおかけしておりますが、災害箇所の一刻も早い復旧を目指して取り組んでいるところでございます。

さて、本町は、今年、町制施行し90年という節目を迎えます。これまでの長い歴史において、先人は火山噴火、豪雨などの自然災害をはじめ、幾多の困難を乗り越えながら、霧島山の麓において、恵まれた自然や伝統文化を連綿と守り続け、私たちのために豊かで住みよい高原町を築いてきてくれました。

私にも、先人のこれまでのたゆまぬ努力に感謝するとともに、高原町をよりよい町にして、また次の世代に引き継ぐ責任があります。

本町では、人口減少が続いており、出生数のみならず、特に15歳から64歳の生産年齢人口の減少が顕著であります。私は、移住・定住や雇用対策、少子化対策などの人口減少対策とともに、人が減っても持続可能なまちづくりをいかに行っていくかが、本町にとって最も大きな課題であり、このことを常に見据えた行政運営が必要であると考えております。

一方、昨年は、小学生に本町の新たなキャッチコピー「必ず気になる高原」を考えてもらいました。また、日本発祥地まつりでは、中学生が実行委員となり、企画や運営、出店など、祭りの中心となって活動していただいたことは、子供たち自身の経験が成長していく上での糧となったであろうと感じるとともに、学校と地域のつながりは、今後の本町のまちづくりの基盤の一つとして、意義あるものになってくると考えております。

そのような中、令和6年2月に示された令和6年度地方財政計画の概要においては、国は地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで、令和5年度を0.6兆円上回る62兆7,000億円を確保されたところでございます。

また、地方交付税については、前年度を3,000億円上回る18兆7,000億円、前年度比1.7%増の額が確保されたところであります。

続きまして、宮崎県の令和6年度予算編成におきましては、引き続き、健全な財政運営を維持し、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に的確に対応するとともに、県民生活や地域経済の早期再生と将来を見据えた新たな成長活力の創出に向けて積極的な展開を図るとされ、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツの観光」の3つの日本一挑戦プロジェクトの本格展開と、宮崎再生の着実な推進と次なる成長活力の創出を重点施策とし、優先度の高い施策を積極的に推進していくとされております。

では、令和6年度におきます本町の財政状況を見通しますと、歳入面では、固定資産税等の増収は見込まれるものの、今後の社会経済活動の回復が不透明なことや生産年齢人口の減少が続くことでの税収への影響が懸念されます。

また、臨時財政対策債の大幅な減少が見込まれるなど、一般財源の確保が非常に厳しい状況であります。そのような中ではありますが、ふるさと納税による寄附額につきましては、令和5年度実績を考慮し増額を見込んでおります。

一方、歳出面では、扶助費等の社会保障経費が年々増加していることに加え、公共施設の老朽化対策など計画的に行っていく必要があり、また、高原病院における医療体制の確保に係る経費、養護老人ホーム峰寿園の直営による運営等、財源の確保が大きな課題であると考えております。

このようなことから引き続き、財政運営の効率化を図り、緊急性、優先性を十分に検討協議するとともに、国や県などとの補助事業を活用するなど、可能な限り財源を確保した上で予算編成を行ったところであります。

以上の点を考慮しながら予算を取りまとめた結果、令和6年度当初予算案の歳入歳出の規模につきましては、一般会計当初予算額63億7,300万円、対前年度比で3億6,300万円の増額、比率では6.0%の増となったところでございます。

また、国民健康保険特別会計などの4つの特別会計全体で31億4,553万1,000円、水道事業会計、病院事業会計、工業用水道会計、農業用集落排水事業会計の4つの企業会計全体で13億9,253万2,000円、以上9会計を合わせました令和6年度の予算総額は109億1,106万3,000円、前年度比で2億2,054万1,000円、2.1%の増となったところであります。

それでは、令和6年度に取り組む重点施策の概要につきまして説明いたします。

まず、健康づくりと地域医療の充実でございます。

医療費削減に向けて、スマートウェルネスシティの推進事業のほか、各種健康診査や予防接種事業等に引き続き取り組み、保健衛生体制の充実を図ってまいります。

また、高原病院に関しまして、地域医療の提供体制の確保、公立病院としての役割や機能を維持しつつ、今後の運営方針に基づく経営改善に努めてまいります。

次に、教育環境の整備でございます。

令和8年度の小中学校の再編統合に向けて、本町ならではの一贯教育事業に引き続き取り組みます。また、教育支援事業についても、学校や福祉・保健等の関係機関と連携強化し、継続して取り組んでまいります。

このほか、町内全ての児童生徒の学習機会や学校生活が充実したものとなるよう、スクールソーシャルワーカー配置事業や小中学校の町費職員配置事業に取り組んでまいります。

また、ICT教育を定着させるため、ICT支援員の配置などにより取り組んでまいります。

次に、災害に強いまちづくりでございます。

一昨年に引き続き、昨年も台風災害により甚大な被害を受けましたが、早急な災害復旧に努めてまいります。また、このような被害を教訓に、常在危機の意識を持ちつつ、防災・減災に関する事業について取り組んでまいります。

次に、農林水産業、商工業の振興と雇用の創出であります。

本町の基幹産業である農業の振興であります。私は、農業の発展なくして高原町の発展は実現できないものと考えております。

畜産は、本町農業の基幹をなすものでありますが、畜産品の価格低迷が続く中で、本町の地域経済にも影響を及ぼしており、国、県、JAなどの関係団体と連携した支援を継続してまいります。

また、園芸振興につきましては、園芸振興が大きな鍵ともなるため、畑かん事業を連動して取り組んでまいります。

さらに、農地保全、担い手の受託作業面積の拡大、認定農業者の確保等に積極的に取り組み、集落営農を中心とした集団型農業の推進に引き続き取り組んでまいります。

このほか、商工業の振興を図るため、地域商社と商工会などが連携しながら、本町の資源を活用し、地域振興につなげてまいります。

次に、観光振興でございます。

高原町は、高千穂の峰をはじめとする霧島山など自然環境に恵まれ、また、天孫降臨や神武天皇御生誕の地などの神話・伝説、国指定重要無形民俗文化財「高原の神舞」をはじめとする伝統文化、行事などの資源に恵まれております。この恵まれた資源をさらに活用し、観光客の誘致を図り、本町の経済発展と活性化、町内外への情報発信に努めてまいります。

次に、子育て支援・少子化対策でございます。

安心して子育てができるまちづくりを進めるため、令和6年度に、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持したこども家庭センターを設置し、妊産婦、子育て世帯、子供への一体的相談支援体制の強化を図ってまいります。

また、引き続き、副食費や保育所利用料等の軽減措置のほか、子ども医療費助成など各種医療費助成事業、小中学校給食費の半額補助などに取り組み、子育て世代の経済的負担軽減を図ってまいります。

このほか、支援対象児童等見守り強化事業や放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等に取り組み、子育て世代の負担軽減を図ります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染症法上の分類が5類に引き下げられ、マスク着用についても緩和されるなどとなっておりますが、感染者につきましては増減を繰り返しておりますので、引き続きワクチン接種を実施してまいります。

このほか、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等により経済的影響を受けた事業者の融資に対する利子補給を行い、経済的負担の軽減を図ってまいります。

以上、令和6年度の諸事業について、重点施策の概要を述べさせていただきました。

令和6年度の予算編成は、限られた財源の中、事業について精査を行い、将来に責任を負う財政運営を行っていくことを念頭に編成いたしました。

また、補助事業に関しましては、各団体の利益を得ながら、原則として5%カットという整理をさせていただき、予算を組ませていただきました。

財源を伴わないものや国県補助内容の不透明な事業につきましては、補正予算にて対応させていただくよう調整した事業もございますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、各議案の説明に入らせていただきます。

それでは、各会計についての説明を行わせていただきます。

まず、議案第29号、令和6年度高原町一般会計予算について説明させていただきます。

お手元に配付したしております令和6年度高原町一般会計、特別会計予算書の5ページをお開きください。

令和6年度の高原町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億7,300万円と定めたところでございます。

令和5年度と比較しますと3億6,300万円、6.0%の増となっております。

次に、歳入でございますが、令和5年度と比較しまして、増減のありました主な項目を説明させていただきます。

予算書は20ページから59ページまでとなっております。また、別に配付させていただいております、令和6年度予算に関する附属資料の歳入内訳によりまして説明させていただきます。

それでは、附属資料の1ページをお開きください。

まず、1の町税につきましては、市町村民税、固定資産税など8億733万8,000円を計上いたしたところでございます。令和5年度と比較いたしますと3,538万2,000円、4.6%の増となったところでございます。

主な要因といたしましては、市町村民税の法人分、固定資産税、市町村たばこ税等の増が見込まれることによるものであります。

続きまして、11の地方交付税につきましては、国の地方財政対策等に基づき算定しまして、24億3,800万円を計上したところでございます。令和5年度と比較しますと4,200万円、1.7%の減となっております。

主な要因としまして、まず、基準財政収入額を増、基準財政需要額を減と見込んでいることが挙げられます。

次に、今回、普通交付税において、こども子育て費といった新たな費目が創設され、その分が増となったものの、社会福祉費と高齢者保健福祉費といった費目の算定に用いられる単位費用額が大幅な減となり、こども子育て費の増額を上回る減額となっております。

また、臨時財政対策債の償還額が減少していることも、減額の要因となっております。

続きまして、15の国庫支出金につきましては6億1,703万1,000円を計上いたしてしております。

令和5年度と比較しますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や都市計画街路事業等の減額はあるものの、障害者自立支援給付費負担金や児童手当、利用者支援事業といった福祉関連の費用が増額となり、5,242万1,000円、9.3%の増となったところでございます。

続きまして、16の県支出金につきましては、5億576万7,000円を計上いたしてしております。

令和5年度と比較しますと、未来へつながる地域づくり協創事業や障害者自立支援給付費負担金等の増額により5,982万7,000円、13.4%の増となっております。

続きまして、18の寄附金につきましては、5億2,500万3,000円を計上いたしてしております。

令和5年度と比較しますと、ふるさと納税寄附金の増加等を見込み1億2,000万円、29.6%の増となったところであります。

続きまして、19の繰入金につきましては、5億7,010万7,000円を計上しております。

令和5年度と比較いたしますと、財政調整基金、ふるさと振興基金等の増によりまして1億6,716万4,000円、41.5%の増となったところであります。

続きまして、21の諸収入につきましては、1億6,539万7,000円を計上いたしております。

令和5年度と比較しますと、デジタル基盤改革支援補助金や後期高齢者医療広域連合受託事業収入等の増によりまして3,735万7,000円、29.2%の増となったところであります。

最後に、22の町債につきましては、3億2,970万円を計上いたしております。

令和5年度と比較しますと、老人福祉施設整備事業や皇子原公園施設整備事業等の増があるものの、県営畑地帯総合整備事業や都市計画街路事業、消防施設整備事業、義務教育施設整備事業、臨時財政対策債等の減により7,830万円、19.2%の減となっております。

次に、歳出についてであります。令和5年度と比較しまして増減のありました主な項目を説明いたします。

予算書は62ページから205ページまでとなっておりますけれども、歳入と同じく附属資料のほうで説明いたします。

附属資料の2ページをお開きください。

まず、目的別歳出内訳でございますが、2の総務費につきましては、ふるさと納税特産品贈呈事業の大幅な増が影響し、令和5年度と比較いたしますと2億4,346万5,000円、17.7%の増となっております。

続きまして、3の民生費ですが、障害者介護給付・訓練等給付費や養護老人ホーム峰寿園の直営での運営のほか、こども家庭センターの開設、児童手当、教育・保育給付費等の増により、令和5年度と比較し2億4,342万8,000円、13.9%の増となっております。

続きまして、4の衛生費でございますが、高原病院への繰出し基準を見直したことによる減等により、令和5年度と比較しますと2,447万3,000円、4.7%の減となっております。

続きまして、7の商工費でございますが、観光施設の整備費用など増となっている事業があるものの、地域商社活動・開発推進事業を総務費へ移行したことが大きく影響し、令和5年度と比較しますと5,200万3,000円、18.9%の減となったところでございます。

続きまして、8の土木費でございますが、街路事業二葉村移線の減等により、令和5年度と比較しますと4,239万5,000円、11.4%の減となっております。

続きまして、9の消防費でございますが、消防ポンプ自動車購入事業の減等により、令和5年度と比較しますと2,850万5,000円、31.3%の減となっております。

続きまして、10の教育費でございますが、小中学校における町費職員配置事業や給食運営事業のほか、今年度は教科書改訂によります教師用教科書や指導書購入事業の増等により2,869万7,000円、5.4%の増となっております。

次に、3ページをお開きください。

性質別歳出内訳について説明いたします。

まず、1の人件費でございますが、給与改定や養護老人ホーム峰寿園に勤務する会計年度任用職員の直接雇用等の影響により、令和5年度と比較しますと1億2,438万8,000円、10.3%の増となったところであります。

続きまして、2の物件費でございますが、養護老人ホーム峰寿園の運営に係る経費や地域商社活動・開発推進事業、国のシステム標準化に係る総合行政システム改修事業、教科書改訂による教師用教科書等の購入の増などにより、令和5年度と比較しますと1億4,501万5,000円、13.3%の増となっております。

続きまして、4の扶助費でございますが、障害者介護給付・訓練等給付費や教育・保育給付費、児童手当等の増により、令和5年度と比較しますと6,575万4,000円、8.1%の増となっております。

続きまして、5の補助費等でございますが、ふるさと納税特産品贈呈事業や特別会計から公営企業会計へ移行した農業集落排水事業会計への繰出費用の増等により、令和5年度と比較しますと4,256万1,000円、4.7%の増となっております。

続きまして、7の積立金でございますが、ふるさと納税寄附金額の増を見込み、令和5年度と比較しますと6,000万円、29.9%の増となっております。

続きまして、9の繰出金でございますが、後期高齢者医療特別会計や、そのほかの特別会計への繰出金の減により、令和5年度と比較しますと2,488万9,000円、4.2%の減となっております。

続きまして、10の投資的経費でございますが、県営畑地帯総合整備事業負担金や街路事業二葉村移線、学校施設整備事業等の減により、令和5年度と比較しますと6,350万9,000円、12.1%の減となったところであります。

なお、本附属資料のほか、お手元に配付いたしております令和6年度一般会計当初予算(案)の重要施策の概要に、歳出における最重点施策や重点施策、主な新規事業のほか、町債の状況を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上、令和6年度当初予算の歳入歳出の状況について説明してまいりました。

養護老人ホーム峰寿園の運営や国民健康保険高原病院の経営、学校統合に関連する諸課題等、早急に整理・解決すべき問題が山積いたしております。

一方、財政基盤の脆弱な本町が、町民ニーズに応えながら、各種施策等を展開していくためには、効率的な行財政運営、さらなる行財政改革はもちろんのこと、優先度や緊急性、機会を逃さず最善の選択ができる力を備えることが求められております。

本年は、高原町制施行90周年の大変喜ばしい年でもあります。「天孫降臨の地 高原町」が今後も発展し続け、10年後の100周年以降も未来永劫存続していくため、今後も引き続き、議会並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜り、各種事業に真摯に取り組んでまいります。

以上であります。

続きまして、議案30号、令和6年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明いたします。

予算書のほうを御準備いただきたいと思います。223ページをまずお開きいただきたいと思いません。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ48万3,000円となるものでございます。

歳入の主なものについて説明いたします。

予算書234ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、諸収入の貸付金元利収入48万円でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明いたします。

予算書238ページをお開きください。

住宅費48万3,000円となっており、主なものといたしましては、手数料7万1,000円、委託料33万円でございます。

貸付金の回収事務につきましては、引き続き、催告、個別訪問等により、債務者が置かれている状況に応じながら納付指導を行っていき、償還に誠意の見られない債務者には、法的手段等も念頭に置きながら努力していくものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第31号、令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

昭和20年前半生まれの、いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者医療保険に加入し始めておりますことから、国民健康保険の加入者数が減少し、国民健康保険税の調定額については前年度に届かず、国保財政は依然として厳しい状況にございます。

このため、一般会計からの繰入金及び基金を取り崩しながら、国民健康保険事業運営を計画していくものでございます。

それでは、予算書243ページをお開きください。

令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,026万1,000円と定めるもので、令和5年度と比較しますと1,911万2,000円の減、率にして1.3%の減となったものでございます。

まず、歳入予算についてであります。予算書の244ページをお開きください。

国民健康保険税でございますが、予算総額としまして2億2,022万2,000円を計上しております。

県支出金につきましては、県補助金として10億7,348万円を計上しております。

繰入金につきましては、1億4,545万1,000円を計上しております。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。

予算書の245ページをお開きください。

総務費につきましては、総務管理費、徴税費等に、総額1,747万9,000円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費及び出産育児諸費等に、総額10億5,475万5,000円を計上いたしております。

国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費、後期高齢者支援金等費、介護納付金に総額3億4,748万5,000円を計上しております。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費及び保健事業費に総額1,803万6,000円を計上いたしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第32号、令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算について説明いたします。

予算案につきましては、今回策定をいたしました第9期介護保険事業計画に基づきまして編成をいたしたところでございます。

それでは、予算書の289ページをお開きください。

令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算の保険事業勘定総額は、歳入歳出それぞれ13億8,896万7,000円と定めるものであります。

続きまして、介護サービス事業勘定につきまして説明いたします。

歳入歳出それぞれ567万3,000円と定めております。

まず、保険事業勘定の歳入予算について説明いたします。

予算書292ページでございます。

介護保険料につきましては、2億1,240万1,000円を計上いたしております。

続きまして、国庫支出金につきましては、国庫負担金、国庫補助金を合わせまして3億8,924万6,000円を計上いたしております。

支払基金交付金につきましては、3億5,847万1,000円を計上いたしております。

県支出金につきましては、県負担金、県補助金等を合わせまして1億8,584万5,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金、基金繰入金を合わせまして2億4,263万7,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、地域支援事業として実施する介護予防活動における利用料等として24万6,000円を計上しております。

続きまして、歳出について説明いたします。

予算書では293ページであります。

総務費につきましては、介護保険事業の執行に必要な事務費といたしまして、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費と合わせまして2,074万2,000円を計上しております。

続きまして、保険給付費につきましては、要介護者の保険給付といたしまして介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費などを合わせまして13億56万5,000円を計上いたしております。

続きまして、地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、その他の諸費を合わせまして6,600万2,000円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたします。

予算書の344ページをお開きください。

歳入予算につきましては、サービス収入といたしまして564万9,000円を見込んでおります。

歳出につきましては、サービス事業費といたしまして567万1,000円を計上いたしております。

以上、御審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

次に、議案第33号、令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

予算書の367ページをお開きください。

予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,014万7,000円と定めております。令和5年度と比較しまして1,491万7,000円の減、率にして4.6%の減となっております。

主な理由としましては、加入者の増加に伴う保険料負担金の納付金等の増額はあったものの、宮崎県後期高齢者医療広域連合より委託されている受託事業費分の予算を一般会計に計上したことによるものであります。

まず、予算書の368ページをお開きください。

歳入予算でございますが、後期高齢者医療保険料としまして9,171万9,000円を計上しております。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、2億1,820万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきまして説明いたします。

予算書の369ページをお開きください。

総務費につきましては、234万9,000円を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億708万6,000円を計上しております。

令和6年度におきましても、宮崎県後期高齢者医療広域連合と業務運営の連携を図りながら、円滑な制度運営に努めていくものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第34号、令和6年度高原町水道事業会計予算について説明いたします。

予算書は別になります。別冊になります。

それでは、別冊の予算書1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございますが、給水件数は4,395件、年間総給水量が119万9,200立方メートル、1日平均給水量は3,285立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入は前年度比0.7%減の1億9,750万2,000円を見込んでおり、支出につきましては、前年度比0.96%減の1億9,366万7,000円を計上しております。

収益的収入及び支出の明細は、16ページから18ページに掲載しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入では、建設改良費に係る企業債2,000万円、他会計負担金743万3,000円など、合計2,743万6,000円を予定しており、支出につきましては、建設改良費5,010万円、企業債償還金4,624万7,000円など、合計9,634万8,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出の明細は、19ページに掲載しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。資本的収入は資本的支出額に対して不足する額6,891万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,869万6,000円、当年度分損益勘定留保資金4,566万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額455万4,000円で補填するものでございます。

このほか、予算に関する説明書及び参考資料としまして、令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書を6ページに、令和5年度予定損益計算書を9ページに、令和5年度末と令和6年度末の予定貸借対照表を10ページから13ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

令和4年の台風14号の被害に続き、昨年も線状降水帯による土砂崩れ被害等がありましたが、令和6年度も引き続き、経費削減等の企業努力を図り、町民の皆様に安全で安心できる水を安定的に供給してまいりたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第35号、令和6年度高原町病院事業会計予算について説明いたします。

病院事業運営につきましては、住民の皆様健康を保持し豊かな生活を営んでいただくため、西諸県医療圏内外の慢性期、救急医療を担いながら、在宅医療等の地域医療の実践に邁進し、安全・安心の医療提供に努めているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、発熱患者の外来対応や感染症患者の入院受入れを行っているところであります。

令和6年度は、持続可能な病院経営を図るため、病床56床のうち16床を休床するなど、病院の規模縮小を図り、経営の健全化に努めるべく予算編成を行ったところでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございますが、入院患者数は、年間延べ1万2,775人で、1日平均患者数は35人、外来患者数は、年間延べ2万510人で、1日平均患者数を70人と見込んでおります。

第3条は、収益的収入及び支出でありまして、収入は、前年比4.14%増の6億6,384万8,000円を見込んでおります。

一方、支出は、前年度比8.59%減の9億4,953万6,000円を計上いたしております。

支出の主なものは、経常的な給与費・材料費や委託料等の諸経費を計上し、詳細を予算書の20ページから24ページに掲載いたしております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入面では、他会計負担金が2,842万1,000円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費が1,827万円で、医事システムの改良を予定しております。企業債償還金につきましては5,477万円で、病院改築に係る企業債償還金が主なものであります。詳細につきましては、5ページに掲載をいたしております。

令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書を6ページに、債務負担行為に関する調書を13ページに、令和5年度高原町病院事業予定損益計算書を14ページ、令和5年度高原町病院事業予定貸借対照表を15ページから16ページに、令和6年度高原町病院事業予定貸借対照表を17ページから18ページにそれぞれ掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

高原病院の経営につきましては、引き続き厳しい状況下にありますが、今後も将来にわたり地域の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指して、保健・福祉・介護部門等との連携により、高齢化社会に対応できる病院づくりに邁進する所存であります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第36号、令和6年度高原町工業用水道事業会計予算について説明いたします。別冊予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございますが、昨年度と同様、1日最大1,200立方メートルで変わりはありません。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、収入支出それぞれ201万3,000円を予定しており、収入は、一般会計からの全額補助でございます。支出につきましては、建設改良費24万4,000円、企業債償還金176万9,000円となっております。

建設改良費の内容につきましては、9ページの資本的収入及び支出の明細書に掲げておりますが、施設の維持管理に要する経費と企業債利息の支払いとなっております。

このほか、予算に関する説明書及び参考資料といたしまして、5ページに予定キャッシュ・フロー計算書、6ページから7ページに予定貸借対照表を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第37号、令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算について説明いたします。

令和6年度から高原町農業集落排水事業におきましては、地方公営企業法財務適用として公営企業会計に移行することにより、単独での予算書となります。

別冊予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございますが、水洗化戸数は、区域内戸数288戸に対しまして224戸となっており、加入率は77.8%となっております。年間総処理水量は4万4,716立方メートルを予定いたしております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入、支出ともに4,403万4,000円を見込んでおります。

収益的収入及び支出の明細は、14ページから15ページに掲載をいたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入面では、建設改良費に係る企業債1,040万円、国県補助金1,560万円の合計2,600万円を予定しており、支出につきましては、建設改良費2,600万円、企業債償還金789万3,000円の合計3,389万3,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出の明細は、15ページに掲載いたしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

資本的収入額は資本的支出額に対して不足する額<sup>\*</sup>7,893万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金694万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額94万5,000円で補填するものであります。(※後刻訂正発言あり)

このほか、予算に関する説明書及び参考資料といたしまして、令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書を6ページに、令和6年度末の予定貸借対照表を10ページから11ページに添付いたしております。

令和6年度から企業会計に移行することに伴い、減価償却費等これまで費用化されていなかったものを計上することにより、経営、資産等の状況を正確に把握し、経費削減等の企業努力を図ってまいりたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

以上であります。

ただいまの説明につきまして、農業集落排水事業会計予算につきまして、一部訂正をさせていただきます。

後半のほうにありますけれども、失礼しました、農業集落排水事業特別会計の予算書の1ページでございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、私は先ほど7,893万3,000円と申し上げましたけれども、正しくは789万3,000円でございます。789万3,000円に訂正いたします。よろしく願い申し上げます。 [降壇]

○議長（前原淳一君）

これをもって、施政方針並びに提案理由の説明を終わります。

本日、提案理由の説明がありました議案第29号から議案第37号までの議案9件については、3月9日、10日を議案熟読日とし、3月11日に総括質疑を行います。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

○ 散 会

午後 2時55分 散会

---

令和6年 第1回 高原町議会定例会会議録 (第4日)

令和6年3月11日 (月曜日)

---

議事日程 (第4号)

令和6年3月11日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 6号 令和5年度高原町一般会計補正予算 (第14号)  
日程第 2 議案第11号 令和5年度高原町病院事業会計補正予算 (第2号)  
日程第 3 議案第29号 令和6年度高原町一般会計予算  
日程第 4 議案第30号 令和6年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
日程第 5 議案第31号 令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算  
日程第 6 議案第32号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算  
日程第 7 議案第33号 令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 8 議案第34号 令和6年度高原町水道事業会計予算  
日程第 9 議案第35号 令和6年度高原町病院事業会計予算  
日程第10 議案第36号 令和6年度高原町工業用水道事業会計予算  
日程第11 議案第37号 令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 6号 令和5年度高原町一般会計補正予算 (第14号)  
日程第 2 議案第11号 令和5年度高原町病院事業会計補正予算 (第2号)  
日程第 3 議案第29号 令和6年度高原町一般会計予算  
日程第 4 議案第30号 令和6年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
日程第 5 議案第31号 令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算  
日程第 6 議案第32号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算  
日程第 7 議案第33号 令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 8 議案第34号 令和6年度高原町水道事業会計予算  
日程第 9 議案第35号 令和6年度高原町病院事業会計予算  
日程第10 議案第36号 令和6年度高原町工業用水道事業会計予算  
日程第11 議案第37号 令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算

---

出席議員 (10名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 西嶋 陽代君 | 2番 岩元 礼子君 |
| 3番 福澤 卓志君 | 4番 温水 宜昭君 |
| 5番 末永 充君  | 6番 外村 仁君  |

7番 郡山 貞利君

8番 山下 香織君

9番 陣 圭介君

10番 前原 淳一君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記（事務局次長） 外村美保子君  
書記（副主幹） 古川 裕子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長	内村 秀次君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府 和也君	高原病院事務長	久徳 信二君

---

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 議案第6号 令和5年度高原町一般会計補正予算（第14号）

◎ 日程第2 議案第11号 令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（前原淳一君）

日程第1、議案第6号、令和5年度高原町一般会計補正予算（第14号）及び日程第2、議案第11号、令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）の議案2件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました議案第6号、議案第11号の議案2件は、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しております。

これより各常任委員会委員長の報告を求めます。

まず、一般会計予算・決算常任委員会委員長。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（陣圭介君）

[登壇]

本委員会に付託された案件は、議案第6号の1件であります。

読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、事件名。議案第6号、令和5年度高原町一般会計補正予算（第14号）

2、審査の経過。令和6年3月8日、11日、委員会審査。

本件補正は、歳入歳出それぞれ4億9,847万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ78億9,561万3,000円と定めるものです。

補正の主な内容は、病院整備費の不採算地区病院運営経費等1億3,082万7,000円、公共土木災害復旧費（現年災害）3億6,811万4,000円等です。

また、繰越明許費として、合板・製材・集成材国際競争力強化・TPP等対策事業ほか全4事業、総額3,109万6,000円を追加し、さらに債務負担行為として、令和9年度評価替えに向けた固定資産（土地）に係る評価総合調査業務委託事業ほか全3事業を追加、令和5年度融資分の経済変動・伝染病等対策資金に係る新型コロナウイルス感染症、農畜産業資金利子補給事業ほか全3事業について限度額補正を行い、高原町養護老人ホーム峰寿園指定管理業務委託を廃止するものです。

そのほかについては補正予算書に記載のとおりです。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和6年3月11日、一般会計予算・決算常任委員会委員長、陣圭介。高原町議会議長殿。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

次に、文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（郡山貞利君）

[登壇]

本委員会に付託された案件は、議案第11号の1件です。

読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第11号、令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）。

2、審査の経過。令和6年3月8日、11日、委員会審査。

今回の補正は、収益的収入として、医業外収益を1億6,985万1,000円、収益的支出として特別損失を1,126万3,000円、それぞれ増額し、また、資本的収入、支出について、器械備品に係る予算を減額するものです。

詳細な金額については補正予算書に記載のとおりです。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和6年3月11日、文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これより、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第6号について許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

次に、議案第11号について許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで、各常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、議案第6号について許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

次に、議案第11号について許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで、討論を終わります。

これより、各案の採決を行います。

まず、議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

- 
- 
- ◎ 日程第3 議案第29号 令和6年度高原町一般会計予算
  - ◎ 日程第4 議案第30号 令和6年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
  - ◎ 日程第5 議案第31号 令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算
  - ◎ 日程第6 議案第32号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算
  - ◎ 日程第7 議案第33号 令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
  - ◎ 日程第8 議案第34号 令和6年度高原町水道事業会計予算
  - ◎ 日程第9 議案第35号 令和6年度高原町病院事業会計予算
  - ◎ 日程第10 議案第36号 令和6年度高原町工業用水道事業会計予算
  - ◎ 日程第11 議案第37号 令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算

○議長（前原淳一君）

日程第3、議案第29号、令和6年度高原町一般会計予算から、日程第11、議案第37号、令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算までの議案9件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

これから議題となりました各案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第29号について許します。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

3点ほどお伺いします。

重要施策の概要に予算編成方針が書いてありますけれども、令和6年度の当初予算における財政調整基金の繰入上限額を予算編成方針としては1億5,000万としておりますが、実際、予算書を見ると、財調の繰入れを2億6,000万余りとしていますが、そのあたりの考え方についてお伺いしたいと思います。

それから、2点目ですが、性質別歳出の内訳のうち、投資的経費、普通建設事業費が、令和5年度と比較して減っているわけですが、投資的経費に対する積極性という意味において、ちょっと後ろ向きなのかなという考え方があると思うんですけども、そのあたりについての考え方を教えてください。

それから、3点目ですが、予算編成における統括主監の位置づけ、それとその意味について説明いただきたいと思います。

以上です。

○町長（高妻経信君）

ただいまの人事の御質問に私がまずお答えしまして、補足があれば総務課長がいたします。

まず、財政調整基金の繰入れでございます。

確かに、今、ございましたように増えております。今回、委員会等で詳しく説明があろうかと思いませんけれども、この予算編成に当たりましては、削減するものはもちろん削減をしながら、そしてまた新たな事業にも積極的に取り組むものもでございます。

そういった中で、税収は伸びてはきておるんですけども、地方交付税をはじめ、その他の財源が令和6年度減少しているものもでございます。そういった中で、町民の広い要望等、そしてまた、本町の活性化等に資する財源として、どうしてもこの当初予算としては、まだ財源見込みのないものも相当ございますけれども、当初予算を編成する上では、この財調の取崩しを充てているというふうに御理解いただきたいと思えます。

それと、予算編成における統括主監の立場、役割でございます。

統括主監は、私としましては、その時期時期に応じた本町の課題を特命的に業務を指示しお願いをしていると。これまで学校統合、それと病院の経営、こういったものを含めた町政報告会を行いましたけれども、そういったものについて私のほうから指示をし、行ってきました。

そしてまた、現在、養護老人ホームの峰寿園、これのやはり直営の意向がございますので、今現在、その事務に集中いたしております、この予算編成におきましては、ヒアリング等には一応私のほうからお願いして、必要な部分では一緒にヒアリングに参加して意見を伺うと、意見を聞くというような立場でお願いをしてきております。

ですので、基本的な予算編成に対するのは総務課でやっておりますので、私としては統括主監にその場に応じた意向、あるいは意見、そういったものを伺うような形で進めてまいりました。

以上です。

#### ○総務課長（末永恵治君）

まず、1点目の財政調整基金の関係ですけど、町長から申されたとおりでございますが、補足いたしますと、11月に各課へ予算編成方針を示して、今後の財政運用とか財政需要等を見越して、1億5,000万程度と設定するとしたわけですけども、各課の事情聴取並びに町長査定等を通じまして、結果的に、昨年度が1億7,600万ほどの当初予算では財調の取崩しと、今年度が2億6,400万ということで、8,700万ほど増えたわけでございますが、原因としては、一番大きな会計年度の期末手当の支給が大きいのと、あと、福祉関係の扶助費等を確定した段階で、今までは補正対応していたんですけども、今回は当初予算で組んだと、見込まれるものは全て組んだということで、結果的に2億6,400万増えたということでございます。

あと、投資的経費ですけども、適債性、有利な起債を使える事業の起債等を勘案いたしまして、なかなか維持補修とかにはなかなか適債は使えませんので、適債性のある事業をした関係で、起債がなかなか適債がなかったというところで、ただ、今回、増をしたのが、農業水路等長寿命化防災減災事業で1,200万の増、それから老人福祉施設の関係で1,600万の増はしておるんですけど、二葉村移線とか並木旭台線で大きく減ったのと、あと、第4部の消防ポンプ自動車購入が去年はあつ

たんですけど、その分がないということで起債に充当できる事業がなかったということで、投資的経費が下回ったということになっております。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第30号について許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第31号について許します。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

この間、可決した補正で、基金が6,000万ほどあるという話だったんですけど、その基金の運用の今後の考え方について説明いただきたいと思います。

○町民課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

補正の段階では正式な数字がなかったんですけど、そこも調べてきましたので、まず、その数字から申し上げます。

補正が終わった段階で申しますと、6,357万7,000円でございます。基金につきましては、実際、令和5年度に当初予算で不足が見込まれたことより、1,700万円計上しております。その前は、5年間、平成30年度から令和4年度については取崩しがなかったということでございまして、実際、平成30年度から県のほうが保険者の主体になっていると、その関係で、一応、取崩しをしなくて済んだ部分もございまして。

ただし、令和5年度は、先ほど申した数字、また令和6年度で取崩しを予定しております。これにつきましては、保険料の率等の据え置きを数年やっている関係で、そろそろ上げないと厳しくなった状況がありまして、基金を取り崩さないといけないということになっております。

ただし、基金の残高については、一応、令和5年度末で6,000万円ほどですけども、十分な額とは言えないというふうに考えております。ですので、できることならば、保険税のほうで賄っていききたいと。ただし、保険税につきましては、景気の動向によって所得が変わる部分がございますので、どうしても全てを保険税でというふうにはなかなか厳しい部分がございますので、税との兼ね合いを見ながら、どうしても厳しいようであれば、基金を取り崩すと。できたら税で賄うのが一番なんですけども、やはり生活が厳しい部分もございまして、そういうのも勘案しながら取崩しを検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

基金運用に関して、運営主体の県の関与について説明いただきたいんですけども。

○町民課長（内村秀次君）

県は、基金については特段意見等はございませんので、町の考えで積んだり崩したりしているところでございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第32号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第33号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第34号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第35号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第36号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第37号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これをもって総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号から議案第37号までの議案9件につきましては、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第37号までの議案9件につきましては、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

---

◎ 散 会

午前10時21分 散会

---

令和6年 第1回 高原町議会定例会会議録 (第5日)

令和6年3月19日 (火曜日)

---

議事日程 (第5号)

令和6年3月19日 午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第29号 令和6年度高原町一般会計予算
- 日程第 2 議案第30号 令和6年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第31号 令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第32号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第33号 令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第34号 令和6年度高原町水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第35号 令和6年度高原町病院事業会計予算
- 日程第 8 議案第36号 令和6年度高原町工業用水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第37号 令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第29号 令和6年度高原町一般会計予算
- 日程第 2 議案第30号 令和6年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第31号 令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第32号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第33号 令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第34号 令和6年度高原町水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第35号 令和6年度高原町病院事業会計予算
- 日程第 8 議案第36号 令和6年度高原町工業用水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第37号 令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

出席議員（10名）

1番 西嶋 陽代君	2番 岩元 礼子君
3番 福澤 卓志君	4番 温水 宜昭君
5番 末永 充君	6番 外村 仁君
7番 郡山 貞利君	8番 山下 香織君
9番 陣 圭介君	10番 前原 淳一君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君	書記（事務局次長） 外村美保子君
	書記（副主幹） 古川 裕子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長	内村 秀次君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府 和也君	高原病院事務長	久徳 信二君

---

◎ 開議・日程

午後 1時30分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○

---

◎ 日程第1 議案第29号 令和6年度高原町一般会計予算

- ◎ 日程第2 議案第30号 令和6年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- ◎ 日程第3 議案第31号 令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算
- ◎ 日程第4 議案第32号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算
- ◎ 日程第5 議案第33号 令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎ 日程第6 議案第34号 令和6年度高原町水道事業会計予算
- ◎ 日程第7 議案第35号 令和6年度高原町病院事業会計予算
- ◎ 日程第8 議案第36号 令和6年度高原町工業用水道事業会計予算
- ◎ 日程第9 議案第37号 令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算

○議長（前原淳一君）

日程第1、議案第29号、令和6年度高原町一般会計予算から、日程第9、議案第37号、令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算までの議案9件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました各案は、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しております。

これより各常任委員会委員長の報告を求めます。

まず、一般会計予算・決算常任委員会委員長、報告願います。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（陣圭介君）

〔登壇〕

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、事件名。議案第29号、令和6年度高原町一般会計予算。

2、審査の経過。令和6年3月11日、12日、13日、14日、18日、委員会審査。3月12日、現地調査。

令和6年度の高原町一般会計予算は、予算総額が歳入歳出それぞれ63億7,300万円で、前年度比3億6,300万円、6.0%の増となっています。

歳入については、町税8億733万8,000円、地方交付税24億3,800万円、国庫支出金6億1,703万1,000円、県支出金5億576万7,000円、寄附金5億2,500万3,000円、繰入金5億7,010万7,000円、町債3億2,970万円等が計上されており、前年度と比較すると、繰入金が1億6,716万4,000円増、寄附金が1億2,000万円増となったほか、県支出金、国庫支出金、諸収入、町税等がそれぞれ増となり、町債7,830万円及び地方交付税4,200万円等が減となっています。

歳出については、目的別では、総務費16億2,013万8,000円、民生費19億9,458万3,000円、衛生費4億9,234万3,000円、農林水産業費4億2,852万9,000円、商工費2億2,346万1,000円、土木費3億3,025万2,000円、教育費5億6,086万7,000円、公債費5億7,744万8,000円等が計上されており、前年度と比較すると、総務費

2億4,346万5,000円及び民生費2億4,342万8,000円等が増となり、商工費が5,200万3,000円減、土木費が4,239万5,000円減となったほか、消防費、衛生費等がそれぞれ減となっています。

歳出を性質別で見ると、人件費13億3,044万7,000円、物件費12億3,729万4,000円、扶助費8億7,946万7,000円、補助費等9億4,916万1,000円、公債費5億7,744万8,000円、積立金2億6,053万9,000円、繰出金5億6,135万8,000円、投資的経費4億6,224万8,000円等となっており、前年度と比較すると、物件費が1億4,501万5,000円増、人件費が1億2,438万8,000円増となったほか、扶助費、積立金、補助費等がそれぞれ増となり、投資的経費6,350万9,000円及び繰出金2,488万9,000円が減となっています。

そのほか、債務負担行為として、令和7年度から令和12年度までのスクールバス購入事業5,168万円ほか全4事業が設定されています。

そのほかについては、予算書に記載のとおりです。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。本年は、高原町制施行90周年の喜ばしい年である。一方、本町においては、高原病院の経営や養護老人ホーム峰寿園の運営、学校統合に関連する諸課題等、早急に整理、解決すべき問題が山積している。本町の今後の発展と存続を期し、財政基盤が脆弱な中、町民ニーズに的確に応えるべく、引き続き、効率的な行政運営、さらなる行財政改革に努められたい。

令和6年3月19日。一般会計予算・決算常任委員会委員長、陣圭介。高原町議会議長殿。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

次に、総務経済常任委員会委員長、報告願います。

○総務経済常任委員会委員長（末永充君）

[登壇]

本委員会に付託された案件は、議案第30号、議案第34号、議案第36号及び議案第37号の4件です。

順次、読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第30号、令和6年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

2、審査の経過。令和6年3月15日、18日、委員会審査。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48万3,000円です。

令和6年3月末現在の借入対象者は2人で4件、債権残高は1,382万4,396円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和6年3月19日。総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第34号、令和6年度高原町水道事業会計予算。

2、審査の経過。令和6年3月15日、18日、委員会審査。3月12日、現地調査。

業務の予定量は、給水件数4,395件、年間総給水量119万9,200立方メートル、1日平均給水量3,285立方メートルです。

収益的収入及び支出は、収益的収入が前年度比0.7%減の1億9,750万2,000円、収益的支出が前年度比0.96%減の1億9,366万7,000円です。

収入は、営業収益1億7,446万7,000円、営業外収益2,258万7,000円などです。

支出は、営業費用1億7,523万3,000円、営業外費用1,833万2,000円が主なものです。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は企業債2,000万円、他会計負担金743万3,000円など、合計2,743万6,000円が計上されており、支出は建設改良費5,010万円及び企業債償還金4,624万7,000円など、合計9,634万8,000円が計上されています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。今後は、耐震化に向けた配水管の設置等工夫を凝らしながら町民の安心・安全な水の供給に努められたい。

令和6年3月19日。総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第36号、令和6年度高原町工業用水道事業会計予算。

2、審査の経過。令和6年3月15日、18日、委員会審査。

業務の予定量は、給水能力1日最大1,200立方メートルですが、令和6年度も工業用水使用の予定はなく、前年度と大きな変化はありません。

資本的収入及び支出は、収入、支出それぞれ201万3,000円です。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和6年3月19日。総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第37号、令和6年度高原町農業集落排水事業会計予算。

2、審査の経過。令和6年3月15日、18日、委員会審査。

水洗化戸数は、区域内戸数288戸に対し224戸で、加入率は77.8%です。年間総処理水量は4万4,716立方メートルを予定しています。

収益的収入及び支出については、収入、支出ともに4,403万4,000円となっています。

資本的収入及び支出については、収入では、建設改良費に係る企業債1,040万円、国県補助金1,560万の2,600万が計上されています。

支出については、建設改良費2,600万円、企業債還金789万3,000円の3,389万3,000円が計上されています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和6年3月19日。総務経済常任委員会委員長、末永充。高原長議会議長殿。 [降壇]

○議長（前原淳一君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

○文教厚生常任委員会委員長（郡山貞利君） [登壇]

本委員会に付託された案件は、議案第31号、議案第32号、議案第33号及び議案第35号の4件です。

順次、読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第31号、令和6年度高原町国民健康保険特別会計予算。

2、審査の経過。令和6年3月15日、18日、委員会審査。

令和6年2月末時点の国保加入状況は、世帯数が前年度と比較して<sup>※</sup>90世帯の1,427世帯、被保険者数が前年度と比較して172人減の2,168人となっています。※206ページに訂正発言  
予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,026万1,000円で、前年度と比較して1,911万  
2,000円の減となっています。

歳入のうち、国民健康保険税は2億2,022万2,000円で、前年度と比較して1,191万2,  
000円の減となっています。

県支出金は、県補助金の10億7,348万円が計上されています。

一般会計繰入金は1億3,081万1,000円で、前年度と比較して21万円の減となっています。

基金繰入金は1,464万円が計上されています。

歳出の主なものは、保険給付費について、療養諸費、高額療養費及び出産育児諸費等に総額10億  
5,475万5,000円が計上されています。

国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費、後期高齢者支援金等費、介護納付金に、総  
額3億4,748万5,000円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。本町の医療費は、令和5年3月から令和5年10月までの8か月間に、1人当  
り32万9,919円で、前年度と比較して1万9,811円の増となっており、県内では7番目と  
高い順位にある。今後も引き続き、高原町健康づくり推進条例に基づき、町民への運動や食生活な  
どの生活習慣の改善、健康診査受診等の取組や、職場環境の改善の推進の強化を行い、今後も医療  
費抑制に努められたい。

また、厳しい経済状況の中、国民健康保険税徴収には負担の公平性を確保し、財政健全化を図るた  
めにも、なお一層の取組強化を望む。

令和6年3月19日。文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により  
報告します。

記。

1、事件名。議案第32号、令和6年度高原町介護保険事業特別会計予算。

審査の経過。令和6年3月15日、18日、委員会審査。

まず、保険事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ13億8,896万7,000円で、前年度比3,69  
1万8,000円、2.6%の減となっています。

歳入の主なものは、保険料が2億1,240万1,000円で、前年度比476万5,000円の減、  
国庫支出金が3億8,924万6,000円で、前年度比833万5,000円の減、支払基金交付金  
が3億5,847万1,000円で、前年度比1,068万1,000円の減、県支出金が1億8,58

4万5,000円で、前年度比559万1,000円の減、繰入金が2億4,263万7,000円で、前年度比754万6,000円の減となっています。

歳出の主なものは、総務費が2,074万2,000円で、前年度比233万2,000円の減、保険給付費が13億56万5,000円で、前年度比3,761万8,000円の減、地域支援事業費が6,600万2,000円で、前年度比365万4,000円の増となっています。

次に、介護サービス事業勘定ですが、予算の総額は、歳入歳出それぞれ567万3,000円です。

歳入の主なものは、サービス収入が564万9,000円です。

歳出の主なものは、サービス事業費567万1,000円です。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

委員会の意見。本町では、令和6年1月末現在、要支援者107人、要介護者487人、計594人が認定されている。年々高齢化社会が進む中、第9期介護保険事業計画に基づき、利用者の多様化するニーズに沿うべく、きめ細やかなサービス提供に努められたい。

令和6年3月19日。文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第33号、令和6年度高原町後期高齢者医療特別会計予算。

2、審査の経過。令和6年3月15日、18日、委員会審査。

令和6年2月末時点の後期高齢者の被保険者数は、前年度と比較して60人増の2,017人となっています。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,014万7,000円で、前年度と比較して1,491万7,000円、4.6%の減となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が9,171万9,000円で、前年度と比較して687万円の増、繰入金が2億1,820万9,000円で、前年度と比較して134万7,000円の減、諸収入が21万5,000円で、受託事業を一般会計に移したことにより、前年度と比較して2,044万円の減となっています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億708万6,000円で、支出総額の99.0%を占めています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和6年3月19日。文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第35号、令和6年度高原町病院事業会計予算。

2、審査の経過。令和6年3月15日、18日、委員会審査。

令和6年度の業務の予定量について、入院患者数は、前年度と比較して2,555人の増、年間延べ1万2,775人、1日平均35人。外来患者数は、前年度と比較して9,190人減の年間延べ2万510人、1日平均70人となっています。

収益的収入及び支出については、病院事業収益が6億6,384万8,000円で、前年度と比較して2,638万9,000円の増、病院事業費用が9億4,953万6,000円で、前年度と比較して8,926万7,000円の減となっています。

資本的収入は2,842万4,000円で、主なものは、他会計負担金の2,842万1,000円です。

資本的支出は7,304万1,000円で、その主なものは、建設改良費の1,827万円及び企業債償還金の5,477万円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,461万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,443万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17万9,000円で補填するものとされています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

少数意見の留保。なし。

委員会の意見。高原病院は、地域における基幹的な公的医療機関として地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、病院経営は引き続き厳しくなる傾向にあり、さらなる改善が望まれる。今後も、圏域内外の慢性期・救急医療を担いながら、将来にわたり住民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健・福祉・介護部門等との連携により、高齢化社会に対応できる病院づくりを強く要望する。

令和6年3月19日。文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

すいません、訂正箇所があります。

1ページ目を御覧ください。

議案第31号の審査の経過、上から2行目になります。

「90世帯減」に訂正いたします。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これをもって報告を終結します。

これより、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第29号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第30号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第31号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第32号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第33号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第34号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第35号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第36号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第37号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これをもって、各常任委員会委員長に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、議案第29号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第30号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第31号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第32号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第33号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第34号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第35号について許します。討論はありませんか。

○9番（陣圭介君）

病院事業会計について、5年ぶりになりますけど、賛成の立場で討論いたします。

組織体制、病床機能がようやく見直しされる予定となっており、今回の予算でようやく医業収益、長らく医業収益が医業費用の中の給与費を下回っている状況が、予算ベース上も続いてきたわけですが、今回の組織の見直しによって、ようやく逆転が図られる見込みということで、予算上はこういう数字が示されていますが、決算上もこういう結果が出るように期待しての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（前原淳一君）

次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第36号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第37号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これをもって討論を終結します。

これより、各案の採決を行います。

まず、議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

起立多数です。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

○

◎ 日程第10 議案第19号 高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第10、議案第19号、高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とし、前回の議事を継続します。

これから、議案第19号の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

議案第19号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第11 議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第11、議案第38号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第38号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書は、別冊を御覧いただきたいと思えます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

職員の給与は、国並びに他の地方公共団体の職員等の事情を考慮すべきものであるという給与改定の原則がございます。今回、給与改定に係る昇給の基準について改定を行うものでございます。

今回の改正の内容は、定年引上げによるラスパイレス指数上昇を鑑み、高齢者層職員に係る昇給・昇格制度の見直しを行います。

具体的には、55歳を超える職員の昇給、特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとする改正であります。国家公務員及び県内でも複数の市町村が抑制を行っているところであります。このことにつきまして、今般、職員団体との協議の上、合意が得られたため提案するのであります。

以上、御審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

本改正条例案第4条なんですけど、第4条の議案には書いてありませんけれども、例規集の記載を見ているけれども、第3項、職員の昇給は規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとするという項を受けて、第4項で、前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数を、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準としてというふうになっていまして、それを受けて第5号が、改正前が第4号給とあるのを2号給とするという規定だったわけですが、改正後の条文において、4号給とあるのを2号給とするという規定がなくなるのではないかという懸念があって、その下に、昇給させる場合の昇給の号給数は町長が別に定めるとあるのですけれども、もともと条例で明確に規定されていたものをなくすことに対する考え方についてお伺いしたいのと、改正後の条文で、特に良好な成績で勤務した場合という、特に良好な成績というものの基準という

ものを、第4項にも良好な成績で勤務した職員とありますけれども、良好とか特に良好という基準をどのように評価するかという点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○総務課長（末永恵治君）

まず、5項の2号給をなくすという考え方ですが、標準、良好な成績をゼロ号給というふうに考えておきまして、だから、良好な成績では昇給させないと。特に良好な成績を勤務した場合に限りということで行うものであります。

特に良好な成績、人事評価につきまして、一番最上位がS、次がA、この2つが、特に良好なものとして位置づけられるもので、標準の良好な成績はBとなっております、人事評価でそこは決定するものでございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

標準の2号給という数字がなくなることについての考え方。2という数字が消えているので。昇給させる号給が分からなくなるんじゃないかということを行っているんですけども。4だったものをこの第5項で2号給にという、はっきりと2号級昇給させると明確に規定しているものが、その評価によってじゃなくて、1とか2とか3とかそういう数字の明確さがなくなってしまったんじゃないかなと思っているんですけど。

それから、ちょっと私は人事評価について詳しく存じないんですけども、この間の予算の説明の中で、人事評価の制度の運用支援事業を令和6年度から行っていかれるという説明を受けましたけども、それとの関連もあるんですか。ちょっと人事評価について、もうちょっと分かりやすく説明いただけたらなと。通常だと、良好、特に悪くなければ良好という判断でゼロということだと思うんですけども、今、言ったAとかSとか、その辺がよく分からないので説明をもらえますか。

○総務課長（末永恵治君）

55歳を超える職員につきましては、標準な成績では昇給させないということで、させる場合は町長が別に定めるというふうにしておりまして、それを人事評価で、職責に応じた業績評価という人事評価があるんですけども、これが点数化されておりまして、トータルが60を超えるとB評価、これが良好な成績、標準な成績と。80を超えるとA評価、ここから上は特に良好な成績となるんですけど、90を超えるとSという評価、特にすばらしい評価ということでそういう位置づけにしています。

人事評価で、こうやって給料とか昇給とかボーナスにまで影響していきますので、やはりちゃんとした基準、被評価者も評価者も納得する基準をもって評価しなければならないと思っておりますので、今回の運用支援を行いまして、それぞれ部署が違ってどのような評価をするかというような、いわゆる目ざろえみみたいな形を行うので、こういう予算化をしていただいたわけでございます。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

議案第38号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第12 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（前原淳一君）

次に、日程第12から日程第14までの各委員会の事務調査についての3件を一括議題とします。

各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

お諮りします。

各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、各委員会の事務調査についての3件については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全部終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。したがって、定例会は本日で閉会することに決定しました。

ここで、町長より発言の申入れがありましたので、発言を許可いたします。

○町長（高妻経信君）

令和6年第1回高原町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回の定例会では、3月6日から本日までの14日間の会期におきまして、地域商社事業計画、収支予算の報告案件、教育委員会教育長の任命に伴う同意案件、人権擁護委員候補者の推薦に伴う諮問案件、一般会計ほか各会計の令和5年度補正予算案件が7件、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ほか条例改正及び設置案件が13件、指定管理者の指定案件が6件、他の議案2件、一般会計ほか8会計の令和6年度予算など、各常任委員会の委員会審査、そして、現地調査を含み慎重審議により、合計42案件につきまして、全て原案どおりに御決定いただきありがとうございます。

各議案の審議において議員各位から賜りました御指摘に対しましては、職員一同、真摯に受け止めながら事務の執行に努めてまいります。

また、9名の議員から出されました一般質問につきましては、防災対策について、公共施設整備について、職員体制について、観光について、子育て支援について、公営住宅について、町財政状況について、定住移住など、いずれも高原町にとって喫緊の課題であり、また、町民生活に直結している内容の質問をお受けいたしました。御指摘いただきました内容について、改善すべき点は早急に改善し、今後の町政運営に反映させてまいりますので、これからも御指導賜りますようお願いを申し上げます。

公共施設の整備につきましては、高原病院の経営規模縮小や養護老人ホーム峰寿園の管理運営体制の直営への移行、激甚化する自然災害への対応などもあり、令和3年11月に策定しております公共施設等整備の基本方針の見直しが必要となっております。公のたても等整備検討委員会や町民の皆様のご意見を賜りながら方針を決定してまいりたいと考えております。

小中学校の統廃合につきましては、次代を担う子供たちのために、よりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図るため、小中一貫教育校準備委員会を開催しながら、令和8年度の小中学校統合の準備を進めてまいります。

また、養護老人ホーム峰寿園の管理運営につきましては、来年度から町の直営となることから、職員体制を整え、利用者の皆さんに負担をかけることなく、円滑な移行と運営に努めてまいります。

今年、昭和9年に高原町制が施行されてから90周年となります。高原町の歴史を振り返り、高原町をつくり上げてきた先人に感謝し、高原町の未来に向けた飛躍の年にしたいと考えております。記念事業には、子供から大人まで多くの町民の皆様に参加していただき、町全体で盛り上がる1年にしてまいりたいと考えております。

令和6年度当初予算におきましては、各会計とも厳しい財源の中で、事業の精査や将来の財政運営に配慮しながら編成に当たってまいりました。しかしながら、町民の要望に答えられなかったものもあり、財源の確保が伴わないものや国県補助内容の不明確な事業につきましては、補正予算、あるいは次年度以降へ先送りとさせていただいたところであります。

予算は町民の貴重な税が財源となっていることを職員一人一人が深く認識し、多様化する町民ニーズの把握に努め、事業効果を検証しながらその執行に当たってまいります。今後とも、議員各位の

御理解を賜りますことをお願いいたしまして、今定例会の閉会に当たり、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（前原淳一君）

これにて令和6年第1回高原町議会定例会を閉会します。

◎ 閉 会

午後 2時27分 閉会